

令和2年度

大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会

【主催】 文部科学省

## ＜配付資料＞

### ○ 大学入学者選抜関係

1.	大学入学者選抜に関する説明動画資料（更新版）	1
2.	大学入学者選抜関係資料	18
3.	令和3年度大学入学者選抜実施要項について（通知）	36
4.	令和3年度大学入学者選抜実施要項の変更について	71
5.	令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインの一部改正について（通知）	81
6.	令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策等について（通知）	106
7.	「令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」について（通知）	125
8.	大学入学共通テストの利用に係る手続について	136
9.	令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項（通知）	139
10.	国立大学の2021年度入学者選抜についての実施要領	151
11.	公立大学の2021年度入学者選抜についての実施要領	158
12.	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて（通知）	165
13.	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）	168
14.	令和3年度大学入学者選抜におけるオンラインによる選抜実施について（依頼）	171
15.	大学等を受験する目的での外国人入学志願者の来日について	174
16.	大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止について（通知）	177
17.	大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について（最終報告）	187
18.	入試問題における著作物の取り扱いについて	190
19.	情報学的アプローチによる「情報科」大学入学者選抜における評価手法の研究開発	192
20.	大学入学資格関係告示の一部改正について	194
21.	日本の大学入学審査におけるCambridge International AS&A Levelの活用促進について	197

### ○ 教務関係

22.	大学教育改革について	200
23.	飛び入学制度、教育関係共同利用拠点制度について	221
24.	先導的・大学改革推進委託事業について	224
25.	大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際の留意点について	226
26.	職業能力開発大学校・短期大学校における学修への単位認定等について	231
27.	大学等における求人公募のオンライン化の推進について	234
28.	大学等における対面授業の再開と感染予防の両立について	237
29.	高等教育の修学支援について	241

### ○ 国際バカロレア関係

30.	大学入学者選抜における国際バカロレアの活用	258
-----	-----------------------	-----

### ○ 専門職大学・専門職短期大学関係

31.	専門職大学・専門職短期大学・専門職学科について	264
-----	-------------------------	-----

### ○ 高等学校教育関係

32.	新学習指導要領下における学習評価及び指導要録の改善について	269
33.	高校生のための学びの基礎診断	279

### ○ その他

34.	高等学校卒業程度認定試験パンフレット（一般用）	281
35.	専修学校について	285
36.	職業実践専門課程リーフレット	287

### ○ 別冊

37.	法曹コース3+2 裁判官、検察官、弁護士への新しい道！	
38.	新学習指導要領リーフレット	

# 1. 大学入学者選抜に関する説明動画 資料（更新版）

# 令和2年度 大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会

## 大学入学者選抜に関する説明動画資料(更新版)

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度大学入学者選抜及び各大学の入学者選抜における対応状況について
- ② 大学入試のあり方検討会議における議論の状況について
- ③ 大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議における議論の状況について



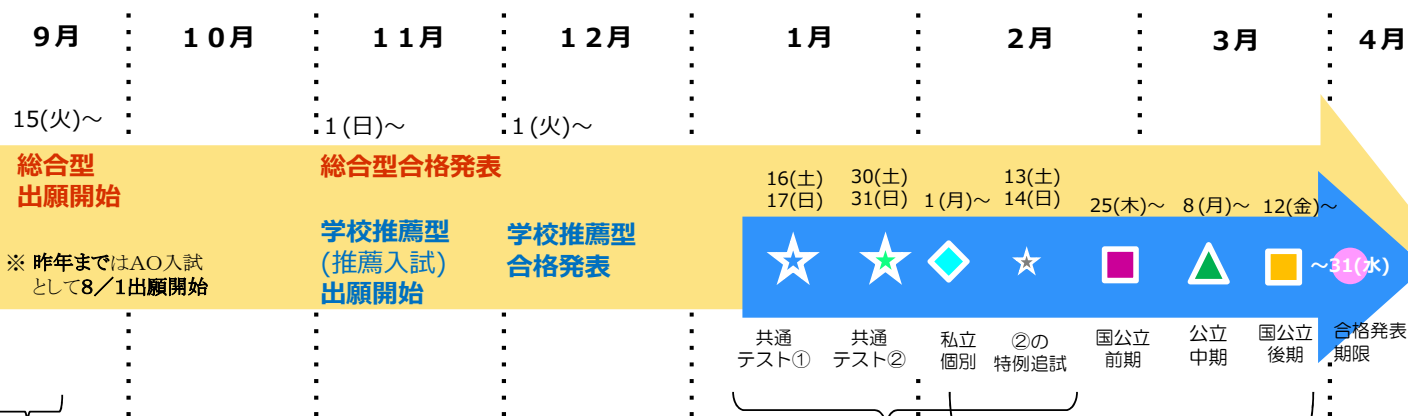
# ① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度大学 入学者選抜及び各大学の入学者選抜における対応状況について

## ② 大学入試のあり方検討会議における議論の状況について

## ③ 大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議 における議論の状況について

### 令和3年度大学入学者選抜に係る試験期日及び試験実施の際の配慮事項について

#### 令和3年度入学者選抜日程



※ 昨年まではAO入試として8/1出願開始

総合型選抜の出願時期を2週間後ろ倒し  
(昨年と比べ1か月半後ろ倒し)

- ・追試験を例年より1週間後ろ倒し、2週間後に実施（共通テスト②）。
- ・共通テスト②の会場数を例年の2会場から大幅に拡充し47都道府県に設置。
- ・学業の遅れを理由に出願時から共通テスト②を選択することも可能とする。
- ・共通テスト②の追試験（疾病等を理由）もその2週間後に実施。
- ・共通テスト①と②の得点調整は行わない。

追試日程等の確保による新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の選択肢の確保

## 総合型・学校推薦型

- 総合型選抜の出願時期（当初予定は9 / 1～）は**2週間の後ろ倒し（9 / 15～）**  
※昨年と比べ1.5か月後ろ倒し

高等学校等の臨時休業が長期化したことに伴う大会や資格・検定試験の中止等に配慮  
丁寧な面接等時間をかけて選抜する総合型選抜の趣旨を踏まえた選考期間の確保

## 共通テスト・一般選抜

入試日程の変更不安を有する多くの高校現場の意向を踏まえ、試験日程は当初予定通り実施。  
その上で、高校の約3割が受験生の不安解消等のため入試日程の後ろ倒しを求めていることを十分に踏まえ対応。

受験生が罹患した場合等にも対応できる受験機会確保のための試験日程

### ● 共通テストの追試験を活用した選択肢確保

- ・共通テスト②を共通テスト①の2週間後に、会場を大幅に拡充して47都道府県に設置
- ・学業の遅れを理由に出願時から共通テスト②を選択することも可能とする。
- ・共通テスト②の追試験（疾病等を理由）もその2週間後に実施（特例追試）

### ● 個別学力検査での受験機会の確保

- ・追試験の設定
- ・追加の受験料を徴収せずに、別日程での受験に振替

国公立大学すべてに**いずれかを必ず実施することを要請し、実施予定大学を文部科学省HP等で公表（8 / 7～）**

（公表URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/koudai/detail/mext\\_00060.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/mext_00060.html)）

4

## 出題範囲等

### ● 共通テストの科目指定への配慮要請

※各大学のアドミッション・ポリシーを踏まえ、例えば、地歴、公民、理科の2科目指定を1科目に減じることや、指定科目以外の科目への変更（例えば「物理」から「物理基礎」等）を認めるなどの検討を要請。

### ● 学習の進展にばらつきがあるため、個別学力検査での出題範囲等の工夫を強く要請

（高校第3学年で履修することの多い科目〔数学Ⅲ、物理、化学、生物、地学、世界史B、日本史B、地理B、倫理、政治・経済など〕）

- ・選択問題の設定
- ・「発展的な学習内容」から出題しないことや、出題する場合は、設問中に補足事項を記載するなど

**実施予定大学を文部科学省HP等で公表（8 / 7～）**

（公表URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/koudai/detail/mext\\_00060.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/mext_00060.html)）

- ◎ 試験実施時期の**感染拡大の状況**によっては**試験日程を改めて検討**。
- ◎ 秋以降に臨時休業が実施された場合で、**高校卒業・大学入学の時期が4月以降にずれ込む場合には、それに応じて入試日程も変更**。

5

調査結果の概要（令和2年11月25日現在）

■ 一般選抜・個別学力検査

①感染者等の受験機会の確保	全体 (767大学)	国立大学 (82大学)	公立大学 (92大学)	私立大学 (593大学)
感染者等の受験機会の確保のための配慮を実施	698大学 (91.0%)	80大学 (97.6%)	78大学 (84.8%)	540大学 (91.1%)
追試験を実施（①）	341大学 (44.5%)	79大学 (96.3%)	75大学 (81.5%)	187大学 (31.5%)
追加の受験料を徴収せずに、 別日程への受験の振替を実施（②）	491大学 (64.0%)	1大学 (1.2%)	8大学 (8.7%)	482大学 (81.3%)
追試験と振替を両方実施 （①と②の内数）	134大学 (17.5%)	—	5大学 (5.4%)	129大学 (21.8%)
その他	6大学 (0.8%)	2大学 (2.4%)	3大学 (3.3%)	1大学 (0.2%)
検討中	54大学 (7.0%)	—	11大学 (12.0%)	43大学 (7.3%)
実施しない	9大学 (1.2%)	—	—	9大学 (1.5%)

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

※大学入学共通テストの成績及び出願書類等による再選考を行う場合も追試験に含む。

②学業の遅れに対する出題範囲等の配慮	全体 (767大学)	国立大学 (82大学)	公立大学 (92大学)	私立大学 (593大学)
選択問題の設定 /発展的な内容から出題しないことなど配慮を実施	401大学 (52.3%)	60大学 (73.2%)	36大学 (39.1%)	305大学 (51.4%)

令和3年度の定員管理に係る取扱いについて

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて(令和2年8月18日付け 文部科学省高等教育局長通知)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて(令和2年8月18日付け 文部科学省高等教育局私学部長通知)

<背景>

- 令和3年度大学入学者選抜における受験生の受験機会の確保のため、文部科学省より、各大学の個別学力検査において、**追試験の設定や、追加の受験料を徴収せずに別日程への受験の振替**（以下「追試験等」という。）を要請しているところ
- 他方で、**追試験等の設定により**、受験生の志望動向や進学する大学の決定時期も変更される可能性があり、各大学の歩留まりにも影響を及ぼし、**入学定員管理が通常よりも困難となることが想定**

<対応>

- 各大学における追試験等の設定が促進され、受験生の受験機会の確保が図られるよう、**令和3年度の定員超過の取扱いについては、例外的な対応を実施**

**令和3年度の入学者のうち、追試験等に合格し入学した者については、入学定員超過率の算定における入学者には含めないこととする**（収容定員超過率の扱いについては従前のとおり）

なお、共通テストの特例追試験受験者で、共通テスト(1)(2)受験者とは別に合格し、入学した者についても同様の取扱いとする

※各大学において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではないことから、各大学においては、入学定員管理の適正化の観点から十分に踏まえた入学者選抜を行うことが重要。

## 調査書の変更について

### ● 第3学年の評定欄の記載方法

総合型・学校推薦型選抜への出願に際し、臨時休業により、第3学年の評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とすることを可とする。

(例:「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業のため記載不可。」)

### ● 特別活動及び指導上参考となる諸事項の欄の記載

臨時休業や大会、資格・検定試験等の中止等により、記載できない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載することとする。

(例:「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」)

### ● 上記の記載不可等をもって不利益に取り扱わないことを各大学へ要請

## 令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン (令和2年6月19日決定、10月29日改定「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」)【概要】

### 1. 基本的な考え方

本ガイドラインは、各試験場において新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供する視点に立って、大学入試センター及び各大学が試験実施体制を整えるに当たっての望ましい内容や方法等を提示するもの（大学入学共通テストの感染予防対策については、別途、大学入試センターが策定）

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

※赤字は10月29日改定箇所

大学入試センター及び各大学は、試験場において、以下に示す3つの時点ごとに新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置をとること

#### (1) 事前の準備

- ☑ 試験室数や、試験室の座席間の距離の確保（なるべく1m程度）
- ☑ マスク、速乾性アルコール製剤の準備、試験室の机、椅子の消毒
- ☑ 医師、看護師等の配置
- ☑ 受験生の状況に応じた別室の確保【別紙参照】
- ☑ 試験場への入退出方法の検討（密状態の回避）
- ☑ 新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置 等

#### (2) 試験当日の対応

- ☑ マスク着用、試験室ごとの手指消毒の義務付け
- ☑ 換気の実施（少なくとも1科目終了後ごと）
- ☑ 発熱・咳等の症状のある受験生への対応（追試験や別室での受験を提示）
- ☑ 無症状の濃厚接触者も、一定の要件を満たした場合は受験を認めることが可能【別紙参照】
- ☑ 昼食時の対応（時間を制限、自席での食事を要請）等

#### (3) 試験終了後

- ☑ 試験監督者等の健康観察
- ☑ 保健所等の行政機関への協力（仮に感染者がいた場合の対応） 等

### 3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理

- ☑ 医療機関の事前受診（発熱・咳等の症状のある者）
- ☑ 体調不良の場合、追試験等の受験を検討
- ☑ 試験当日の各自検温、発熱・咳等の症状の申出、マスクの持参等
- ☑ 「新しい生活様式」等の実践
- ☑ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の活用 等

## 無症状の濃厚接触者\*の大学受験について

\*過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。

- 無症状の濃厚接触者については、以下の要件をクリアしていれば受験を認めることができること。  
(当日受験させないこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。)

- ☑ 初期スクリーニング(自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検査)の結果、陰性であること ※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験
- ☑ 受験当日も無症状であること
- ☑ 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
- ☑ 終日、別室で受験すること

- 併せて、試験場においては、以下の感染対策を講じること。

- ☑ 別室まで他の受験者と接触しない動線が確保されていること
- ☑ 別室では受験者の座席間隔を2メートル以上確保すること
- ☑ 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上確保すること
- ☑ 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付け、入退室時の手指消毒を徹底すること

## 受験生の状況に応じた別室の確保

- 以下の①～③の受験生への対応は以下のとおり。

- ①基礎疾患を有する者、合理的配慮を要する障害等のある者 → 別室を確保
- ②発熱・咳等の症状のある者 → ①と異なる別室を確保
- ③無症状の濃厚接触者 → 試験運営上、可能な限り、②と異なる別室を確保することが望ましい  
②と③を同じ別室で受験させる場合でも、①とは異なる別室とすること

## 令和3年度大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策【概要①】

本予防対策は、令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン(令和2年6月19日「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定)をベースに、大学入学共通テスト実施に当たって各大学が対応する内容を整理したもの。(令和2年11月6日大学入試センター通知)

### 1. 試験室の設定等

- ☑ 試験室の座席間の距離(1メートル程度)の確保
- ☑ 休養室に医師等を配置
- ☑ 保護者等の控室は原則設置しない 等

### 2. 各種感染防止策

- ☑ 昼食時を除きマスクの常時着用を義務付け(未所持者にはマスクを提供)
- ☑ 速乾性アルコール製剤等を配置し、入退室を行うごとに手指消毒を義務付け
- ☑ 1科目終了ごとに少なくとも10分程度以上換気
- ☑ 昼食時は学生食堂等の開放は行わず、他者との会話等を極力控えつつ、自席での食事を指示
- ☑ トイレ入口に導線を示し、混雑を避けた利用を促すとともに、必要に応じ試験開始時間を繰り下げ
- ☑ 試験前日に机・椅子等のアルコール消毒実施
- ☑ 主任監督者の口頭指示による飛沫対策のため、主任監督者と受験者との距離を2メートル以上確保 等

### 3. 試験場入場時等の対応

- ☑ 入場時の混雑を避けるため、各試験場ごとに、入場開始時間の前倒しや、一定間隔の確保、複数の入口・門の使用などの工夫を行い、大学のホームページ等で周知
- ☑ 発熱・咳等の症状のある受験者は申し出るよう、試験場入口に案内を掲示し、注意喚起
- ☑ 一斉退出による混雑を避けるため、退室の順番や、試験場からの退出方法を監督者から指示 等

### 4. 発熱・咳等の症状を申し出た受験者への対応

- ☑ 各試験の開始前ごとに、発熱・咳等の症状の有無を監督者が確認し、症状のある者は、休養室で対応
- ☑ 休養室では医師等がチェックリスト(次頁参照)に基づき受験者の症状について確認。
- ☑ チェックリストの確認項目に該当した者は、追試験を案内  
※当日の受験は認めない。
- ☑ チェックリストの確認項目に該当せず、継続受験を希望する場合は別室受験 等  
※別室の座席間隔は概ね2メートル以上とする。



## 5. 保健所等の行政機関への協力

- ☑ 試験終了後、感染が判明した受験者・監督者等がいた場合、保健所等行政機関が行う調査に協力

## 6. 監督者等への周知事項等

- ☑ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践
- ☑ 試験前7日間を目安に継続して体温測定を実施  
※試験当日の監督者等の体調不良に備え、大学は代替要員を確保する。
- ☑ 監督等の業務従事後、体温測定や体調観察を実施 等

## 7. 受験者に対する周知

- ☑ 試験の前から継続して発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行うこと
- ☑ 新型コロナウイルス罹患中の者は受験できないこと
- ☑ 試験当日は自主検温を行い、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験の受験を検討すること
- ☑ 37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある者は、その旨監督者等に申し出ること
- ☑ 「新しい生活様式」を実践するとともに、体調管理に心がけること
- ☑ 新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAのダウンロードが望ましいこと 等

## 【参考】

### ●発熱・咳等を申し出た受験者用チェックリスト

※A欄で1項目以上、又はB欄で2項目以上、本チェックリストに該当する場合は、追試験を案内  
※チェックリスト該当者には医療機関への受診を勧める

確認項目	
A	発熱の症状がある（37.5度以上）
	息苦しさ（呼吸困難）がある
	強いだるさ（倦怠感）がある
B	味を感じない（味覚障害がある）
	臭いを感じない（嗅覚障害がある）
	咳の症状が続いている
	咽頭痛が続いている
	下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く）
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる
	過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触がある

12

# 令和3年度大学入学共通テスト実施に向けたロードマップ①

## 【令和2年】

- 6月30日 入試センターより、大学入学共通テスト実施要項の公表

出願時期、「学業の遅れ」の対象者、共通テスト①（1月16,17日）②（1月30,31日）、特例追試験（2月13,14日）の出題教科・科目、時間割、試験場、得点調整の実施要件、大学への成績提供日 等を公表

- 7月1～20日 **日程選択に関する意向把握調査を実施**（文科省）

※各都道府県教育委員会等を通じて全高等学校の最終学年の生徒を対象  
※共通テスト②については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れのため、当該日程で受験することが適当であると学校長に認められた生徒が対象

- 9月28日～10月8日 **共通テスト出願**  
(受験生はこの時点で受験日程を選択)

# 令和3年度大学入学共通テスト実施に向けたロードマップ②

【令和3年】

- 1月16, 17日 共通テスト①
- 1月22日 共通テスト① 得点調整有無の発表
- 1月30, 31日 共通テスト② → **全都道府県に会場設置**
- 2月4日 共通テスト② 得点調整有無の発表
- 2月8日～ 共通テスト①、② **成績提供開始**
- 2月13, 14日 特例追試験 → 原則として**全国2会場**
- 2月18日～ 特例追試験 **成績提供開始**



緊急のお知らせ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について  
更新：11月27日 NEW

重要なお知らせ






- ・学習支援コンテンツポータルサイト（子供の学び応援サイト）更新（令和2年11月24日）
- ・GIGAスクール構想の実現について（令和2年11月13日更新）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で学習等支援が必要になった皆さんへ（令和2年11月6日更新）
- ・文部科学大臣メッセージ「児童虐待の根絶に向けて～地域全体で子供たちを見守り育てるために～」発信（令和2年10月30日）
- ・学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について（令和2年10月20日）（PDF:1814KB）
- ・「いまスタ」社会人の学び応援プロジェクト（令和2年10月20日更新）
- ・新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト（令和2年10月16日）

今日の出来事  
令和2年11月25日更新





令和2年全国都道府県知事会議に萩生田大臣が出席

## 令和3年度大学入学者選抜実施要項等について

今年度に実施する大学入学者選抜における入試方法や試験期日等について記載した「令和3年度大学入学者選抜実施要項」が定められました。新型コロナウイルス感染症対策に伴う、大学入学者選抜の日程や試験実施上の配慮等について記載しています。また、新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインを添付しています。

- 令和3年度大学入学者選抜実施要項(PDF:1,165KB) 
- 令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン(令和2年10月29日改定)(PDF:273KB) 
- 令和3年度大学入学者選抜実施要項に関するQ&A(R2.11.24更新)(PDF:429KB) 
- 令和3年度大学入学者選抜に係る試験期日及び試験実施の際の配慮事項について(PDF:235KB) 
- 令和3年度大学入学者選抜におけるオンラインによる選抜実施について(PDF:211KB) 

(参考)

- 令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱(PDF:200KB) 
- 令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱(PDF:161KB) 
- 令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の見直しについて(大学向け)(PDF:260KB) 
- 令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の見直しについて(高校向け)(PDF:268KB) 
- 令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項

(独立行政法人大学入試センターのウェブサイトへリンク)

- ① **新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度大学入学者選抜及び各大学の入学者選抜における対応状況について**
- ② **大学入試のあり方検討会議における議論の状況について**
- ③ **大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議における議論の状況について**



● 国際化、情報化の急速な進展



社会構造も急速に、かつ大きく変革。

- 知識基盤社会のなかで、新たな価値を創造していく力を育てることが必要。
- 社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むことが必要。

【学力の3要素】

- ① 知識・技能の確実な習得
- ② (①を基にした) 思考力、判断力、表現力
- ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

学力の3要素を  
多面的・総合的に評価する

大学入学者選抜

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革

高大接続改革

学力の3要素を育成する

高等学校教育

高校までに培った力を  
更に向上・発展させ、  
社会に送り出すための

大学教育

大学入試改革について

教育再生実行会議第四次提言

「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」 (平成25年10月31日)

大学入学者選抜は、高等学校教育を基盤として、各大学のアドミッションポリシーの下、能力・意欲・適性を見極め、大学での教育に円滑につなげていくことが必要。このため、大学入試のみを問題にするのではなく、**高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の在り方について、一体的な改革を行う必要**

多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換

大学入学者選抜は、各大学のアドミッションポリシーに基づき、能力・意欲・適性や活動歴を**多面的・総合的に評価・判定するものに転換**

達成度テスト（発展レベル）（仮称）の導入

国は、大学教育を受けるために必要な能力の判定のための**新たな試験を導入。外国語等の外部検定試験の活用を検討**

文部科学省における主な取組

- ◆ 中央教育審議会答申（平成26年12月）、高大接続システム改革会議最終報告（平成28年3月）等に沿って、大学入学者選抜の改革を推進
- ◆ 受験生の「学力の3要素」\*について、**多面的・総合的に評価する入試に転換**  
\*：①知識・技能 ②思考力・判断力・表現力 ③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

● 大学入学共通テスト実施方針（平成29年7月13日）

● 知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、**思考力・判断力・表現力を中心に評価**

● 「国語」、「数学I」、「数学I・数学A」については、マークシート問題に加え、**記述式問題を出題**

● 英語の「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を適切に評価するため、**共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用**

マーク式問題の工夫・改善

記述式問題について指摘された主な課題

- ① 質の高い採点者の確保
- ② 正確な採点
- ③ 採点結果と自己採点の不一致 など

英語成績提供システムについて指摘された主な課題

- ① 受験に係る地域的事情や経済的に困難な者への対応
- ② 障害のある受験者への配慮
- ③ 異なる試験を活用することの公平性 など

令和元年11月・12月 安心して受験できる配慮などの準備状況が十分ではないことから、共通テストにおける英語成績提供システム・記述式問題の**導入見送り**を発表

令和元年12月 「大学入試のあり方に関する検討会議」設置 → 英語4技能評価や記述式出題を含めた**大学入試のあり方について改めて検討**

- 入試と高校教育や大学教育との役割分担をどう考えるか、どこまでを入試で問うべきか、また共通テストと各大学の個別入試との役割分担をどう考えるかなどについて、外部の有識者からのヒアリングも交えつつ検討

## 1. 趣旨

「大学入試英語成績提供システム」及び大学入学共通テストにおける国語・数学の記述式に係る今般の一連の経過を踏まえ、大学入試における英語4技能の評価や記述式出題を含めた大学入試のあり方について検討を行う。

## 2. 検討事項

- (1) 英語4技能評価のあり方
- (2) 記述式出題のあり方
- (3) 経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮
- (4) その他大学入試の望ましいあり方

## 3. 実施方法

- (1) 別に委嘱する委員の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ(1)以外の者にも協力を求めるほか、幅広く関係者の意見を聴くものとする。
- (3) 会議は原則として公開する。但し、会議を公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認める場合その他正当な理由があると認められる場合は会議の全部又は一部を非公開とする。

## 4. 実施期間

令和元年12月27日から令和2年末までとし、必要に応じて延長する。

## 5. その他

- (1) 会議の庶務は、関係局課の協力を得て高等教育局大学振興課において処理する。
- (2) この決定に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項については、必要に応じ会議に諮って定める。

20

◇委員 (◎：座長、○：座長代理)

### 【有識者委員】

- |        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 荒瀬 克己  | 関西国際大学基盤教育機構教授                       |
| ○川嶋太津夫 | 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長（特任教授（常勤））       |
| 斎木 尚子  | 東京大学公共政策大学院客員教授                      |
| 穴戸 和成  | 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長               |
| 島田 康行  | 筑波大学人文社会系教授                          |
| 清水 美憲  | 筑波大学大学院教育研究科長・教授                     |
| 末富 芳   | 日本大学文理学部教授                           |
| ○益戸 正樹 | UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行社外取締役         |
| ◎三島 良直 | 国立研究開発法人日本医療研究開発機構理事長、東京工業大学名誉教授・前学長 |
| 両角亜希子  | 東京大学大学院教育学研究科准教授                     |
| 渡部 良典  | 上智大学言語科学研究科教授                        |

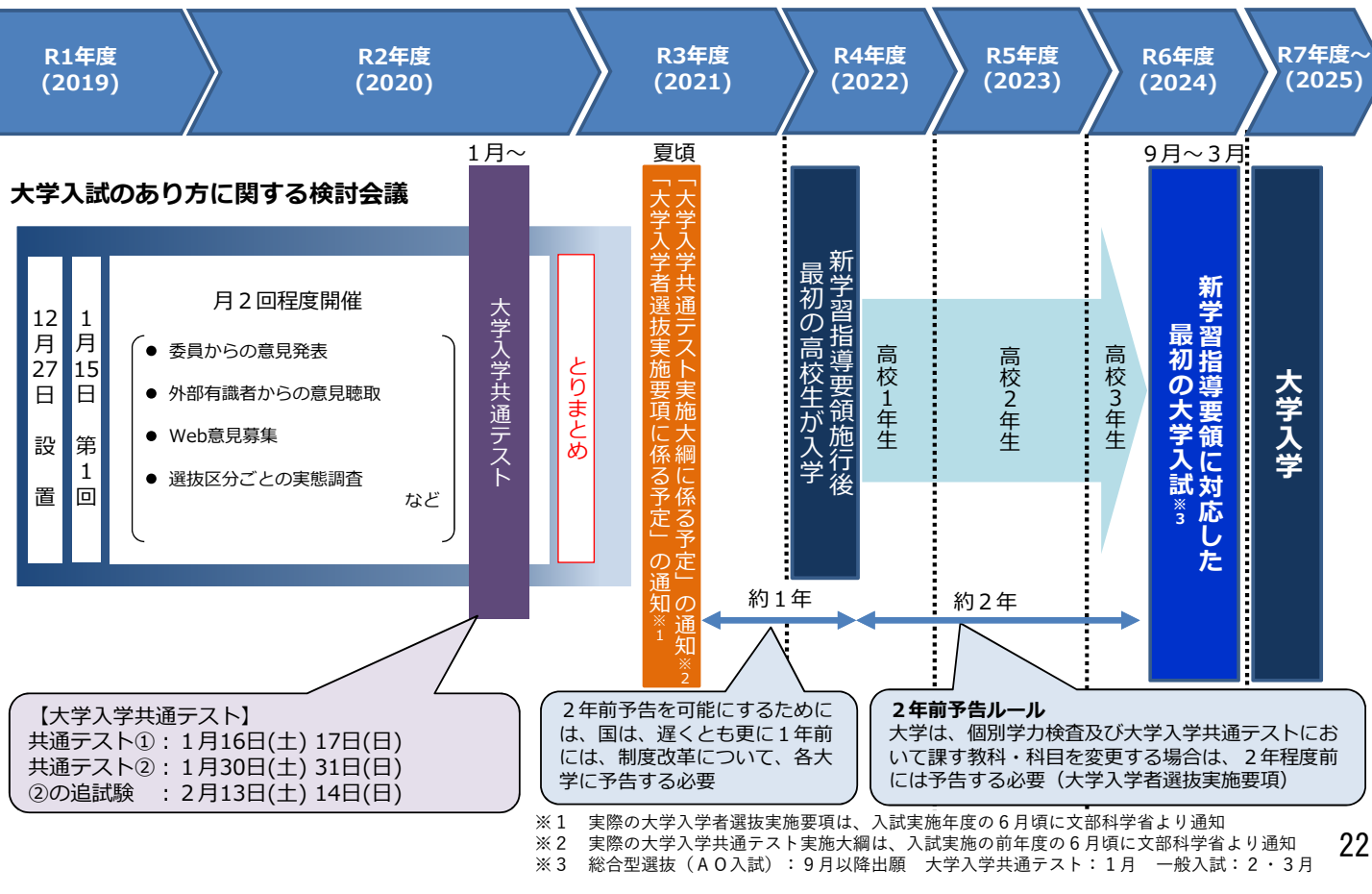
### 【団体代表委員】

- |       |  |
|-------|--|
| 岡 正朗  | 山口大学学長、一般社団法人国立大学協会入試委員会委員長                |
| 小林 弘祐 | 学校法人北里研究所理事長、日本私立大学協会常務理事                  |
| 芝井 敬司 | 関西大学学長、一般社団法人日本私立大学連盟常務理事                  |
| 柴田洋三郎 | 公立大学法人福岡県立大学理事長・学長、一般社団法人公立大学協会指名理事        |
| 萩原 聡  | 東京都立西高等学校長、全国高等学校長協会会長                     |
| 吉田 晋  | 学校法人富士見丘学園理事長・富士見丘中学高等学校校長、日本私立中学高等学校連合会会長 |
| 牧田 和樹 | 一般社団法人全国高等学校PTA連合会顧問                       |

### 【オブザーバー】

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 山本 廣基 | 独立行政法人大学入試センター理事長 |
|-------|-------------------|

# 令和6（2024）年度実施の大学入試に向けたスケジュール



22

## 今後の会議の進め方①

（大学入試のあり方に関する検討会議（第14回）（令和2年9月30日）における座長・副座長提案）

第13回の検討会議において、座長・副座長から今後の会議の進め方について提案があり、委員による議論を踏まえた上で、第14回の検討会議において、以下の方針が決定した。

### 1. 検討事項について

- (1) 英語4技能評価のあり方
- (2) 記述式出題のあり方
- (3) 経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮
- (4) 「その他大学入試の望ましいあり方」

#### ①ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入試のあり方

（例：共通テストと個別試験の関係、一般選抜と総合型選抜・学校推薦型選抜の関係、入試におけるデジタル化、感染症等への耐性向上、大学・高校・国の調整・協議のルール化等）

#### ②大学入学共通テストのあり方

（例：個別試験との役割分担、試験の目的を踏まえ、科目等の精選、セーフティネットとしての役割 等記述式や英語4技能評価のあり方についてはその方向性も踏まえて判断する。）

## 2. 当面の検討の進め方

(1) 新型コロナウイルス感染防止の観点、遠方からの参加委員も多いこと等を踏まえ、会議を安定的・効率的に実施する観点から、感染拡大の状況を注視しつつ当面はWEB会議にて議論を継続する(月2回程度を想定)。

(2) 当面、概ね以下のような要領で会議を開催する。

- ① WEBによる意見募集の結果を踏まえた議論を行う。
- ② 選抜区分毎の実態調査(※大学からの意見募集を含む)を踏まえた議論を行う。
- ③ ①②の後、関係団体等からの再度の意見発表を踏まえた議論を行う。  
※追加のヒアリングについては①②を踏まえてその可否を判断する。
- ④ 適当な時期に、科目の精選や大学入試のデジタル化等についての大学入試センターにおける検討状況、大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議の審議状況等の報告を受けて議論を行う機会を設ける。
- ⑤ ①～④を踏まえ、必要に応じ、テーマを絞った集中的な議論を行う回を設ける。
- ⑥ 年明け以降、第1回大学入学共通テストなど令和3年度大学入試の実施状況も踏まえつつ更に議論を行う。  
※新学習指導要領に対応した令和6年度実施の大学入試に係る予定の通知を令和3年夏に行う必要。

(3) 取りまとめに当たっては、以下の点に留意する。

- ① 具体的な案に基づき十分な議論の時間を確保する。
- ② これまで指摘された課題や、延期や見送りをせざるを得なかった経緯の検証から得られる教訓、大学入試が踏まえるべき原則(公平性・公正性の確保等)を盛り込む。
- ③ 令和6年度実施を目指すもの、更にその先を目指して議論すべき課題などを整理する。

## 大学入試のあり方に関する検討会議 開催経緯(各回の主な議題) ①

### 第1回 令和2年1月15日(水)

1. 検討会議の議事運営等について
2. これまでの経緯・今後の検討スケジュールについて

### 第2回 令和2年2月7日(金)

1. 令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの報告
2. 中央教育審議会(第124回)における意見の報告等
3. 過去の検討経緯の整理
4. 委員からの意見発表  
・川嶋太津夫 委員(大阪大学高等教育・入試研究開発センター長(特任教授(常勤)))  
・牧田 和樹 委員(一般社団法人全国高等学校PTA連合会)

### 第3回 令和2年2月13日(木)

1. 委員からの意見発表  
・萩原 聡 委員(全国高等学校長協会)  
・吉田 晋 委員(日本私立中学高等学校連合会)  
・岡 正朗 委員(一般社団法人国立大学協会)  
・柴田洋三郎 委員(一般社団法人公立大学協会)  
・芝井 敬司 委員(一般社団法人日本私立大学連盟)

### 第4回 令和2年3月19日(木)

1. 委員からの意見発表  
・小林 弘祐 委員(日本私立大学協会)  
・穴戸 和成 委員(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長)  
・両角亜希子 委員(東京大学大学院教育学研究科准教授)
2. 高等学校学習指導要領と英語資格・検定試験との関係について
3. 「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」の設置について

### 第5回 令和2年4月14日(火)

1. 委員からの意見発表  
・荒瀬 克己 委員(関西国際大学基盤教育機構教授)  
・島田 康行 委員(筑波大学人文社会系教授)  
・斎木 尚子 委員(東京大学公共政策大学院客員教授、前外務省研修所長(元同国際法局長・経済局長))  
・末富 芳 委員(日本大学文理学部教授)
2. 外部有識者・団体からのヒアリングについて

### 第6回 令和2年4月23日(木)

1. 来年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応状況
2. 外部有識者・団体からのヒアリングについて
3. 英語4技能評価及び記述式問題の実態調査の進め方について
4. 委員からの意見発表  
・清水 美憲 委員(筑波大学大学院教育研究科長・教授)  
・益戸 正樹 委員(UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行社外取締役)  
・渡部 良典 委員(上智大学言語科学研究科教授)
5. 大学入試センターからの説明

### 第7回 令和2年5月14日(木)

1. 新型コロナウイルス感染症への対応状況
2. 外部有識者・団体からのヒアリング  
・倉元 直樹 氏(東北大学高度教養教育・学生支援機構教授)  
・米本さくら 氏(東京都立西高等学校3年(日本若者協議会推薦))  
・幸田飛美花 氏(山口県立岩国高等学校3年(日本若者協議会推薦))  
・南風原朝和 氏(東京大学名誉教授)  
・新井 紀子 氏(国立情報学研究所社会共有知研究センター長)  
・大森 昭生 氏(共愛学園前橋国際大学学長)

### 第8回 令和2年6月5日(金)

1. 令和3年度大学入学者選抜について
2. 外部有識者・団体からのヒアリング  
・吉田 研作 氏(上智大学言語教育センター長)  
・中村 高康 氏(東京大学大学院教育学研究科教授)  
・高宮 敏郎 氏(学校法人高宮学園(代々木ゼミナール)副理事長)  
・永瀬 昭幸 氏(株式会社ナガセ(東進ハイスクール)社長)  
・石井 壘 氏(株式会社旺文社教育情報センター・蛍雪情報グループ)



**第9回** 令和2年6月16日（火）

- 外部有識者・団体からのヒアリング
  - 高田 直芳 氏（埼玉県教育委員会教育長）
  - 斉藤 圭祐 氏（NPO法人 全国言友会連絡協議会 理事長）
  - 近藤 武夫 氏（東京大学先端科学技術研究センター准教授）
  - 河合 英樹 氏（学校法人河合塾 理事長）
  - 石原 賢一 氏（駿台教育研究所 進学情報事業部部長）
  - 杉田 道子 氏（秋田県立秋田北高等学校教育専門監）
  - 井坂 直樹 氏（茨城県立土浦第一高等学校教諭）
  - 小玉 裕介 氏（石川県立金沢泉丘高等学校教諭）
  - 藪内 章彦 氏（兵庫県立姫路西高等学校主幹教諭）
  - 谷口みち佳 氏（愛媛県立松山南高等学校教諭）
  - 高木 慎二 氏（熊本県立八代高等学校指導教諭）

**第10回** 令和2年6月26日（金）

- 外部有識者・団体からのヒアリング
  - 林 佳世子 氏（東京外国語大学 学長）
  - 羽藤 由美 氏（京都工芸繊維大学 教授）
  - 川嶋太津夫 氏（大阪大学 教授）
  - 小川 佳万 氏（広島大学 教授）
  - 山本以和子 氏（京都工芸繊維大学 教授）
  - 深堀麻菜香 氏（北海道情報大学 4年）
  - 原 真里 氏（兵庫県立大学附属高等学校 2年）

**第11回** 令和2年7月7日（火）

- 外部有識者・団体からのヒアリング
  - 佐藤 誠 氏（島根県教育センター教育企画部 部長）
  - 青山 智恵 氏（ケンブリッジ大学英語検定機構 試験開発部門 日本統括）
  - 安田 智恵 氏（プリティッシュカウンシル試験部 部長）
  - 前田 剛 氏（IDP:IELTS Australia IELT業務管理日本統括 責任者）
  - 込山 智之 氏（ベネッセコーポレーションGTEC開発部 部長）
  - 塩崎 修健 氏（日本英語検定協会教育事業部 部長）
  - 根本 齊 氏（CIEE (TOEFL日本拠点) 代表理事）
  - 三橋 峰夫 氏（国際ビジネスコミュニケーション協会調査 研究室室長）

**第12回** 令和2年7月21日（火）

- 外部有識者・団体からのヒアリング
  - 宮田 一雄 氏（日本経済団体連合会 教育・大学改革推進委員会企画部会長）
  - 春田 雄一 氏（日本労働組合総連合会 経済社会政策局長）
- 大学入学者選抜に関する実態調査について

**第13回** 令和2年8月7日（金）

- 大学入試に関するWeb意見募集について
- 今後の進め方について

- 大学入学者選抜における英語4技能評価及び記述式問題の実態調査 7/14-9/14
- 大学入試のあり方に関するweb意見募集 8/12-9/11

**第14回** 令和2年9月30日（水）

- 今後の会議の進め方について
- 大学入試に関するWeb意見募集について

**第15回** 令和2年10月16日（金）

- 討議 整理しておくべき事項について

**第16回** 令和2年10月27日（火）

- 整理しておくべき事項について（前回のご意見を踏まえて）
- 大学入学者選抜における英語4技能評価及び記述式問題の実態調査の結果（学部別調査関係）について
- 団体代表委員からの意見発表
  - 日本私立大学連盟

**第17回** 令和2年11月16日（月）

- 大学入学者選抜における多面的な評価の在り方の検討状況について
- 「高校生のための学びの基礎診断」の経緯と現状について
- 大学入学者選抜における英語4技能評価及び記述式問題の実態調査の結果（選抜区別調査関係）について
- 団体代表委員からの意見発表
  - 公立大学協会
  - 日本私立大学協会

① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度大学入学者選抜及び各大学の入学者選抜における対応状況について

② 大学入試のあり方検討会議における議論の状況について

③ 大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議における議論の状況について

# 大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する 協力者会議について（高等教育局長決定） ①

## 1. 趣旨

（令和2年2月21日高等教育局長決定）

大学入学者選抜における多面的な評価に関する具体的な内容や手法等について、高等学校関係者、大学関係者、有識者、保護者関係者等からなる協力者会議を設置し、総合的な検討を行う。

## 2. 検討事項

- (1) 大学入学者選抜における多面的な評価の内容や手法に関する事項
- (2) 調査書の在り方及び電子化手法に関する事項
- (3) 調査書や志願者本人記載資料の活用及び大学への情報提供の在り方に関する事項
- (4) その他審議が必要とされる事項

## 3. 構成員

- (1) 本協力者会議は、別紙の者により構成するものとする。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者からの意見を聴くことができるものとする。

## 4. 実施期間

令和2年2月21日から令和2年12月31日までとし、必要に応じて延長する。

## 5. その他

- (1) 本協力者会議の庶務は、高等教育局大学振興課が処理する。
- (2) 本協力者会議の運営は、必要に応じて関係局課の協力を得ることとする。

28

# 大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する 協力者会議について（高等教育局長決定） ②

## ◇委員（◎：主査）

- 明比 卓 神奈川大学事務局長・理事、日本私立大学協会大学教務研究委員会副委員長  
石崎 規生 東京都立世田谷泉高等学校統括校長、全国高等学校長協会大学入試対策委員会委員長  
井上 義裕 (株)JMC 主席エキスパート  
◎圓月 勝博 同志社大学学長補佐、一般社団法人日本私立大学連盟教育研究委員会委員長  
川嶋太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長（特任教授（常勤））  
柴田洋三郎 公立大学法人福岡県立大学理事長・学長、一般社団法人公立大学協会指名理事  
柴原 宏一 前茨城県教育委員会教育長、茨城大学特命教授  
高井 潤 埼玉県立狭山工業高等学校 主幹教諭  
高田 直芳 埼玉県教育委員会教育長、全国都道府県教育長協議会  
田中 厚一 帯広大谷短期大学長、日本私立短期大学協会副会長  
垂見 裕子 武蔵大学社会学部教授  
長塚 篤夫 順天中学校高等学校長、日本私立中学高等学校連合会常任理事  
西郡 大 佐賀大学アドミッションセンター長  
星野 由雅 長崎大学教授、一般社団法人国立大学協会入試委員会専門委員  
牧田 和樹 一般社団法人全国高等学校PTA連合会顧問  
巳波 弘佳 関西学院大学学長補佐

**第1回** 令和2年3月19日（木）15：00～17：00

1. 協力者会議の議事運営等について
2. これまでの経緯について

**第2回** 令和2年4月17日（金）15：00～17：00

1. 今後の進め方等について
2. 委員からの意見発表
  - ・ 柴田洋三郎 委員 （公立大学法人福岡県立大学理事長・学長、一般社団法人公立大学協会指名理事）
  - ・ 西郡 大 委員 （佐賀大学アドミッションセンター長）
  - ・ 巳波 弘佳 委員 （関西学院大学学長補佐）

**第3回** 令和2年5月20日（水）15：00～17：00

1. 委員からの意見発表
  - ・ 石崎 規生 委員 （東京都世田谷泉高等学校統括校長、全国高等学校長協会大学入試対策委員会委員長）
  - ・ 柴原 宏一 委員 （前茨城県教育委員会教育長、茨城大学特命教授）
  - ・ 長塚 篤夫 委員 （順天中学校高等学校長、日本私立中学高等学校連合会常任理事）

**第4、5回** 「JAPAN e-Portfolio」運営許可の審査のため、非公開

**第6回** 令和2年7月17日（金）15：00～17：30

1. 委員からの意見発表
  - ・ 牧田 和樹 委員 （一般社団法人全国高等学校PTA連合会顧問）
  - ・ 井上 義裕 委員 （株式会社JMC主席エキスパート）
  - ・ 川嶋太津夫 委員 （大阪大学高等教育・入試研究開発センター長（特任教授（常勤）））
  - ・ 垂見 裕子 委員 （武蔵大学社会学部教授）

**第7回** 令和2年9月30日（水）15：00～17：00

1. これまでの意見の整理（案）について

**第8回** 令和2年10月29日（木）15：00～17：00

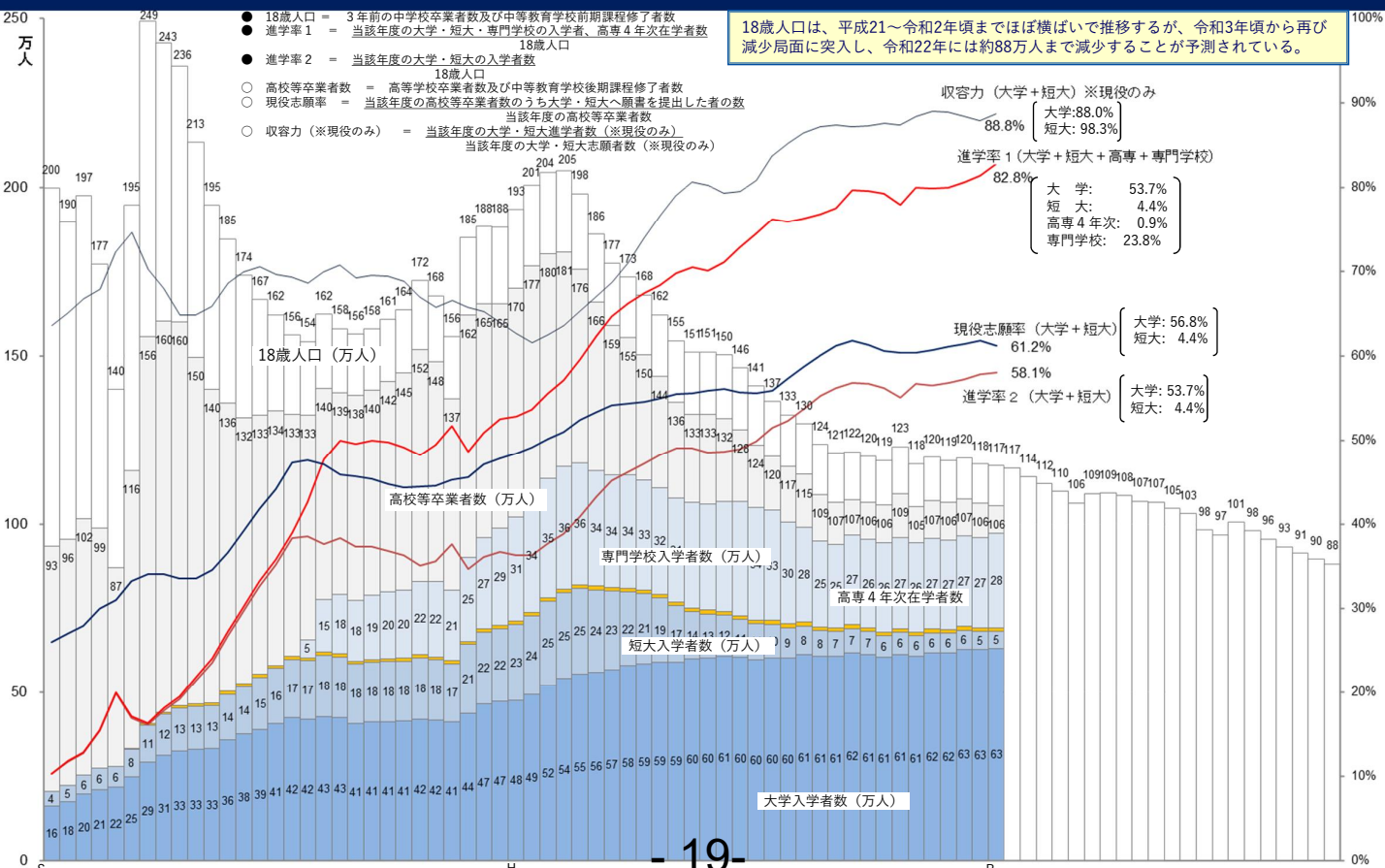
1. これまでの意見の整理（案）について
2. 今後の審議における論点について（案）

## 2. 大学入学者選抜関係資料



# I. 18歳人口及び高等教育機関への入学者・進学率等の推移

## 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



【出典】 文部科学省「学校基本統計」 令和14年～22年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成29年推計) (出生中位・死亡中位)」を元に作成  
 ※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

# 高等学校卒業生数・大学（学部）志願者数・大学（学部）入学定員の推移

年度	高等学校等 卒業生数	大学（学部） 入学志願者数	大学（学部）入学者数				大学（学部）入学定員				大学（学部） 進学率
	計	計	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
平成 10	1,441,061	790,423	590,743	107,311	21,205	462,227	515,735	102,526	19,813	393,396	36.4%
11	1,362,682	756,422	589,559	105,240	22,629	461,690	524,807	99,899	21,011	403,897	38.2%
12	1,328,940	745,200	599,655	103,054	23,578	473,023	535,445	97,297	21,792	416,356	39.7%
13	1,327,109	750,331	603,953	103,013	24,125	476,815	539,370	97,337	22,289	419,744	39.9%
14	1,315,079	756,333	609,337	103,301	24,276	481,760	543,319	97,072	22,399	423,848	40.5%
15	1,281,656	742,934	604,785	103,762	25,153	475,870	543,818	97,187	22,916	423,715	41.3%
16	1,235,482	722,227	598,331	103,552	25,074	469,705	545,261	96,525	23,084	425,652	42.4%
17	1,203,251	699,732	603,760	104,130	26,050	473,580	551,775	96,485	24,063	431,227	44.2%
18	1,172,087	690,435	603,054	104,027	26,935	472,092	561,959	96,393	25,033	440,533	45.5%
19	1,148,108	689,673	613,613	102,455	26,967	484,191	567,123	96,278	25,235	445,610	47.2%
20	1,089,188	670,371	607,159	102,345	27,461	477,353	570,250	95,956	25,462	448,832	49.1%
21	1,065,412	668,590	608,731	101,847	28,414	478,470	573,223	96,272	26,532	450,419	50.2%
22	1,071,422	680,644	619,119	101,310	29,107	488,702	575,325	96,447	27,397	451,481	50.9%
23	1,064,074	674,696	612,858	101,917	29,657	481,284	578,427	96,458	27,742	454,227	51.0%
24	1,056,387	664,334	605,390	101,181	30,017	474,192	581,428	96,497	27,987	456,944	50.8%
25	1,091,614	679,199	614,183	100,940	30,044	483,199	583,618	96,512	28,395	458,711	49.9%
26	1,051,343	661,555	608,247	100,874	30,669	476,704	586,024	96,465	28,823	460,736	51.5%
27	1,068,989	666,327	617,507	100,631	30,940	485,936	588,962	96,277	28,843	463,842	51.5%
28	1,064,352	665,237	618,423	100,146	31,307	486,970	593,347	95,981	29,317	468,049	52.0%
29	1,074,655	679,004	629,733	99,462	31,979	498,292	606,835	95,693	29,858	481,284	52.6%
30	1,061,565	679,040	628,821	99,371	33,073	496,377	616,697	95,650	32,717	488,330	53.3%
31	1,055,807	673,844	631,267	99,136	33,712	498,419	614,803	95,635	31,748	487,420	53.7%

※高等学校等卒業生数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の前年度の卒業生数（現役のみ）  
 ※大学（学部）入学志願者数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の卒業生のうち、大学（学部）への入学志願者数（過年度卒業生を含む）  
 ※大学（学部）入学志願者数については、同一人が2校（学部）以上を志願した場合も1名として計上される。  
 ※大学（学部）入学者数・・・大学（学部）への入学者数（過年度卒業生を含む）  
 ※大学（学部）進学率・・・大学（学部）入学者数／18歳人口（3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数）  
 【出典】高等学校等卒業生数、大学（学部）入学志願者数、大学（学部）入学者数・・・文部科学省『学校基本統計』  
 大学（学部）入学定員・・・全国大学一覧

## II. 大学入学者選抜の現状

# 総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の区分

## ○総合型選抜（AO入試）

### （概要）

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学修に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方法。

①入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等を積極的に活用。

②入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等における選抜では、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意。

③「見直しに係る予告」で示した評価方法等\*又は大学入学共通テストのうち少なくともいづれか一つを必ず活用。

\*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。

### （時期）

出願期間は9月1日～(令和3年度は15日～)

結果発表は11月1日～

学力検査を課す場合の試験期日は  
2月1日～3月25日

## ○学校推薦型選抜（推薦入試）

### （概要）

出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料として判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

①「見直しに係る予告」で示した評価方法等\*又は大学入学共通テストのうち少なくともいづれか一つを必ず活用。

②推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた学力の3要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。

③募集人員は、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲で定める。

\*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。

### （時期）

出願期間は11月1日～

結果発表は12月1日～

(一般選抜の試験期日の10日前まで)

学力検査を課す場合の試験期日は  
2月1日～3月25日

## ○一般選抜（一般入試）

### （概要）

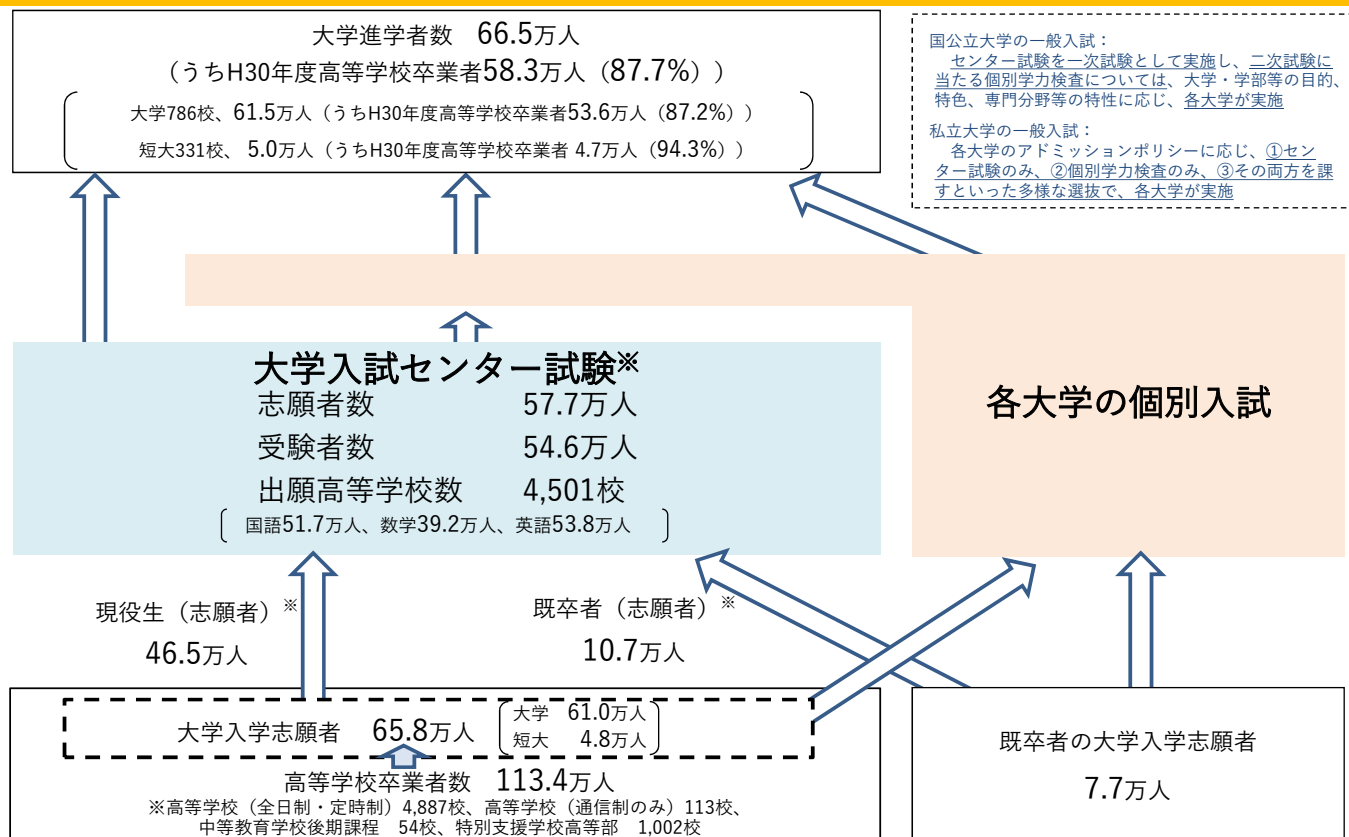
調査書の内容、学力検査、小論文、入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法。

### （時期）

学力検査を課す場合の試験期日は2月1日～3月25日

結果発表は～3月31日まで

## 平成31年度入学者選抜における受験者数等



注1) 数値については千人未満は四捨五入している。

注2) 学校基本調査に基づく既卒者の大学入学志願者は、卒業した高校等が把握している数値であり、大学入試センター試験に出席する既卒者の数値とは一致しない。

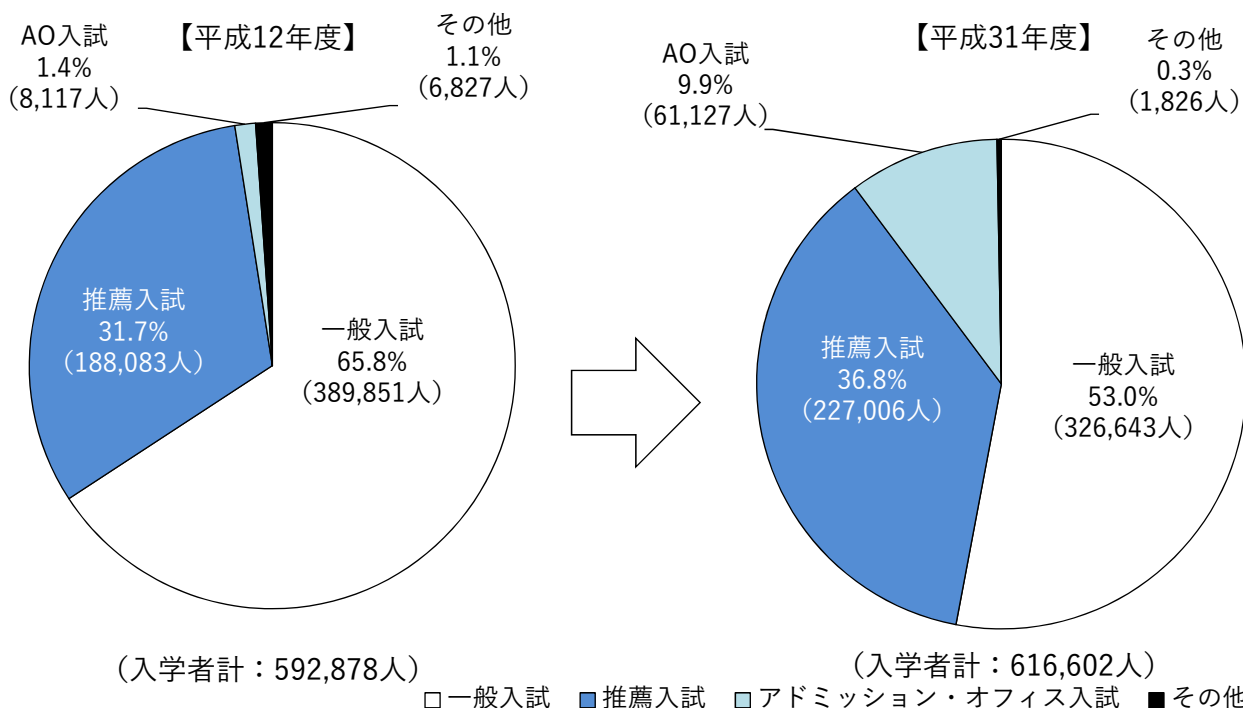
注3) 高等学校には、高等学校全日制・定時制・通信制のほか、中等教育学校後期課程及び特別支援学高等部を含む。

注4) 現役生46.5万人及び既卒者10.7万人と志願者数57.7万人の差分(0.5万人)は、高卒認定試験合格者(0.4万人)や外国の学校(12年の課程)修了者(0.03万人)等による。

【出典】令和元年度学校基本調査(※についてはH31(2019)年2月大学入試センター公表資料より)

# 平成31年度入学者選抜実施状況の概要（平成12年との比較）

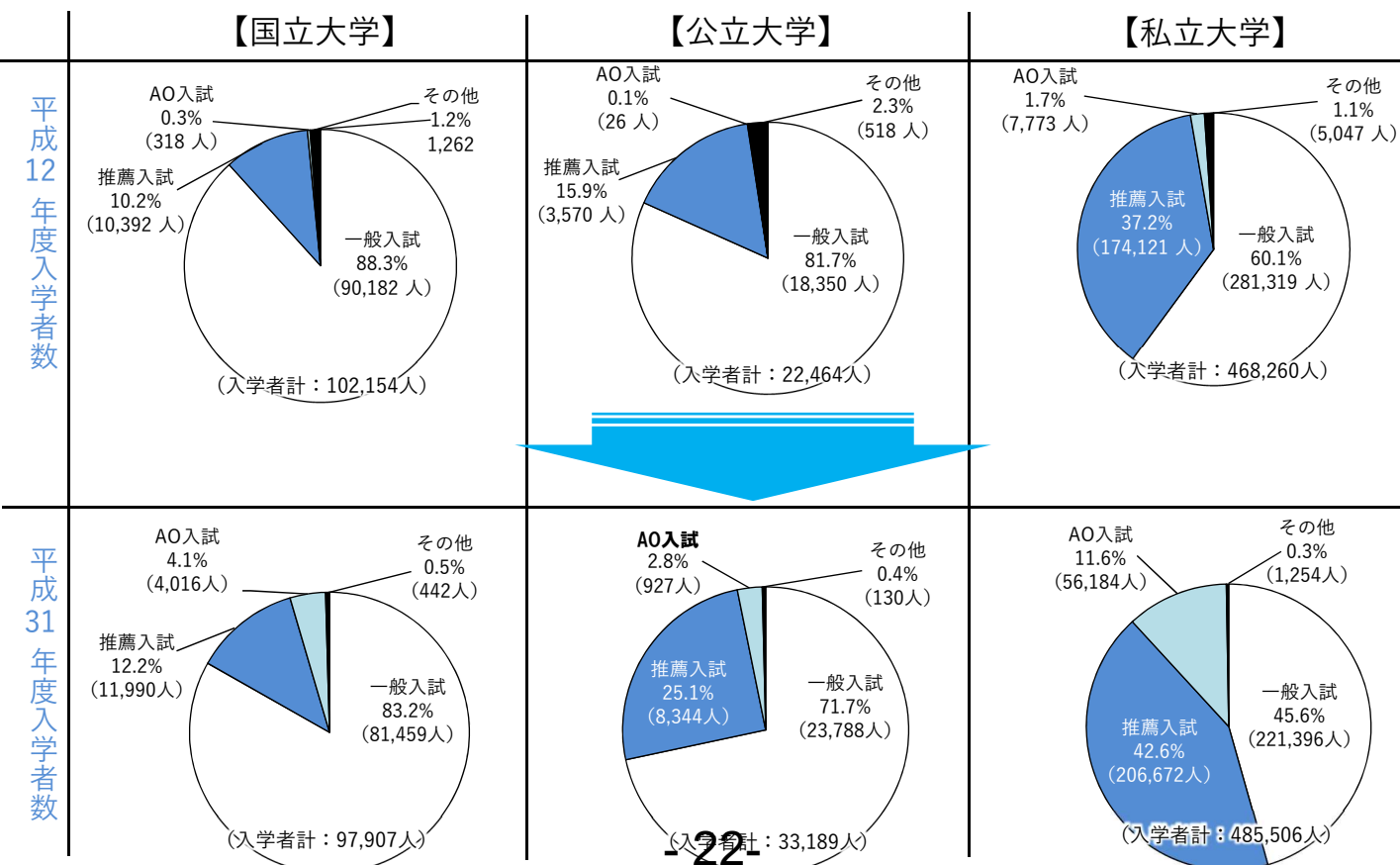
平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、AO入試、推薦入試を経由した入学者が大きく増加しており、入試方法の多様化が進んでいる。



(注) 「その他」：専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、帰国子女・中国引揚者等子女入試など

【出典】平成31年度国公立大学・短期大学入学者選抜実施状況の概要

## 平成31年度入学者選抜実施状況の概要（国公立別平成12年との比較）

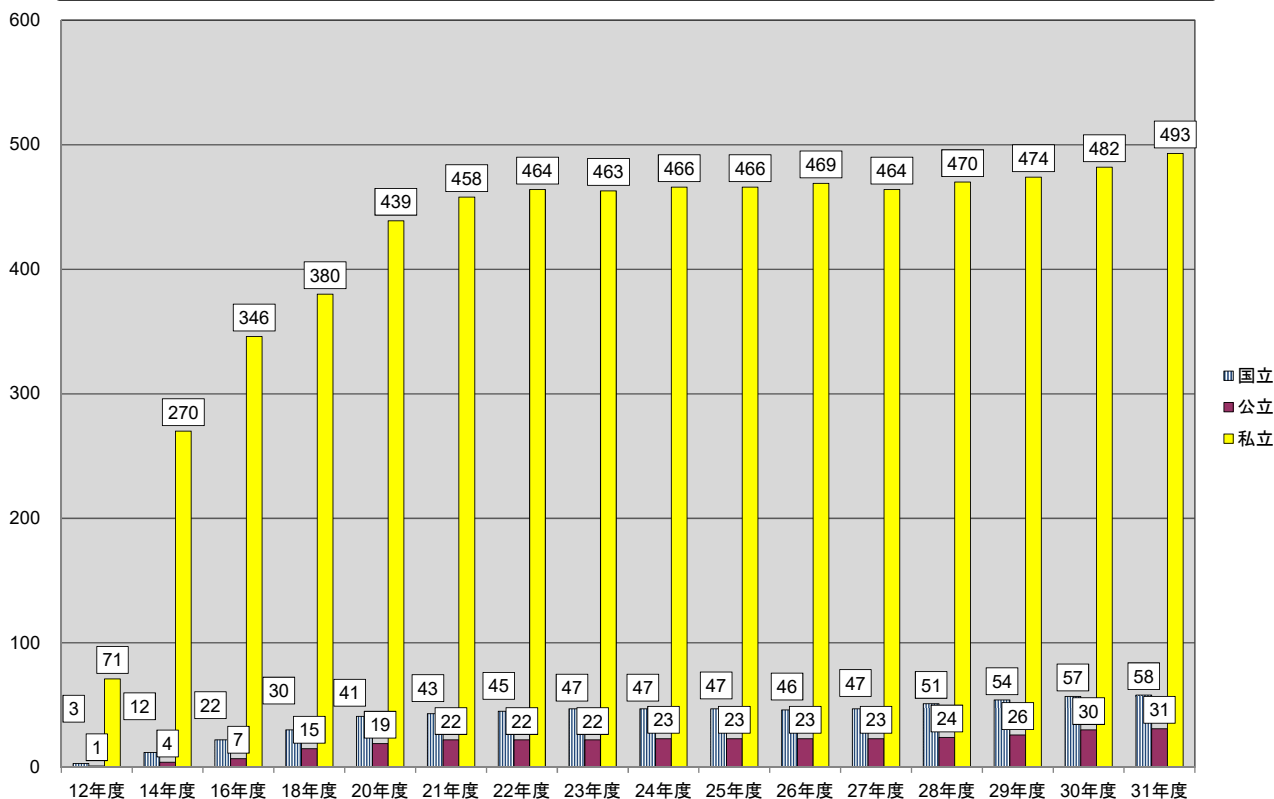


(注) 「その他」：専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、帰国子女・中国引揚者等子女入試など

文部科学省大学入試室調べ

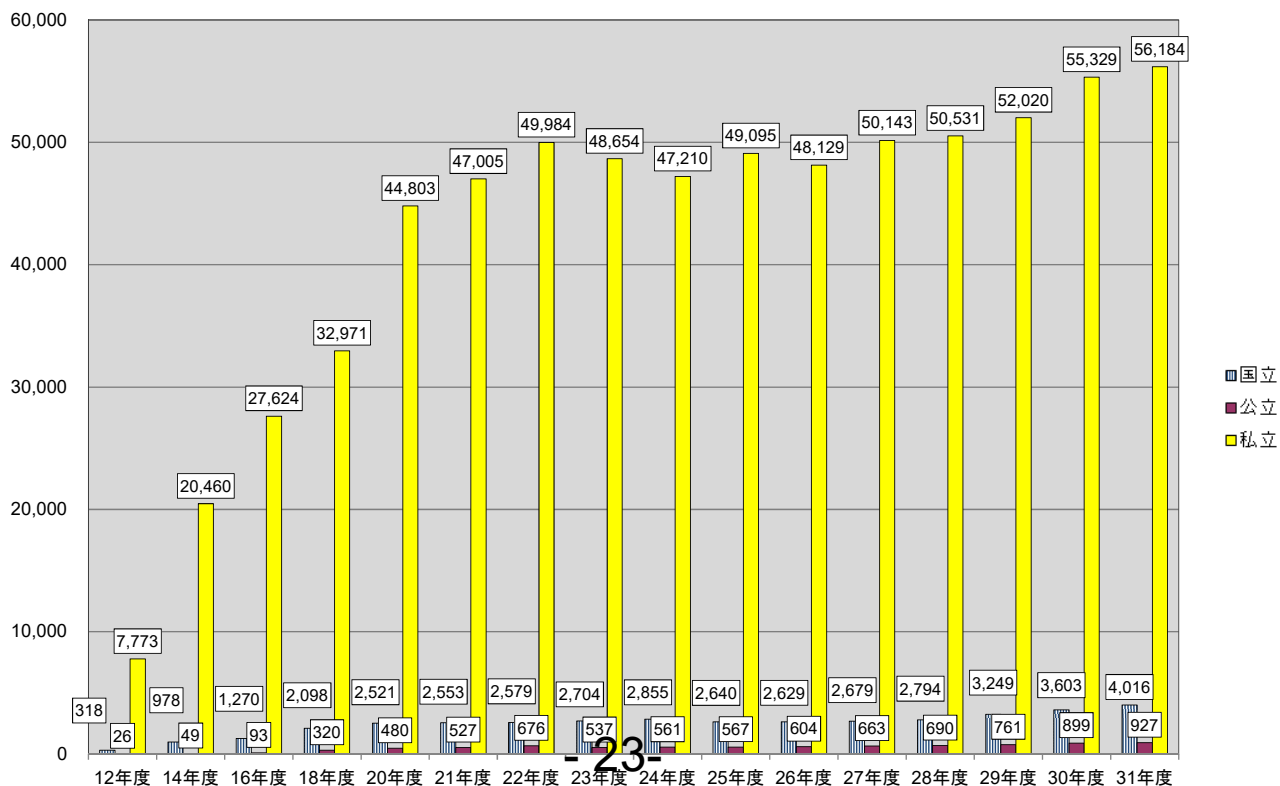
# AO入試の実施状況(実施大学数)

平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、AO入試を実施する大学数が増加



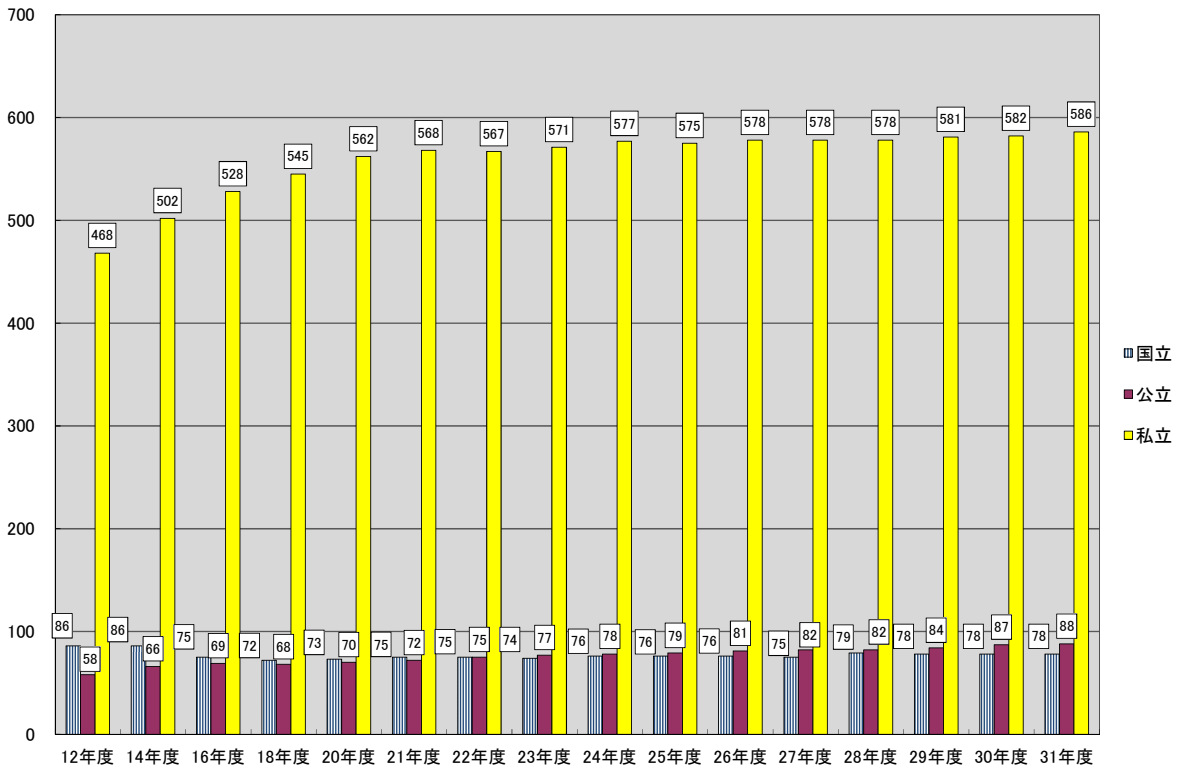
# AO入試の実施状況(入学者数)

平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、AO入試を経由した入学者が大きく増加



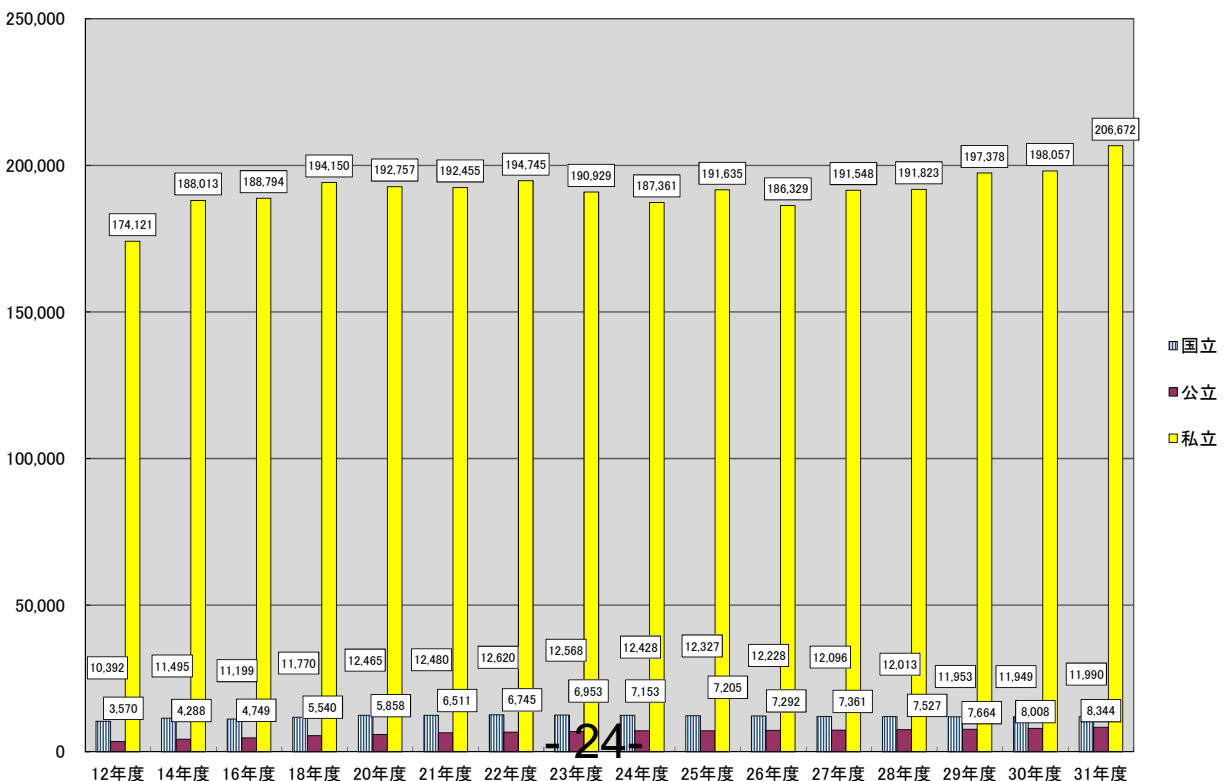
# 推薦入試の実施状況(実施大学数)

平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、推薦入試を実施する大学数が増加



# 推薦入試の実施状況(入学者数)

平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、推薦入試を経由した入学者が大きく増加



# 志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布（国立大学）

○大学による差異が小さい

(単位：大学)

志願倍率の分布

志願者/募集人員

合格率の分布

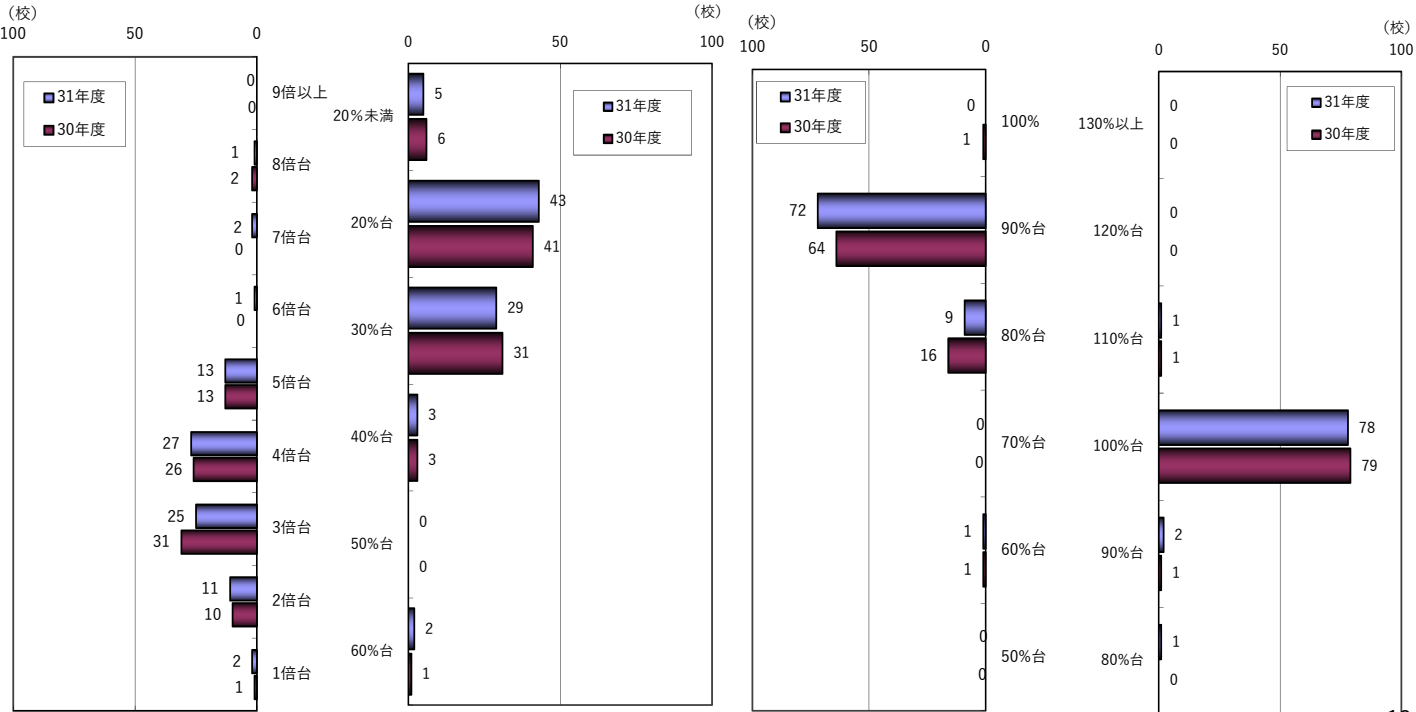
合格者/志願者

歩留率の分布

入学者/合格者

定員充足率の分布

入学者/募集人員



【出典】「平成30年度国公立大学入学者選抜実施状況」（平成30年5月1日時点）、「平成31年度国公立大学入学者選抜実施状況」（令和元年5月1日時点）を元に作成

# 志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布（公立大学）

○国立大学と同様、大学による差異が小さい

(単位：大学)

志願倍率の分布

志願者/募集人員

合格率の分布

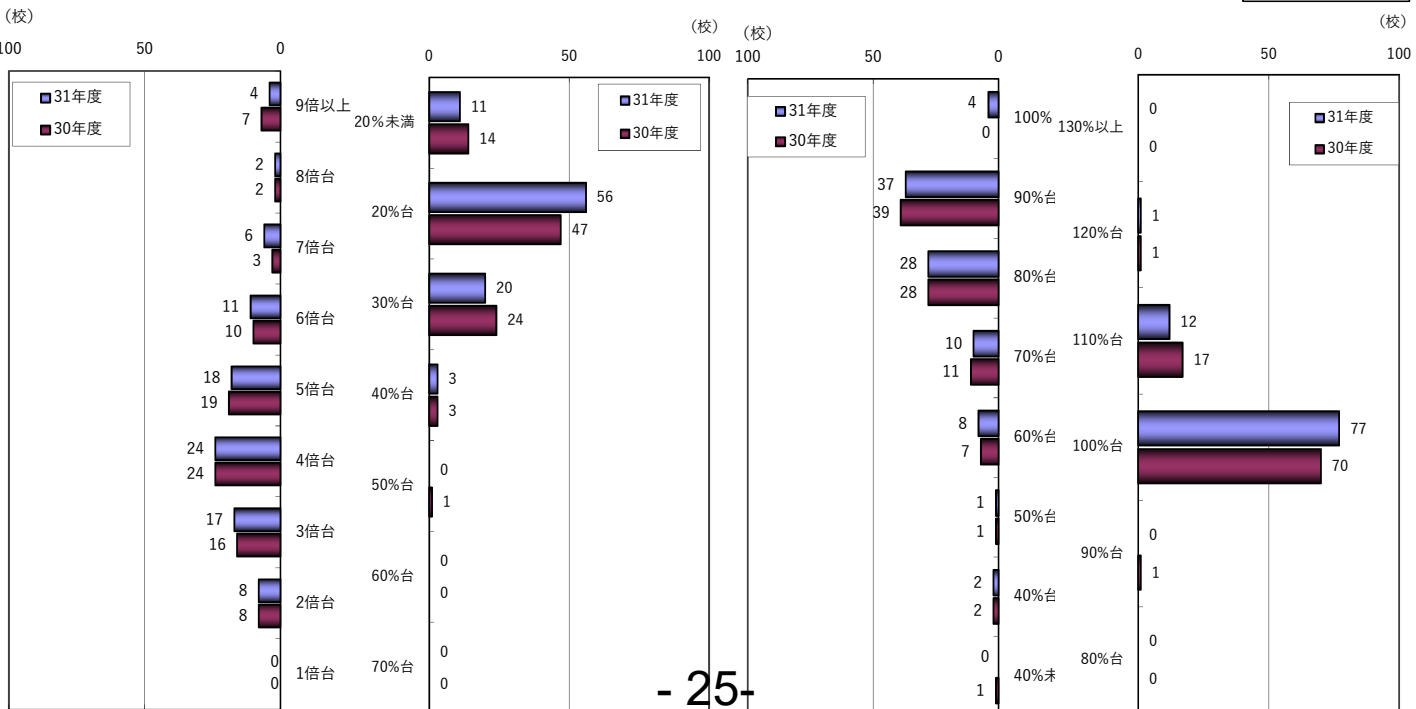
合格者/志願者

歩留率の分布

入学者/合格者

定員充足率の分布

入学者/募集人員



【出典】「平成30年度国公立大学入学者選抜実施状況」（平成30年5月1日時点）、「平成31年度国公立大学入学者選抜実施状況」（令和元年5月1日時点）を元に作成

# 志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布（私立大学）

- 大学によって入試状況のバラツキが大きい
- 志願倍率は2極化

(単位：大学)

志願倍率の分布

合格率の分布

歩留率の分布

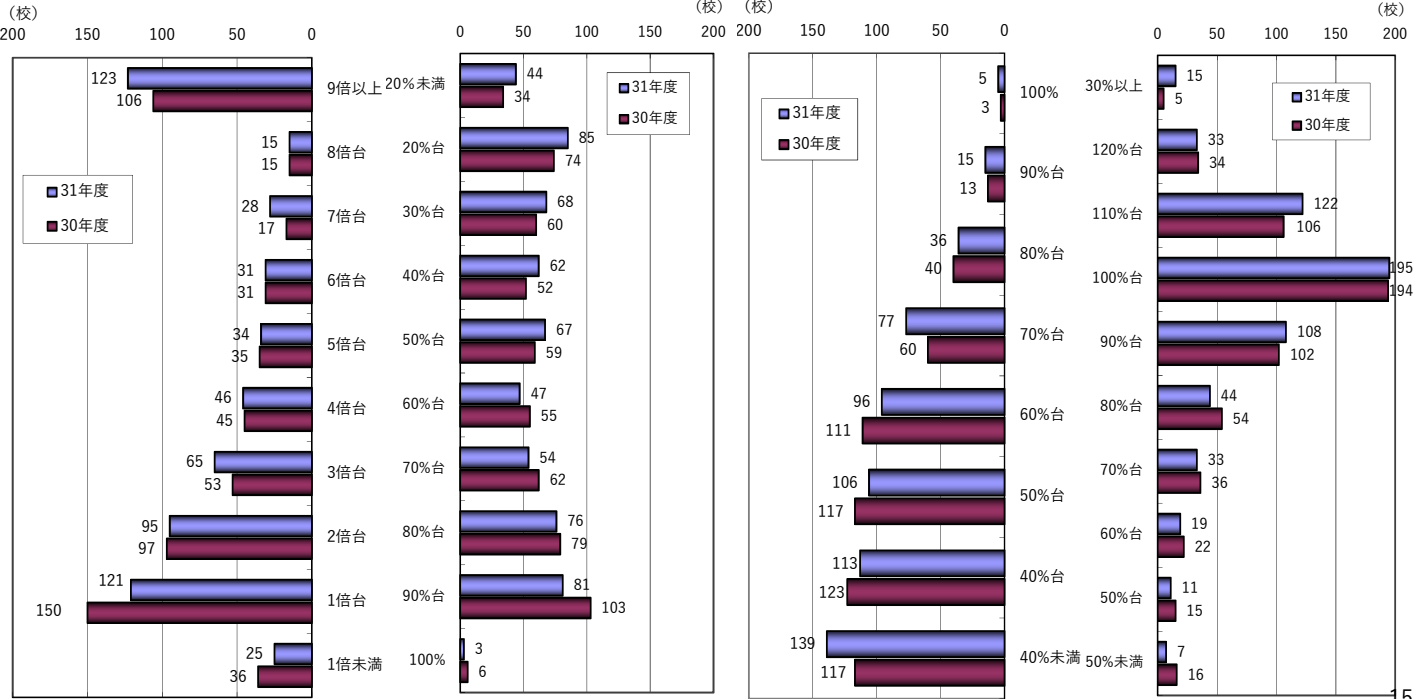
定員充足率の分布

志願者/募集人員

合格者/志願者

入学者/合格者

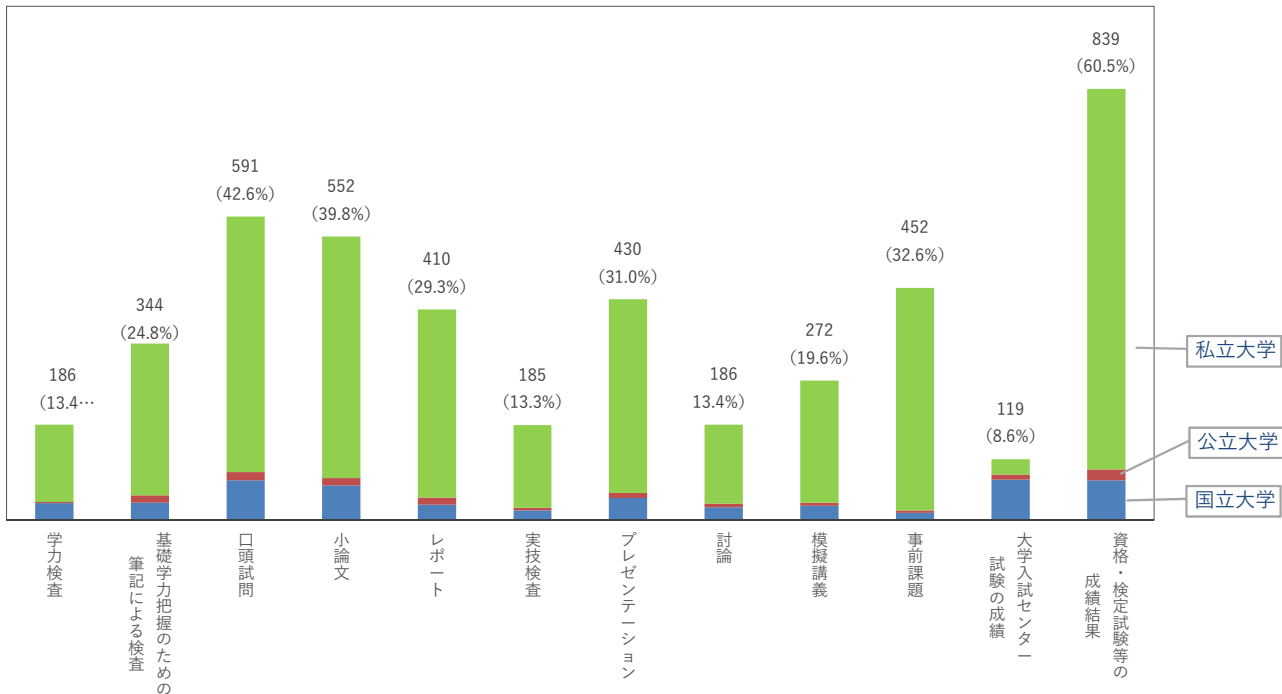
入学者/募集人員



【出典】「平成30年度国公立大学入学者選抜実施状況」（平成30年5月1日時点）、「平成31年度国公立大学入学者選抜実施状況」（令和元年5月1日時点）を元に作成

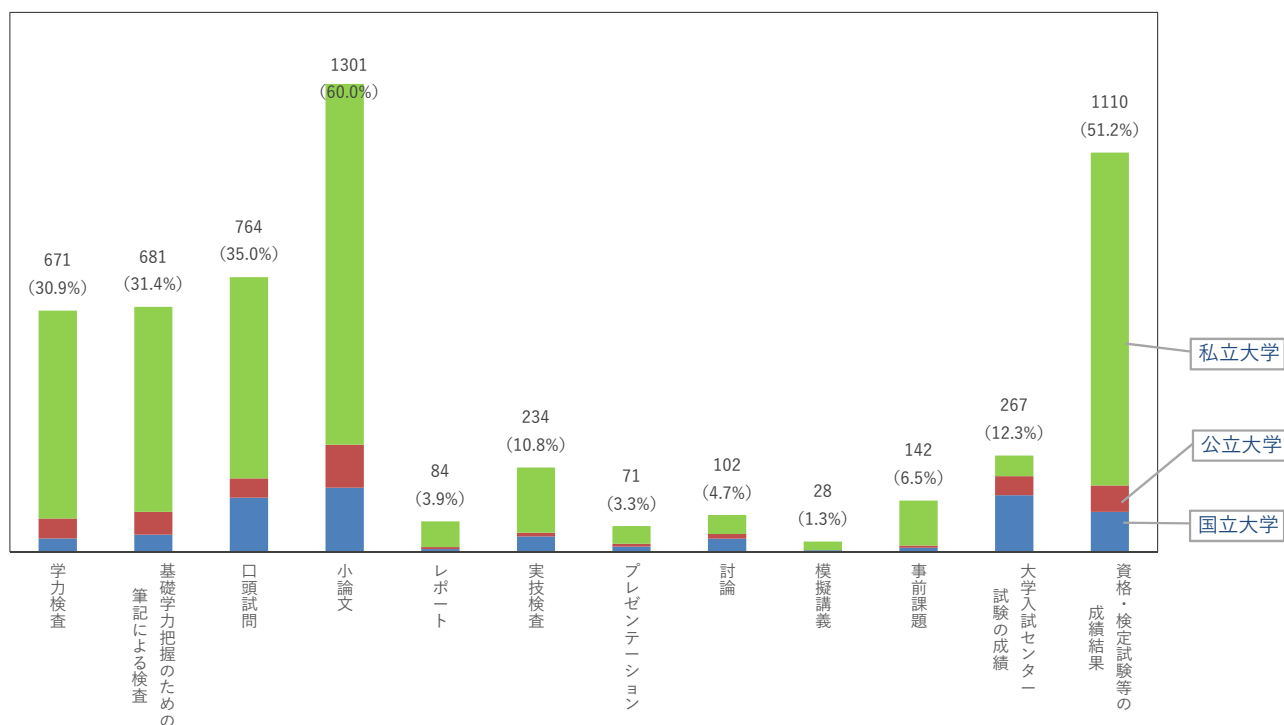
## AO入試における学力把握措置（平成28年度）

- AO入試を実施する学部（1,387学部）





○推薦入試を実施する学部（2,170学部）



文部科学省大学入試室調べ

一般入試において面接、小論文等を課す国公立大学（令和2年度入試）

区分	国立		公立		計	
	大学	学部	大学	学部	大学	学部
募集人員	95,164人		31,782人		126,946人	
入学者選抜の実施大学・学部数	82	401	91	203	173	604
小論文	63 76.8%	160 39.9%	66 72.5%	104 51.2%	129 74.6%	264 43.7%
総合問題	25 30.5%	37 9.2%	17 18.7%	20 9.9%	42 24.3%	57 9.4%
面接	67 81.7%	174 43.4%	62 68.1%	90 44.3%	129 74.6%	264 43.7%
実技検査	46 56.1%	52 13.0%	18 19.8%	23 11.3%	64 37.0%	75 12.4%
リスニング	8 9.8%	18 4.5%	2 2.2%	3 1.5%	10 5.8%	21 3.5%

- (注) 1. 令和元年7月末現在。（設置認可申請中等の予定のものを含む。）  
 2. 学部内の募集単位により選抜方法が異なる場合には、それぞれの箇所計上している。  
 3. 下段は、入学者選抜実施大学・学部数に対する割合を示す  
 4. 募集人員に外国人留学生を対象とする選抜分は含まない。  
 5. 総合問題：複数教科を総合して学力を判断する総合的な問題  
 6. 実技検査：主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）において、学力検査のほか、実技に関する検査を課すこと

# 令和2年度大学入試センター試験

## 【目的】

大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として、大学が共同して実施。

## 【試験期日】

- ・本試験：令和2年1月18日（土）、19日（日）
  - ・追（再）試験：令和2年1月25日（土）、26日（日）
- ※試験は1/13日以降の最初の土日に実施

## 【志願者数、利用大学数等】

- ・志願者数：557,699人
  - ・受験者数：527,072人
  - ・試験場数：689試験場
  - ・利用大学数：706大学
- [対前年度▲19,131人]  
[対前年度▲19,126人]  
[対前年度▲4試験場]  
[対前年度+3大学]
- (内訳)  
国立 82大学  
公立 91大学  
私立 533大学
- 152短期大学  
[対前年度+3短期大学]  
(内訳)  
公立 13短期大学  
私立 139短期大学

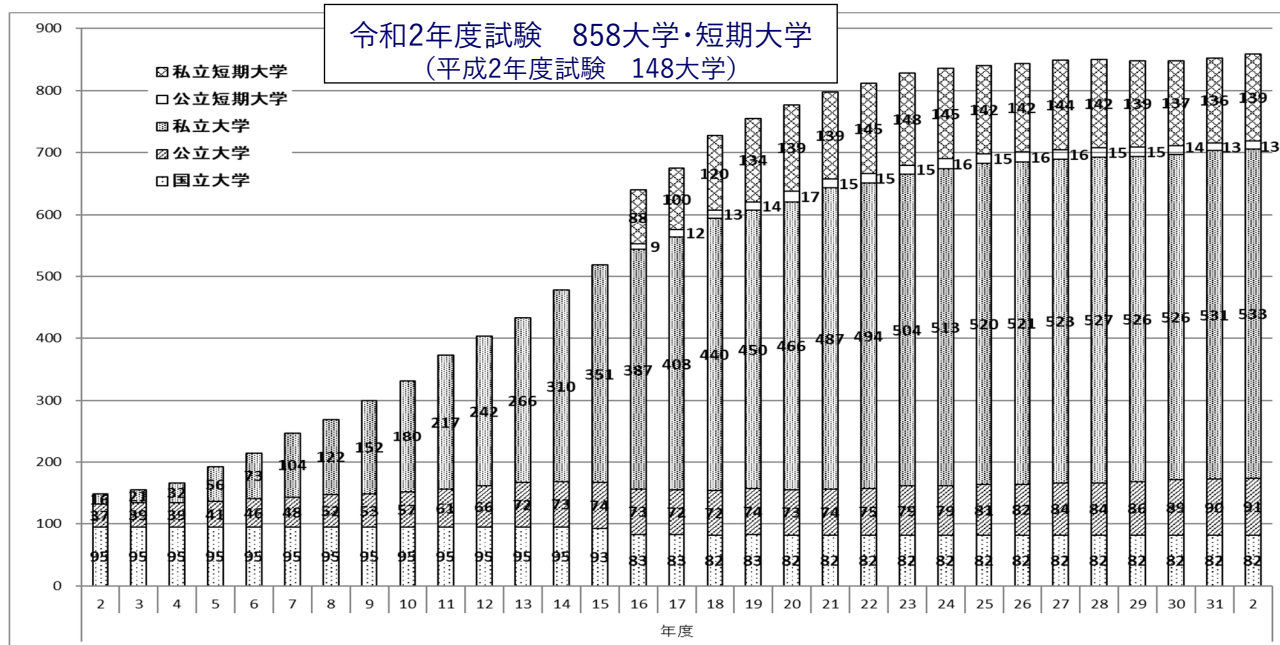
## 【令和2年度試験時間割】

※出題教科科目数 6教科30科目（第1回（平成2年） 5教科18科目）

期 日	出題教科・科目	試験時間	
令和2年 1月18日（土）	地理歴史 公民	「世界史A」「世界史B」 「日本史A」「日本史B」 「地理A」「地理B」 「現代社会」「倫理」 「政治・経済」「倫理、政治・経済」	2科目受験 9:30～11:40 1科目受験 10:40～11:40
	国 語	「国語」	13:00～14:20
1月19日（日）	外国語	「英語」「ドイツ語」「フランス語」 「中国語」「韓国語」	【筆記】 15:10～16:30 【リスニング】 「英語」のみ 17:10～18:10
	理科①	「物理基礎」「化学基礎」 「生物基礎」「地学基礎」	9:30～10:30
	数学①	「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」	11:20～12:20
	数学②	「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」 「簿記・会計」「情報関係基礎」	13:40～14:40
1月19日（日）	理科②	「物理」「化学」 「生物」「地学」	2科目受験 15:30～17:40 1科目受験 16:40～17:40

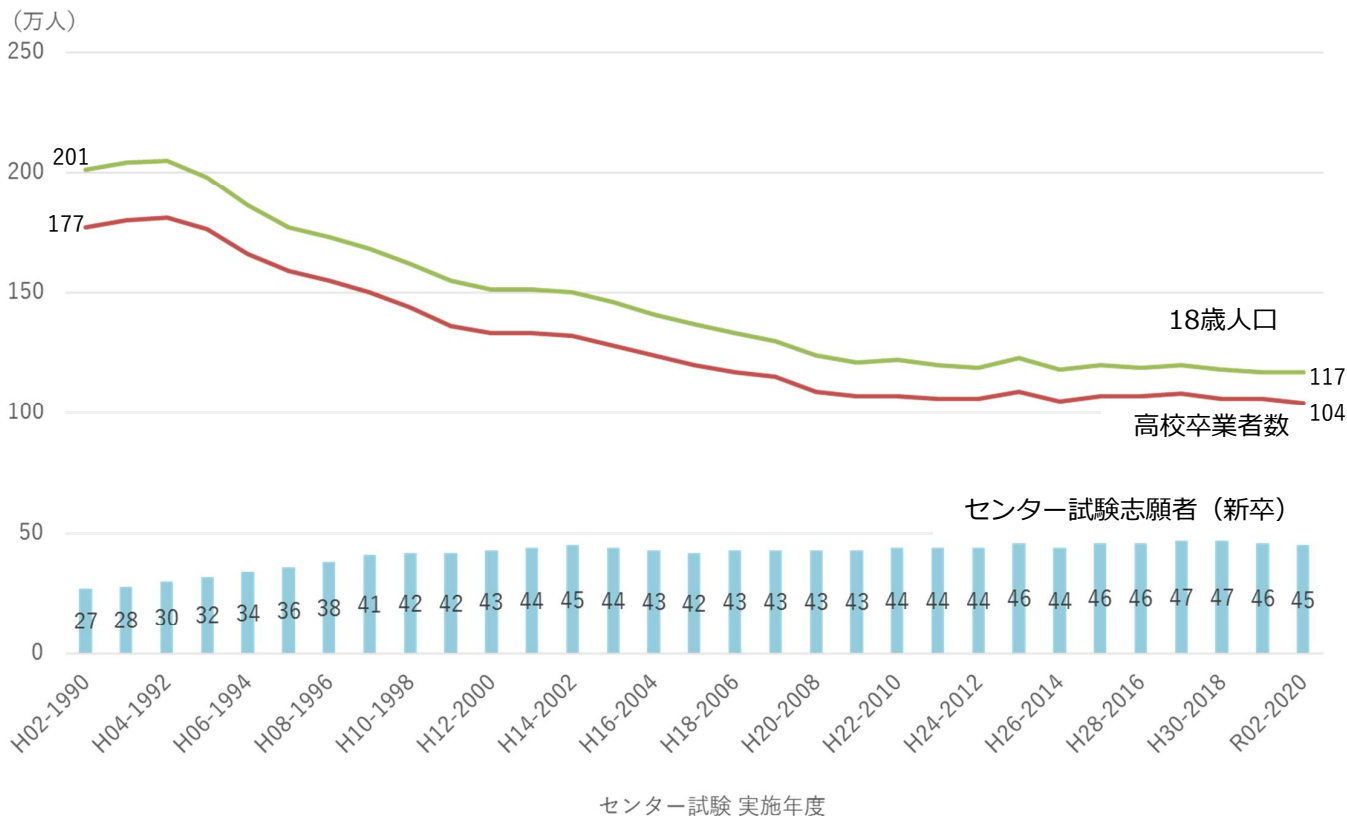
## 大学入試センター試験参加大学数の推移

私立大学の利用拡大により利用大学数は、センター試験開始当初の約6倍に増加



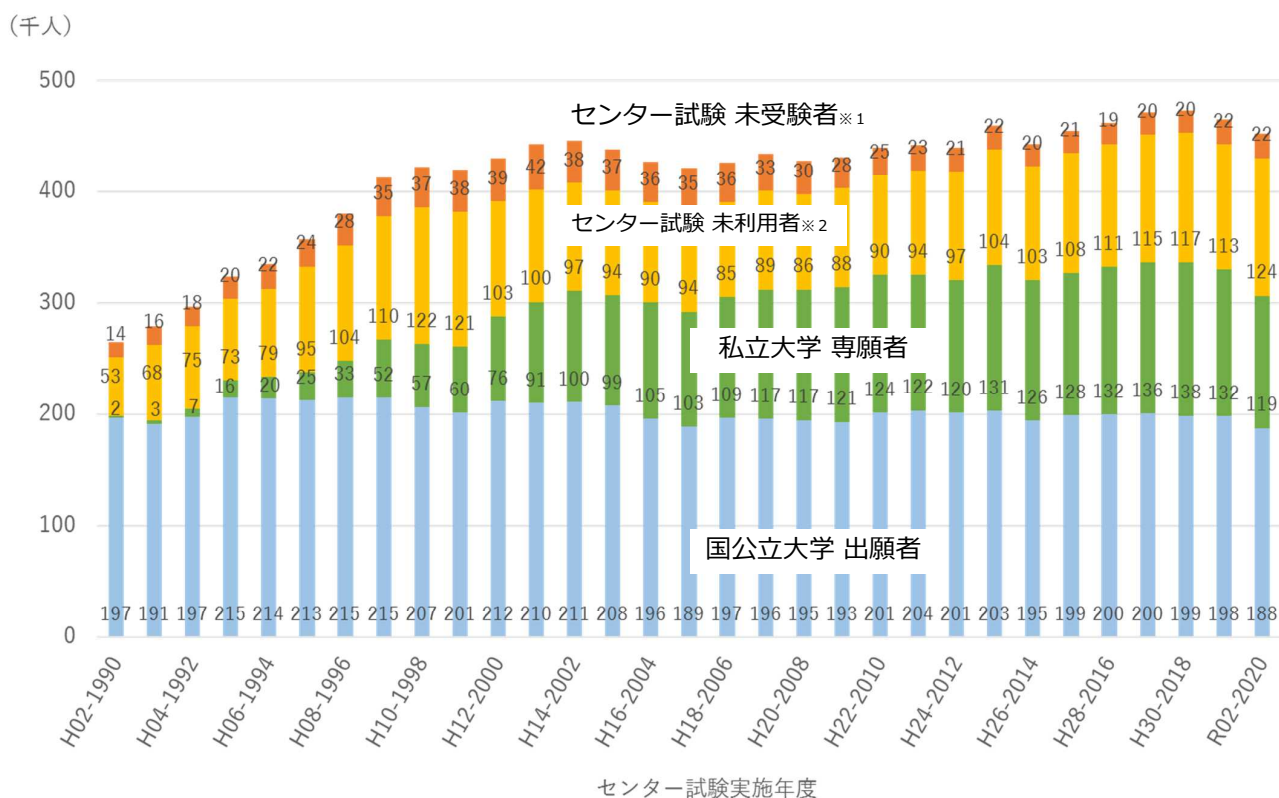
※私立大学のセンター試験成績の利用の仕方は多様であり、例えばセンター試験成績のみで合格判定をする方式や個別試験の成績と併用する方式などがある。  
センター試験成績のみで合格判定を行っているのは募集人員全体の一部（10.9%、H31年度入試）である。

# 大学入試センター試験 新卒志願者数の推移



【出典】独立行政法人大学入試センター提出資料を一部加工

# 大学入試センター試験新卒志願者の出願先の推移



※1 「センター試験未受験者」は、出願したものの受検していない者  
 ※2 「センター試験未利用者」は、受験したものの成績を利用しなかった者

【出典】独立行政法人大学入試センター提出資料を一部加工

# 令和2年度大学入試センター試験科目別受験者数（本試験）

受験者数（本試験）526,901人

年 度		令和2年度	
		受 験 者 数 （ 人 ）	本試験受験者全体に占める割合（％）
教科・科目名			
国 語	国 語	498,200	94.55%
	世 界 史 A	1,765	0.33%
地 理 歴 史	世 界 史 B	91,609	17.39%
	日 本 史 A	2,429	0.46%
	日 本 史 B	160,425	30.45%
	地 理 A	2,240	0.43%
	地 理 B	143,036	27.15%
	現 代 社 会	73,276	13.91%
公 民	倫 理	21,202	4.02%
	政 治 ・ 経 済	50,398	9.56%
	倫 理 ， 政 治 ・ 経 済	48,341	9.17%
	数 学 ①	5,584	1.06%
数 学	数 学 I ・ 数 学 A	382,151	72.53%
	数 学 ②	5,094	0.97%
	数 学 II ・ 数 学 B	339,925	64.51%
	簿 記 ・ 会 計	1,434	0.27%
	情 報 関 係 基 礎	380	0.07%
理 科	理 科 ①	20,437	3.88%
	物 理 基 礎	110,955	21.06%
	化 学 基 礎	137,469	26.09%
	生 物 基 礎	48,758	9.25%
	地 学 基 礎	153,140	29.06%
	理 科 ②	193,476	36.72%
	物 理 学	64,623	12.26%
	化 学 生 物 学	1,684	0.32%
外 国 語	英 語	518,401	98.39%
	ド イ ツ 語	116	0.02%
	フ ラ ン ス 語	121	0.02%
	中 国 語	667	0.13%
	韓 国 語	135	0.03%
	リスニング*	512,007	97.17%

【出典】独立行政法人大学入試センター「令和2年度大学入試センター試験実施結果の概要」を元に作成

## Ⅲ. 障害のある入学志願者への配慮について

## 障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名（賛同）
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」の取りまとめ
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）の公布
- 9月 「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
- 10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
- 11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行（※施行後3年を目途に見直し検討開始）
- 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」の取りまとめ
- 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定

25

## 「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方

不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行われるべきもの。学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。

### 不当な差別的取扱い

「正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、**障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと。**」

- **正当な理由か否かは、個別の事案ごとに、障害学生及び第三者の権利利益の観点から判断。**  
（観点例）安全の確保 / 財産の保全 / 事業の目的・内容・機能の維持 / 損害発生の防止 等  
→ 事故の危惧がある、危険が想定されるなどの**一般的・抽象的な理由に基づいての対応は不適当。**
- **あらゆる場面で発生しうる**という認識が不可欠。  
（場面例）入学前の相談・入試 / 授業（講義・実習・演習・実技・実験） / 研究室の選択 / 試験・評価・単位認定 / 留学・インターンシップ・課外活動への参加 等
- 関連して**障害を理由としたハラスメントが発生**することがある。  
→ **防止するための取組の徹底も重要。**

### 合理的配慮

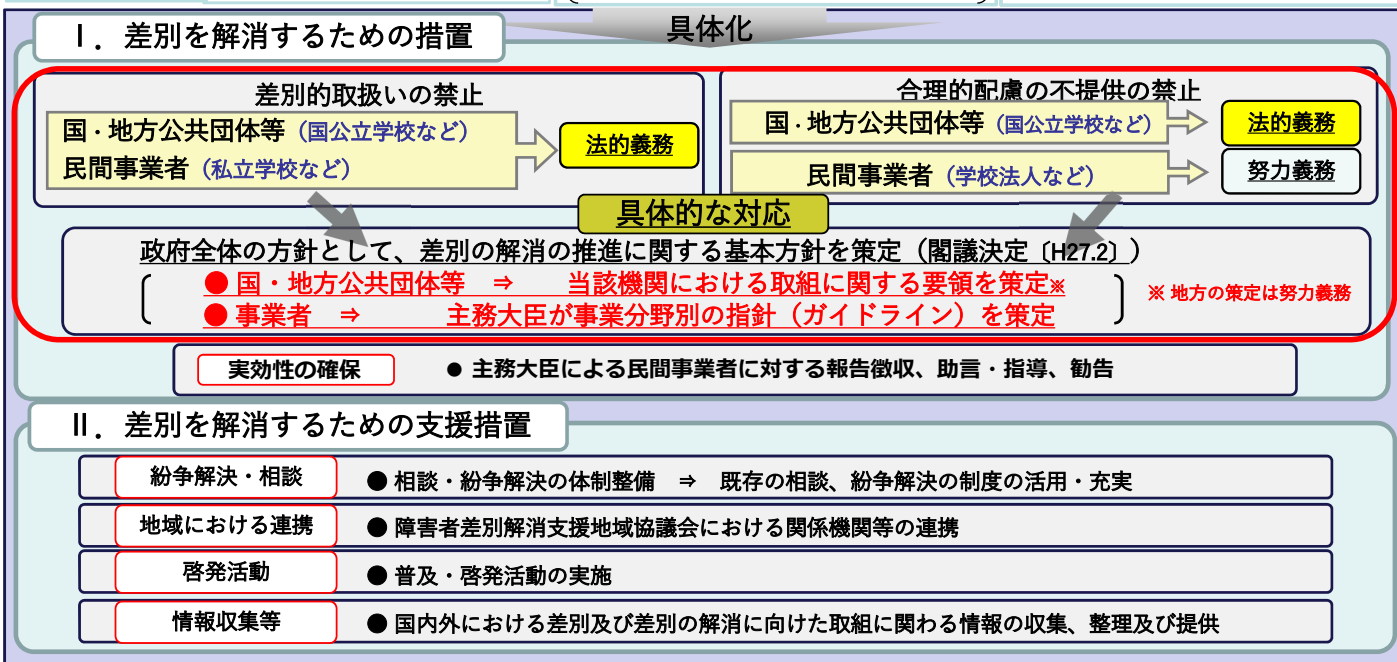
「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ**適当な変更・調整を行なうこと**であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**」かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**」（第一次まとめ）

障害者差別解消法は、**障害者が受ける制限は、社会における様々な障壁（「社会的障壁」）と相対することによって生ずるという「社会モデル」**の考え方を取り入れている。  
→ この**社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われる。**



# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）①

<b>障害者基本法 第4条</b>  <b>基本原則 差別の禁止</b>	<b>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</b> 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	<b>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</b> 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	<b>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</b> 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
--	---	---	--



※内閣府作成資料

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

27

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）②

- 障害者基本法（第4条）の差別の禁止の基本原則を具体化した法律
- 障害者に対する『**不当な差別的取り扱い**』や『**合理的配慮の不提供**』を差別と規定し、国・地方公共団体等（国公立大学）や事業者（私立大学）に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めている。
- 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』の策定について規定
- 職員が適切に対応するために必要な『職員対応要領』、事業者の適切な対応・判断に資するための『事業者対応指針』の策定について規定（事業者は対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応が期待）
- 主務大臣は、事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告をすることができる。

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項) ※2	所掌する分野について 策定義務(第11条1項) ※3
地方公共団体 (公立大学)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※1)
国立大学	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※1)
事業者 (私立大学)	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針(※3)の対象

※1 各機関が**対応指針を策定する際**、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、**文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。**

※2 平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号 『文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

※3 平成27年11月9日 文部科学省告示第180号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』  
 → 平成27年12月9日 27文科高第849号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について』（高等教育局長通知）

障害者差別解消法により、国公立大学 ⇒ 障害者に対する合理的配慮の提供は法的義務  
 私立大学 ⇒ 努力義務

# 合理的配慮

## 基本的な考え方

- 事務・事業を行うに当たり、**個々の場面**において、
- 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明**があった場合において、
- その実施に伴う**負担が過重でないときは**、
- 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、**社会的障壁の除去の実施**について、必要かつ合理的な配慮を行うこと

## ※多様かつ個別性が高い

障害の特性や具体的場面・状況に応じて異なる = 個々の障害者に対し、その状況に応じて**個別に実施**される

## ※代替措置の選択も検討

**双方の建設的対話による相互理解**を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応

## ※過重な負担

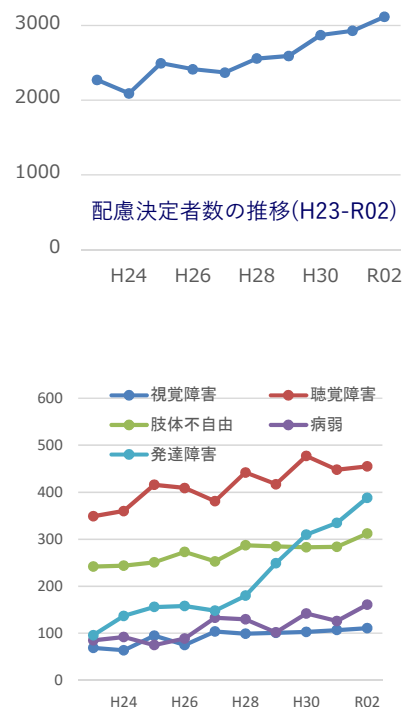
- 個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
  - ①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
  - ③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況
- 過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るように努めることが望ましい。

## 大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数（区分別）

（単位：人）

区分	令和2年度試験 決定者数	平成31年度試験 決定者数
視覚障害	111	107
聴覚障害	455	448
肢体不自由	312	284
病弱	641	520
発達障害	388	335
その他	1,212	1,236
合計	3,119	2,930

※合計人数は、実人数



### 【備考】

複数の区分に該当する者は、主たる区分に計上。

# 大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数（配慮事項別）

- 志願者専用の電話やファックスを設け、年間を通しての個別相談にも対応し、受験者一人一人のニーズに応じて、きめ細かい配慮を実施
- 「人による問題文の読上げ」や「試験問題のタブレット端末での表示」を実施するに当たっては受験者、実施大学、センターの三者で事前の打合せを十分に行之、試験を実施

（単位：人）

区分	配慮内容	令和2年度試験決定者数	平成31年度試験決定者数	
視覚障害	点字解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	8	9
		リスニング音止め方式	0	1
	文字解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	34	34
		リスニング音止め方式	12	12
	文字解答（別室）		11	10
	拡大文字問題冊子の配付	14ポイント	36	46
22ポイント		30	15	
その他（拡大鏡等の持参使用、座席指定等）		128	137	
聴覚障害	リスニングの免除	215	216	
	CDプレーヤーのスピーカーから直接音声聞く方式等	182	167	
	手話通訳士等の配置及び注意事項等の文書による伝達	51	62	
	注意事項等の文書による伝達	171	177	
	その他（補聴器又は人工内耳の装用、座席指定等）	630	640	
肢体不自由	チェック解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	28	32
		リスニング音止め方式	8	3
	チェック解答（別室）		26	24
	代筆解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	11	2
		リスニング音止め方式	0	5
	代筆解答（別室）		0	1
	別室の設定		41	35
	座席の指定		134	115
その他（車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等）		1,006	910	

区分	配慮内容	令和2年度試験決定者数	平成31年度試験決定者数	
病弱	別室の設定	189	147	
	座席の指定	386	332	
	その他（車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等）	517	444	
発達障害	マークシート解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	35	27
		リスニング音止め方式	5	4
	チェック解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	7	6
		リスニング音止め方式	8	6
	チェック解答（別室）		60	47
	拡大文字問題冊子の配付	14ポイント	55	37
		22ポイント	15	3
	別室の設定		190	184
その他（注意事項等の文書による伝達等）		286	227	
その他	別室の設定	786	857	
	座席の指定	277	248	
	その他（車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等）	354	361	
合計		5,932	5,583	

※合計人数は、延べ人数

【出典】大学入試センター「令和2年度大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数」

## 障害のある者に対する特別措置の内容（平成30年度個別入学者選抜）

- 特別措置を実施した学校数は459校。
- 実施校数が多いのは「別室を設定」が最も多く（246校）、次いで「補聴器の持参使用」（198校）、「文書による伝達」（180校）、「試験時間の延長」（172校）と「トイレに近接する試験室に指定」（172校）。
- 障害種別では「視覚・言語障害」についての実施が最も多い（265校）。

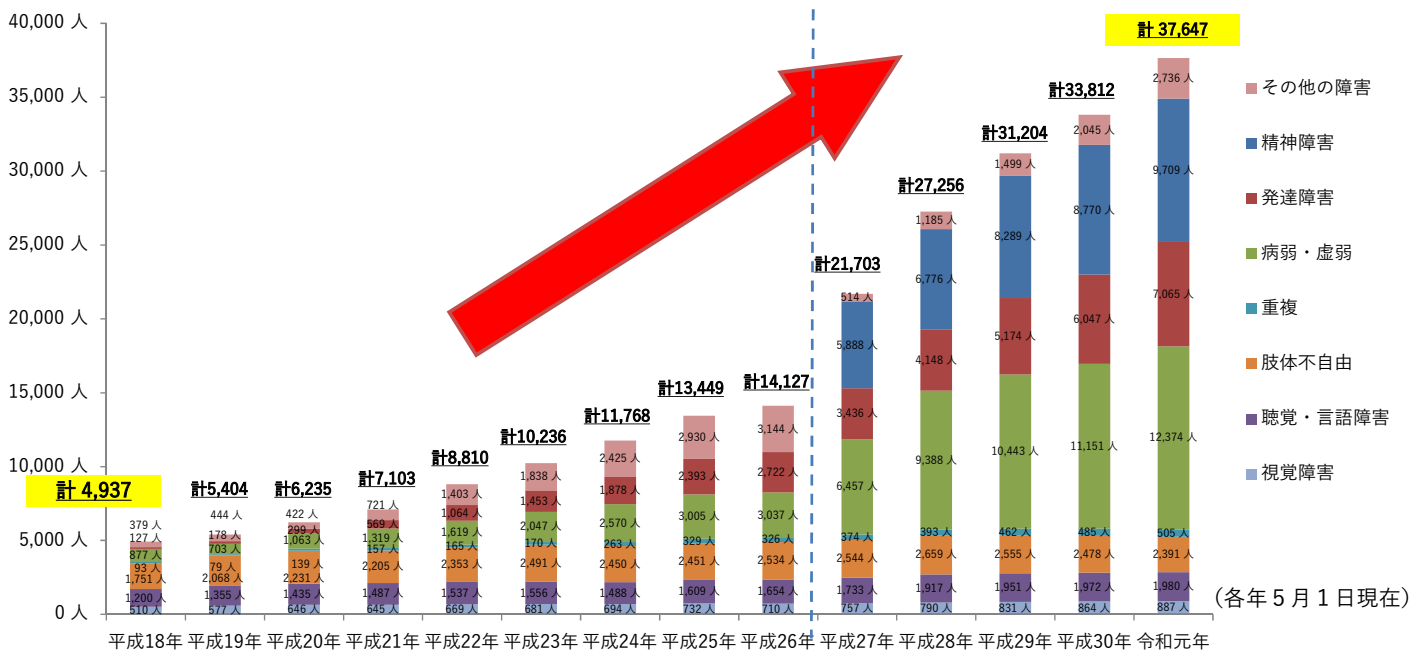
措置事項	特別措置を実施した学校数	別室を設定	補聴器の持参使用	文書による伝達	試験時間の延長	トイレに近接する試験室に指定	車椅子等の持参使用	試験場への車での入構許可	拡大文字問題の準備	介助者の付与	試験室を一階に設定	拡大解答用紙の準備	特製机の使用	拡大鏡等の持参使用	松葉杖の持参使用	チェック解答	手話通訳者の付与	パソコン等の持参使用	窓側の明るい席の指定	点字問題を点字で解答	照明器具の準備	マークシートに替えて文字で回答	音声で出題し音声で解答	その他
	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)
実施校数	459	246	198	180	172	172	167	166	88	84	80	74	74	68	66	44	32	24	18	17	14	12	0	317
視覚障害	108	59	0	4	67	3	1	8	69	10	2	44	13	56	1	17	0	7	8	17	10	9	0	47
聴覚・言語障害	265	41	198	157	14	5	3	14	0	6	4	0	0	1	0	0	32	3	2	0	0	0	0	179
肢体不自由	217	91	1	1	67	90	144	110	14	58	62	21	59	1	60	23	0	11	1	0	5	1	0	114
病弱・虚弱	160	88	2	1	22	61	20	43	3	8	20	4	9	3	6	5	0	2	2	0	0	0	0	114
重複	35	17	2	4	14	12	17	21	4	13	7	4	9	5	3	4	2	5	1	1	0	1	0	25
発達障害（診断書有）	149	111	0	54	65	15	1	11	13	5	3	12	0	4	1	14	0	0	4	0	0	2	0	70
精神障害	146	87	1	8	10	52	2	12	0	3	7	2	1	1	0	2	0	2	1	0	0	0	0	94
その他の障害	143	55	0	1	6	69	5	22	2	3	5	3	3	2	1	2	0	2	0	0	1	0	0	110

※ 特別措置した校数は、大学（大学院、大学院大学及び専攻科を含む）、短期大学（大学内に短期大学部を有している場合を含む。専攻科含む）、高等専門学校（専攻科を含む）

（平成30年度（2018年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（日本学生支援機構）より作成）



## 障害のある学生の在籍者数①



- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。
- ※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。(平成24年度から「その他」の内訳を調査(平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人))
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

【出典】令和元年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構)

## 障害のある学生の在籍者数②

(出典：平成29～令和元年度障害のある学生の修学支援実態調査(日本学生支援機構))

学校種別	学生数			障害学生数			障害学生在籍率(※1)		
	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年
<b>全体</b>	3,198,451	3,212,010	3,214,814	31,204	33,812	<b>37,647</b>	0.98%	1.05%	<b>1.17%</b>
大学	2,999,971	3,020,539	3,027,581	28,430	30,190	33,683	0.95%	1.00%	1.11%
短期大学	141,759	134,785	130,213	1,434	1,920	1,845	1.01%	1.42%	1.42%
高等専門学校	56,721	56,686	57,020	1,340	1,702	2,119	2.36%	3.00%	3.72%
学校種別	支援障害学生数(※2)			支援障害学生在籍率			障害学生支援率(※3)		
	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年
<b>全体</b>	15,573	17,091	<b>18,702</b>	0.49%	0.53%	<b>0.58%</b>	49.9%	50.5%	<b>49.7%</b>
大学	14,346	15,366	16,877	0.48%	0.51%	0.56%	50.5%	50.9%	50.1%
短期大学	508	750	809	0.36%	0.56%	0.62%	35.4%	39.1%	43.8%
高等専門学校	719	975	1,016	1.27%	1.72%	1.78%	53.7%	57.3%	47.9%

(各年5月1日現在)

- 障害学生数は37,647人で、全学生の1.17% (※)にあたる
- 37,647人のうち、大学の支援を受けている学生は18,702名で、全体の0.58%
- 障害のある学生のうち、支援を受けている学生は49.7%

### **3. 令和3年度大学入学者選抜実施要項 について（通知）**

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
殿  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄  
する構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
各国公立大学長（大学院大学を除く）  
独立行政法人大学入試センター理事長

文部科学省高等教育局長  
伯井美徳

(印影印刷)

令和3年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

標記の要項について、国公立大学関係者及び高等学校関係者等の審議を踏まえ、別紙のとおり定めましたので通知します。

本要項においては、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」（平成29年7月13日付29文科高第355号高等教育局長通知）及び「高等学校等の臨時休業の実施等に配慮した令和3年度大学入学者選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜の実施について」（令和2年5月14日付2文科高第161号高等教育局長通知）の内容を盛り込むとともに、新型コロナウイルス感染症対策に伴う、大学入学者選抜の日程や試験実施上の配慮等について記載しています。また、新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインを添付しています。

各大学においては、今年度は特に高等学校等の臨時休業等が実施されたことなどに十分ご留意頂き、入学志願者の進学機会を確保し、一人一人が安心して受験に臨めるよう、本要項を十分に踏まえ、必要な措置を最大限講じていただきますようお願いいたします。

また、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第一係 安永、上田  
TEL: 03-5253-4111 (内線2469)  
FAX: 03-6734-3392  
E-mail: gaknyusi@mext.go.jp

## 令和3年度大学入学者選抜実施要項

(令和2年6月19日付け 2文科高第281号文部科学省高等教育局長通知)

### 第1 基本方針

大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。

なお、専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、これらに加え、「専門職大学設置基準」（平成29年文部科学省令第33号）、「専門職短期大学設置基準」（平成29年文部科学省令第34号）及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」（平成29年9月21日付け29文科高第542号文部科学事務次官通知）を踏まえ実施するものとする。

能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）
- ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）
- ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度

### 第2 アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。

このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。

さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけではなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定

するよう努める。

あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に記述する。

また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。

なお、各大学におけるアドミッション・ポリシーの策定・公表に当たっては、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）も参考にされたい。

### 第3 入試方法

- 1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（平成29年7月）」（以下「見直しに係る予告」という。）で示した入学志願者本人の記載する資料等\*により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法（以下「一般選抜」という。）による。

\*入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等。

- 2 一般選抜のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。

#### (1) 総合型選抜

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、「見直しに係る予告」で示した入学志願者本人の記載する資料\*を積極的に活用する。

\*入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。

- ② 総合型選抜の趣旨に鑑み、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。

- ③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等\*又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。

\*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。

- (2) 学校推薦型選抜出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。

- ① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。

- ② 推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた第1に示す三つの要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。

#### (3) 専門学科・総合学科卒業生選抜

高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込みの入学志願者を対象

として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績等により評価・判定する入試方法。

(4) 帰国生徒選抜・社会人選抜

帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異なる方法により評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。

- 3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。

#### 第4 試験期日等

- 1 大学入学共通テストの実施期日等は以下のとおりとする。

(1) 令和3年1月16日、17日

(2) 令和3年1月30日、31日

※(1)の追試験としても実施。

(3) 特例追試験 令和3年2月13日、14日

※(2)の追試験として実施。

- 2 各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。

(1) 試験期日 令和3年2月1日から3月25日までの間

なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和3年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。

(3) 合格者の決定発表 令和3年3月31日まで

- 3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

- 4 総合型選抜については、入学願書受付を令和2年9月15日以降とし、その判定結果を令和2年11月1日以降に発表する。

- 5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和2年11月1日以降とし、その判定結果を令和2年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。

- 6 帰国生徒選抜・社会人選抜については、上記2(1)によることを要しない。

#### 第5 調査書

- 1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。

なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。

各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。

- 2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「見直しに係る予告」で示した調査書の活用の在り方を踏まえ、調査書を十分に活用する。

なお、必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。

- 3 各大学は、調査書の「7. 指導上参考となる諸事項」以外の多様な学習や履歴等を入学者選抜に用いる場合は、大学で評価・判定する内容をどのように調査書に盛り込むのかといった記載方法等について、募集要項にできる限り具体的に記述する。
- 4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に④と標示するよう希望することができる。この場合には「備考」の欄にその理由を記載させる。
- 5 各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記載するよう希望することができる。
- 6 過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。
- 7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。
- 8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。
  - (1) 高等専門学校第3学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式1の調査書に準じて作成し提出させる。
  - (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

## 第6 学力検査等

### 1 個別学力検査

- (1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。
- (2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。

なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。
- (3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。
- (4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、普通



教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。

(5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。

① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。

② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業者及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。

(6) 個別学力検査における公正確保のため、入学志願者に関係者や親族がいる教職員は、試験問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験者の氏名や受験番号をマスキングすること、複数人で採点・点検することなど、不正やミスを防止するための方策を講ずる。

## 2 大学入学共通テストの利用

大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあっては、「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（令和元年6月4日付け元文科高第106号文部科学省高等教育局長通知、令和2年1月29日一部改正）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。

(1) 各大学が大学入学共通テストにおいて入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。

(2) 各大学の個別学力検査において、大学入学共通テストと同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入学共通テストとは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。

(3) 各大学は、総合型選抜、学校推薦型選抜においても大学入学共通テストを利用することができる。

(4) 各大学における大学入学共通テストの成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。

## 3 小論文、面接、実技検査等の活用

入学志願者の能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。

主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。

小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。

## 4 資格・検定試験等の成績の活用

(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。

① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。

② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。

③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。

(2) 資格・検定試験等の成績の活用にあたっては、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関を確認しておく。

#### 5 志願者本人が記載する資料等の活用

活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、「見直しに係る予告」で示した内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。

### 第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

- 1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題や面接の実施等）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和2年6月19日から7月31日までに発表するものとする。
- 2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。
- 3 個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

### 第8 募集人員

- 1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。  
なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。
- 2 大学における学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。  
短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。
- 3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きくくり化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい。
- 4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。

### 第9 出願資格

大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

### 第10 募集要項等

#### 1 募集要項

- (1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和2年12月15日までに発表する。
- (2) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。
- (3) 第3の2(1)から(4)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2

以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとにその内容や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。

- (4) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないよう、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを記述する。
- (5) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

## 2 入学手続

- (1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。
- (2) 入学料以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」（昭和50年9月1日付け文管振第251号文部省管理局長・文部省大学局長通知）の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避ける。
- (3) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」（平成18年12月28日付け文科高第536号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知）の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記述するなどにより、明確にする。
  - ① 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者（専願又は学校推薦型選抜（これに類する入学試験を含む。）に合格して大学等と在学契約を締結した受験者を除く。）については、原則として、受験者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じる。
  - ② ①にかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記述している場合には、入学式の日までに受験者が明示的に又は黙示的に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じる。

### 第11 国立大学の入学者選抜

国立大学の入学者選抜の日程等は、国立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

### 第12 公立大学の入学者選抜

公立大学の入学者選抜の日程等は、公立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

### 第13 その他注意事項

#### 1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

- (1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないものとする。
- (2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」について」（平成29年3月29日付け28文科高

第1229号文部科学省高等教育局長通知)や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」(平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知)にも十分留意する。

- ① 点字・拡大文字による出題，ICT機器の活用，拡大解答用紙の作成など
- ② 特定試験場の設定，試験会場への乗用車での入構，座席指定の工夫など
- ③ 試験時間の延長，文書による注意事項の伝達，試験室入り口までの付添者の同伴，介助者の配置など

また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」(平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知)を踏まえ，各大学において，入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

- (3) 各大学は，障害等のある入学志願者に対し，アドミッション・ポリシー，募集人員，出願要件，出願手続，試験期日，試験方法，試験場，入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など，出願等に必要事項の伝達においても，合理的配慮を行うものとする。

また，入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど，情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開するとともに，事前相談の時期や方法について充分配慮しつつ事前相談体制の構築・充実に努める。

## 2 入試情報の取扱い

- (1) 個別学力検査における試験問題やその解答については，当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため，次のとおり取り扱うものとする。

- ① 試験問題については，原則として公表するものとする。
- ② 解答については，原則として公表するものとする。ただし，一義的な解答が示せない記述式の問題等については，出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。

なお，試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には，著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

- (2) 各大学は，受験者本人への成績開示や，入試方法の区分に応じた受験者数，合格者数，入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また，試験の評価・判定方法についても，可能な限り情報開示に努める。
- (3) 入学志願者の特定や出願資格・要件の確認，各種連絡等のために必要な情報を除き，能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めないこととともに，合格者の氏名や住所，調査書に記載された内容等，各大学が選抜を通じて取得した個人情報については，入学者選抜並びに必要な応じ入学後の学籍管理，学習指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし，外部への漏洩や目的外の利用等がないよう，その保護に十分留意しつつ，適正な取扱いに努める。

## 3 入学者選抜の実施に係るミスの防止

各大学は，受験者に影響を与えることがないよう，業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより，入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるものとする。

- (1) 学長のリーダーシップの下，入試担当の理事，副学長等が入試業務全体を統括し，各学部等の入試担当と密接に連携するなど，入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに，入学者選抜のプロセス全体を把握した上で，入学者選抜に関するマニュアルの作成等により，業務全体のチェック体制を確立する。

また，チェック体制を不断に点検するとともに，入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。

- (2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけでなく、試験実施中及び実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。

また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけではなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。

- (3) 試験の実施においては、教員及び事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。
- (4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、点検・確認する。その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。
- (5) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。
- (6) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める。

#### 4 入学者選抜の公正確保

- (1) 入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

また、入学者選抜の適正性を確保するため、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。

- (2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性の観点から十分慎重に対応する。
- (3) 受験者の不正行為を未然に防止するため、受験者の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験者の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努める。
- (4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。
- (5) 次のような公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。
- ① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること。
  - ② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること。
- これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。
- (6) 大学が受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに合格を確約するものと誤解されることのないよう留意する。
- (7) 合格発表前に個別に受験者の保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公正性を損なうような行為は厳に慎み、万一、特定の受験者に対する特別な優遇や配慮を求める外部か

らの働きかけや申出等があった場合には、大学として入学者選抜の公正性を損なうことのないよう毅然と対応する。

## 5 国際連携学科の入学者選抜

- (1) 外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する1以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）との二重在籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。
- (2) 国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。特に、入学者選抜の実施方法等については、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

## 6 外国人を対象とした入試

- (1) 私費外国人留学生の入試に当たっては、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和2年4月9日付け2高学留第5号文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知。）に基づき、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定すること。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。
- (2) 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の6ヶ月以上前に行うとともに、募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。
- (3) 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア（フランス共和国）資格取得者及びジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。

## 7 災害等の不測の事態への対応

各大学は、入学志願者の進学のを確保する観点から、自然災害や人為災害等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。

## 8 その他

- (1) 各大学は、入試に関する研究委員会を設け、入学者の追跡調査等により、選抜の妥当性・信頼性の検証を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。
- (2) 学校推薦型選抜等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設等の出身者等についても対象とするよう配慮する。
- (3) 各大学は、入学手続をとった者に対し、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学修のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。特に12月以前に入学手続をとった者に対しては、積極的に当該措置を講ずることとする。

また、学校推薦型選抜の場合、高等学校による推薦段階だけではなく、合格決定後も、推薦を行った高等学校の指導の下に、例えば、入学予定者に対して大学入学までの学習計画を立てさせ、その取組状況等を、高等学校を通じ大学に報告させるなど、高大連携した取組を



行うことが望ましい。

なお、当該措置を講じる場合は、その旨を募集要項に記述する。その際、アドミッション・ポリシーとの関連に留意する。

- (4) 秋季入学等，4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施については，本要項を踏まえ，それぞれの大学において適切に判断する。

#### 第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等

##### 1 試験期日等

##### (1) 大学入学共通テスト

- ① 入学志願者が新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れ（以下この項において「学業の遅れ」という。）や同感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため，下記②のとおり，日程を設定することとする。（ii）については，学業の遅れを理由に当該日程を選択する者を対象とするとともに，（i）を疾病等の理由で受験できなかった者の追試験として実施することとし，全都道府県に試験場を設置する。

上記の措置に加えて，学業の遅れを理由に（ii）を選択した入学志願者が疾病等を理由に受験できなかった場合に備え，別途，特例追試験を実施する。

- ② その上で試験期日等は以下のとおりとする（第4 再掲）。

（i） 令和3年1月16日，17日

（ii） 令和3年1月30日，31日

※（i）の追試験としても実施。

（iii） 特例追試験 令和3年2月13日，14日

※（ii）の追試験として実施。

- ③ 各大学は，上記（iii）の受験者が当該大学の大学入学共通テストを利用する選抜に出願できるよう配慮する。
- ④ 学校推薦型選抜で（iii）の成績を活用する場合の判定結果の発表は，第4の5の規定にかかわらず，一般選抜の試験期日の前日までに行うことを要しないものとする。

##### (2) 個別学力検査

- ① 新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため，各大学は次のいずれか一つの方策を必ず講ずることとする。文部科学省は，各大学の講じた措置を同省のホームページにおいて周知する。

（ア） 追試験の設定

（イ） 追加の受験料を徴収せずに，別日程への受験の振替

- ② その上で，各大学は，各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を実施する場合の期日については，次により適宜定める（第4 再掲）。

（ア） 個別学力検査の試験期日 令和3年2月1日から3月25日までの間

なお，「見直しに係る予告」で示した小論文等，プレゼンテーション，口頭試問，実技等の評価方法については，令和3年2月1日より前から実施することができるが，高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

（イ） 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める

（ウ） 合格者の決定発表 令和3年3月31日まで

- (3) 総合型選抜については，新型コロナウイルス感染症に伴う高等学校の臨時休業期間に配慮し，入学願書受付を令和2年9月15日以降に遅らせる。なお，その判定結果は令和2年11月1日以降に発表する（第4 再掲）。

- (4) 学校推薦型選抜については，入学願書受付を令和2年11月1日以降とし，その判定結果を令和2年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する（第4 再掲）。

(5) 中止・延期等となった大会や資格・検定試験等への対応

- ① 新型コロナウイルス感染症の発生により、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、その結果を高等学校等における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績として記載できない場合において、そのことをもって入学志願者が不利益を被ることがないようにする。
  - ② 特に、総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、以下のような選抜の工夫に配慮する。
    - (ア) 評価の方法や重み付け等に配慮し、この間の個々の入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価するものとする。このため、各大学は、入学志願者の実情に配慮した丁寧な選抜を行う観点から、推薦書、志願者本人が記載する資料においてこれらの努力のプロセス等について記載を求めることなど評価方法を定め、その内容を募集要項等で周知するものとする。
    - (イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しつつ、例えば、ICTを活用したオンラインによる個別面接やプレゼンテーション、大学の授業へのオンライン参加とレポートの作成、実技動画の提出、小論文等や入学後の学修計画書、大学入学希望理由書等の提出などを取り入れた選抜を行う。

なお、ICTの活用に当たっては、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、代替措置などの配慮を行うこととする。
- (6) 外国人留学生が、実施されないこととなった日本留学試験等の成績を入学試験出願時に提出できないことによって受験の機会を失うことがないように配慮を行う。

2 出題範囲等

各大学は、大学入学共通テストの科目指定に関し、第7の3に示す2年程度前の予告・公表の例外として、各大学のアドミッション・ポリシーを踏まえ、例えば、高等学校第3学年でも履修することの多い地理歴史、公民、理科の2科目指定を1科目に減じることや、指定科目以外の科目への変更を認めるなどの配慮を行うよう努めるものとする。

また、各大学の個別学力検査の出題範囲等に関し、高等学校第3学年でも履修することの多い科目（数学Ⅲ、物理、化学、生物、地学、世界史B、日本史B、地理B、倫理、政治・経済など）の個別学力検査において、入学志願者が解答する問題を選択できる出題方法とするなどの配慮を行うことや、教科書において「発展的な学習内容」として記載されている内容から出題しない、あるいは出題する場合においても、設問中に補足事項等を記載するなど、特定の入学志願者が不利にならない設問とすることなどの工夫を行うものとする。

各大学が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れに配慮する観点から行う上記の内容は、第7の1に示す入学者選抜に関する基本的事項を公表する期日である7月31日までに決定し、公表するものとし、文部科学省は、各大学の講じた措置を同省のホームページにおいて周知する。

3 調査書

- (1) コロナウイルス感染症の影響による、高等学校における臨時休業や大会、資格・検定試験の中止等を踏まえ、第3学年の評定、特別活動の記録や指導上参考となる諸事項の記載の取扱は以下によることができる（別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について17 再掲）。

① 第3学年の評定欄の記載方法

総合型選抜及び学校推薦型選抜の出願に当たり、臨時休業により第3学年の評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とすること（例：「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業のため記載不可。」）。

② 特別活動及び指導上参考となる諸事項の欄の記載

臨時休業や大会、資格・検定試験等の中止等により、記載できない場合は、その理由を

付した上で、当初参加を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載すること（例：「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）。

- (2) 各大学は、上記(1)の記載不可や、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時休業により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。

#### 4 その他

##### (1) 入学志願者への情報提供・周知

① 新型コロナウイルス感染症への対応として、従来の方法と異なる選抜方法を検討している場合には、入学志願者が安心して準備できるように、その検討状況等について大学のホームページ等を通じて、随時情報を発信するとともに、変更については早期に決定し、周知する。

② 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、募集要項に記載されている選抜方法とは異なる方法で選抜を実施することがあり得る場合には、その旨を明記するとともに、変更については早期に決定し、周知する。

なお、上記のいずれの場合でも、今般の新型コロナウイルス感染症対策という特別の事情に鑑み、2年程度前に予告・公表した学力検査の教科・科目等を見直すことは可能であるが、その場合であっても、入学志願者への影響を十分考慮した上で変更するものとする。

##### (2) 試験実施のガイドラインの策定

大学入学共通テスト、個別学力検査等の実施に当たっては、別添の「新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和2年6月19日付け大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定）に基づき、感染予防対策等を行うものとする。

##### (3) 新型コロナウイルス等の今後の状況に対応した本要項の見直し

試験実施時期の感染拡大の状況によっては試験期日を改めて検討することとしている。また、秋以降に臨時休業が実施される状況が生じ、高等学校の卒業及び大学入学の時期が4月以降となる場合には、それに応じて試験期日等も見直すこととする。

#### 第15 備考

この要項は、令和2年度に実施する令和3年度大学入学者選抜に適用する。

なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。





(裏)

※		※		※		※				
5. 総合的な学習の時間の内容・評価	活動内容									
	評価									
6. 特別活動の記録	第 1 学 年	第 2 学 年		第 3 学 年		第 4 学 年				
7. 指導上参考となる諸事項	第 1 学 年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴, 特技等		(3)部活動, ボランティア活動, 留学・海外経験等 (注)具体的な取組内容、期間等				
		(4)取得資格, 検定等 (注)専門学校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定の内容、取得スコア・取得時期等		(5)表彰・顕彰等の記録 (注)各種大会やコンクール等の内容や時期、科学オリンピック等における成績、時期 国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績、時期等		(6)その他 (注)生徒が自ら関わってきた諸活動など				
	第 2 学 年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴, 特技等		(3)部活動, ボランティア活動, 留学・海外経験等				
		(4)取得資格, 検定等		(5)表彰・顕彰等の記録		(6)その他				
	第 3 学 年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴, 特技等		(3)部活動, ボランティア活動, 留学・海外経験等				
		(4)取得資格, 検定等		(5)表彰・顕彰等の記録		(6)その他				
	第 4 学 年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴, 特技等		(3)部活動, ボランティア活動, 留学・海外経験等				
		(4)取得資格, 検定等		(5)表彰・顕彰等の記録		(6)その他				
8. 備考										
9. 出欠の記録										
区分	学年	1	2	3	4	学年	1	2	3	4
	授 業 日 数					欠 席 日 数				
出席停止・忌引き等の日数						出 席 日 数				
留学中の授業日数						備 考				
出席しなければならぬ日数										
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する										
令和 年 月 日										
学 校 名										
所 在 地										
校 長 名										
<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; vertical-align: middle;">印</div>										
記載責任者職氏名										
Ⓜ										



調査書記入上の注意事項等について

- 1 調査書は、高等学校生徒指導要録（以下、「指導要録」という。）等に基づき、この様式により作成すること。ただし、様式の枠の大きさや文字の大きさは任意とする。
- 2 調査書は、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないように作成すること。
- 3 調査書は、ホームルーム担当教員等が原案を作成し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出すること。
- 4 調査書は、日本産業規格A4判（210 × 297mm）上質紙（57.5kg程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。なお、枚数は任意とする。
- 5 上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。
- 6 「氏名」，「現住所」，「学校名」に係る欄は、必要事項を記入するとともに、該当項目を○で囲むか、該当項目のみを直接記入すること。

なお、編入学及び転入学の場合は、その学年を（ ）内に記入することとし、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（ ）内に記入すること。

また、学年による教育課程の区分を設けない全日制、定時制及び通信制の課程においては、「学年」を「年度」と読み替えること。（以下同じ。）

- 7 「各教科・科目等の学習の記録」の欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。

(1) 「教科・科目」の欄の教科名及び科目名は、指導要録に基づいて記入すること。

「教科・科目」の欄については、各学科に、各学科に共通する各教科・科目、主として専門学科において開設される各教科・科目の別が明確に区分されるよう記載すること。

(記入例)

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
教科	科 目					
【各学科に共通する各教科・科目】						
国	国語総合	4				4
語	古典B		3			4
【主として専門学科において開設される各教科・科目】						
農	農業科学基礎	3				4
業	環境科学基礎		5			4

なお、留学については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「留学」と記載すること。

また、特別支援学校における自立活動又は高等学校等においてこの内容を参考として行われる障害に応じた特別の指導（いわゆる通級による指導）については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「自立活動」と記載すること。

空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

- (2) 「修得単位数の計」の欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

- (3) 「評定」の欄は、5, 4, 3, 2, 1の5段階で表示すること。

また、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

- (4) 卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、当該学年における直近の成績を総合し、高等学校として判定した成績を、最終学年の成績として記入すること。

- (5) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「2. 各教科・科目等の学習の記録」の「教科・科目」、「評定」及び「修得単位数の計」の欄に記載すること（「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示の施行について」（令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課通知）（以下「通知」という。）参照）。

- 8 「各教科の学習成績の状況」及び「全体の学習成績の状況」の欄については、次のように記入すること。なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

- (1) 各教科の学習成績の状況の欄に記載する教科名について、各学科に共通する各教科・主として専門学科において開設される各教科で同一の名称がある場合には、それぞれ「共」・「専」を教科名に併記すること。

- (2) 各教科の学習成績の状況は、指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用し記載すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$(ア) \frac{\text{評定の合計数}}{\text{評定数}} = \frac{3 + 3 + 5}{3} = \frac{11}{3} = 3.66$$

- (イ) 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の理科の学習成績の状況は、「3.7」となる。

教科・科目		評 定				修得単位数計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
教科	科目					
理科	物理基礎	3				2
	化学基礎		3			2
	生物基礎			5		2

- (3) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目等の履修及び単位の修得をもって高等学校学習指導要領の科目の履修及び単位の修得とみなしている場合又は代替している場合についても、それらに係る学校設定科目等の評定を含めて学習成績の状況を算出すること（通知参照）。

- (4) 全体の学習成績の状況は、指導要録に基づき、すべての教科・科目の評定の合計数をすべて

の評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$(ア) \frac{\text{すべての教科・科目の評定の合計数}}{\text{すべての評定数}} = \frac{(\text{国語} 4 + 3) + (\text{地歴} 5 + 4 + 4) + \dots}{(\text{国語} 2) + (\text{地歴} 3) + \dots} \\ = \frac{(\text{保体} 4 + 3 + 4 + 4 + 5) + \dots + (\text{家庭} 5)}{(\text{保体} 5) + \dots + (\text{家庭} 1)} = \frac{120}{31} = 3.87$$

(イ) 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の全体の学習成績の状況は、「3.9」となる。

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
教科	科 目					
国 語	国語総合	4				4
	古典B		3			4
地 理 歴 史	世界史B	5				4
	日本史A		4			2
	地理A			4		2
保 体	体 育	4	3	4		8
	保 健	4	5			2
家 庭	家庭総合	5				4

（注）保健体育のように、複数学年にわたって履修する科目については、各学年ごとの評定数をそれぞれ1科目分として取り扱い計算すること。

9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。

- (1) 「学習成績概評」の欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあつては当該期間）における全体の学習成績の状況を次の区分に従って、A, B, C, D, Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

全体の学習成績の状況	学習成績概評
5.0 ~ 4.3	A
4.2 ~ 3.5	B
3.4 ~ 2.7	C
2.6 ~ 1.9	D
1.8以下	E

- (2) 大学が希望する場合、学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に㊸と標示することができる。

この場合、高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならないものとする。

(3) 「成績段階別人数」の欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A〇〇人、B〇〇人、C〇〇人、D〇〇人、E〇〇人、合計〇〇人」のように記入すること。

また、(1)により、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」の欄に同一学年生徒の合計数を( )内に記入すること。

1 0 「出欠の記録」の欄は、指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末(ないしは、最終学年の成績を判定した時点)現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。

1 1 「特別活動の記録」の欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。

(1) 事実の記入に当たっては、例えば、下記の事項が考えられること。

所属する係名や委員会名、生徒会活動や学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。

(2) 所見の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。

① その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。

② 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。

1 2 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録の同欄の記載事項のうち、(1)～(6)については以下のとおり記載すること。なお、枠の大きさや文字の大きさは任意とする。

(1) 各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等については、各教科・科目等に関する学習状況の様子や特徴(積極性など)を具体的に記載すること。

(2) 行動の特徴、特技等については、(1)以外の学校内外における活動の状況や特徴(積極性など)を記載すること。

(3) 部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等については、部活動やボランティア活動等の具体的な取組内容、実施期間、その活動における特徴等を記載すること。

(4) 取得資格、検定等については、民間や専門高校の校長会等が実施する資格・検定の内容、取得スコア、取得年次、取得時期等を記載すること。

(5) 表彰・顕彰等の記録については、各種大会やコンクール等の内容や時期等について記載すること。特に、国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績や科学オリンピック等における成績等を記載することが望ましい。

(6) その他、生徒が自ら関わってきた諸活動、生徒の成長の状況に関わる所見など、特に必要と認められる事項等について記入すること。

上記(1)～(6)について、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。

1 3 「総合的な学習の時間の内容・評価」の欄には、「総合的な学習の時間」における当該生徒の活動内容及びその評価を文章で各学年ごとに具体的に記入すること。その際には、各学校が設定した評価の観点及びそれに基づいた評価が記述されることが望ましい。

なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。

1 4 「備考」の欄には、大学の希望により当該大学の学部等に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第85条の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及びスーパーサイエンスハイスクール並びに同規則第103条第1項に基づく単位制に

よる課程を置く高等学校にあつては、その旨明示すること。スーパーグローバルハイスクール等に関する記載についても、その旨明示すること。

なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること（通知、「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について」（令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課事務連絡）及び「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について（令和2年3月30日時点）」（令和2年3月30日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課事務連絡）参照）。

また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。

- 1 5 記載責任者職氏名は、必ず記載し、押印すること。

なお、記載内容を訂正した場合は、訂正箇所に校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長の印で割印をとること。

- 1 6 必履修教科・科目の未履修があつた場合の調査書については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、この取扱いは、①「平成19年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」（平成18年11月2日付け18文科高第427号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知）より前に高等学校を卒業した者及び中途退学をした者、及び②「平成20年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」（平成19年12月21日付け19高大振第66号文部科学省高等教育局大学振興課長・文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知）に該当する者に係るものとする。

(1) 未履修教科・科目の「評定」の欄については空白とする。（なお、「修得単位数の計」については、記載すること。）

(2) 「各教科の学習成績の状況」の欄及び「全体の学習成績の状況」の欄については、未履修教科・科目を除いて算定した数値を記入すること。

(3) 「備考」の欄については、下記内容を記載すること。

① 未履修教科・科目名。

② 未履修は、生徒の責に帰すべき事由によるものではないこと。

③ 学習成績の状況は未履修科目を除いて算定していること。

- 1 7 新型コロナウイルス感染症対策の影響による高等学校における臨時休業や大会、資格・検定試験の中止等を踏まえ、調査書記入上の扱いについては、次のとおり記載することができることとする。

(1) 第3学年の評定欄の記載方法

総合型選抜及び学校推薦型選抜への出願に当たり、臨時休業により第3学年の評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とすること（例：「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業のため記載不可。」）。

(2) 特別活動及び指導上参考となる諸事項の欄の記載

臨時休業や大会、資格・検定試験等の中止等により、記載できない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載すること（例：「○○○に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）。





活動報告書のイメージ例

氏名 ( )

(1) 学業に関する活動	
① 学内での活動内容	活動期間 ( )
※「総合的な学習の時間」、部活動、生徒会活動等において取り組んだ課題研究等	
② 学外での活動内容	活動期間 ( )
※ボランティア活動、各種大会・コンクール、留学・海外経験等	

(2) 課題研究等に関する活動

① (課題テーマを選んだ理由)

② (概要・成果)

(3) 資格・検定等に関する活動		
資格・検定・試験等の名称	級・スコア等	取得等の年月



## 令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン

(令和2年6月19日「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定)

### 1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（3月19日）においては、まん延防止のために、「三つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集している、③互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）を徹底的に回避することなどが必要とされている。令和3年度大学入学者選抜においても、試験の実施に関して、広く社会的な理解を得ておくことが重要である。

試験の実施の特徴としては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、感染拡大の防止策をあらかじめ講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは比較的低位に分類されるものであるとも言える。

受験生にとっての大学入試が持つ意義について考えた場合、入試はそれぞれの将来の進路を実現させるためのステップであり、これまでの努力の成果を試す重要な機会である。入試時期に全国的に混乱をきたすような爆発的な感染拡大が生じているような場合は別として、基本的には、十分な対策を講じた上で試験を実施し、受験機会の確保を図ることが重要であると考えられる。

5月25日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「基本的対処方針」においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として、「感染拡大の防止と社会経済活動の両立を持続的に可能としていく」とされており、こうしたことを踏まえ、受験生や試験監督等の入試に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に、各試験場においていかにして新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供できるかという視点に立って、試験実施体制を整えることが必要である。

本ガイドラインは以上のような考え方に立って、感染症に関する専門家からの意見を踏まえながら、各試験場の衛生管理体制の構築に当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものである。なお、今後、新たな感染の拡大や科学的知見の発見があった場合には、「新型コロナウイルスに対応した大学

入試ワーキンググループ」において、改めて本ガイドラインの内容について検討し、必要な更新・修正等の対応を行うこととする。

## **2. 試験場の衛生管理体制等の構築**

大学入試センター及び各大学は、試験場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、試験当日、試験終了後の3つの時点ごとに分類し、それぞれの時点で実施することが必要な事項として、例えば、以下のようなことが考えられる。

### **(1) 事前の準備**

#### **①試験室の確保**

政府が定める「基本的対処方針」では、「催物（イベント等）の開催」に関し、「段階的に規模要件（人数上限）を緩和する」際には、「屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すこと」とされている。こうした方針を踏まえれば、試験室においても、可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいこと。もともと不正防止等の観点からこの要件を満たしている場合は追加的な対応は不要であるが、受験生の人数が通常使用時の収容定員の半分程度を超える試験室がある場合は、当初予定していた試験室数の増設を検討すること。

#### **②試験室の座席間の距離の確保**

試験場ごとに、教室の数や大きさ、受験者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保すること。

#### **③マスク、速乾性アルコール製剤の準備**

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

#### **④試験監督者等の体調管理等**

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

#### **⑤医師、看護師等の配置**

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、大学等の実情に

応じ、医師、看護師等の配置に努めること。

#### ⑥別室の確保

発熱・咳等の体調不良者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、大学等の実情に応じ、可能であれば医師、看護師等の待機場所から近い方が望ましいこと。

なお、障害のある受験生のための別室とは別に確保すること。

#### ⑦試験室の机、椅子の消毒

試験前日に消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。また、試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

#### ⑧面接試験、実技試験の実施

感染拡大の防止に留意し、各大学においては、ICTを活用したオンライン面接や実技動画の提出を取り入れた多様な選抜方法の工夫を行うことが考えられるが、対面での実施が必要と判断する場合には、面接試験については、受験生同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保し、常時ドアを開放しておくこと。また、実技試験については、剣道、柔道などのコンタクトスポーツや、発声を伴う歌唱などについては実施を控えること。

#### ⑨試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることなどにより、試験開始までの時間に余裕を持たせたり、受験番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口、門を使用するなど、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

#### ⑩トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、トイレ入口に導線を示すとともに、入口において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。大学等の実情に応じ、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保すること。また、ハンドドライヤーのあるトイレはその利用を停止し、トイレ内については換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受験生に対し別室での受験を認める場合は、トイレを別に確保することが望ましい。

#### ⑪試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用するなどの工夫を行うこと。



## ⑫保護者控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者控室については原則設置しないことが望ましいこと。ただし、受験生への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。

## ⑬試験監督者等に対する感染対策の要請

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、インフルエンザワクチンその他の定期接種を受けておくことが望ましいこと。

## ⑭関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、試験場ごとの受験者リストを域内の保健所等に共有する必要があるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

## ⑮新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置

各大学において、例えば、専用電話や専用ホームページの開設などを検討すること。（大学入試センターにおいても、ホームページにおいて、各試験場、試験室において共通の対応となることなどを整理したQ&Aの掲載など、受験生に対して大学入学共通テストにおける対応を周知するとともに、受験生からの問合せに対して適切に対応することとしている。）

## (2) 試験当日の対応

### ①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務づけること。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。試験監督者等についても同様であること。

### ②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務づけること。試験監督者等についても同様であること。

### ③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、診療室で対応することを案内しつつ、追試験による対応等を提示すること。ただし、追試験を受験することなどが難しいなど特別な事情がある場合には、別室での受験

を提示すること。

#### ④体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

#### ⑤換気の実施

試験室の大きさやそれに対する受験生の数、出題科目ごとの試験時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の日安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、少なくとも1科目終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。

#### ⑥昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等は行わず、受験生には昼食持参と自席での食事を要請すること。通常、試験室での飲食を禁止している大学等においては、試験日については自席での飲食を認めること。

#### ⑦試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はないこと。ただし、試験場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。

#### ⑧試験終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行うこと。

### (3) 試験終了後

#### ①試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

#### ②試験室の机、椅子の消毒

試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものも可）を使用した拭き取りを行うこと。なお、試験終了後、使用した教室

を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒は必要ないこと。

### ③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、当該試験場の大学等は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

## 3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理しておくことが必要である。例えば、以下のようなことが挙げられる。

### ①医療機関での受診

発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

### ②受験できない者

新型コロナウイルスに罹患し、試験日までに医師が治癒したと診断していない者や、試験日直前に保健所等から濃厚接触者に該当するとされた者は受験できないこと。

### ③受験の取り止め

大学入試センターと各大学は、新型コロナウイルス対応の専用ホームページなどを通じて、追試験等の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、追試験等の受験を検討すること。

### ④試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験等の受験を検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。

### ⑤試験当日の服装、昼食

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験会場で食堂の営業等は行わないため、昼食を持参し、自席で食事をとること。

⑥ワクチンの接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、インフルエンザワクチンその他の予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑦「新しい生活様式」等の実践

日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

## 4. 令和3年度大学入学者選抜実施要項 の変更について

令和3年度大学入学者選抜実施要項の変更について

令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p><b>第1 基本方針</b></p> <p>大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、<u>学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、大学への入段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判断することを役割とするものである。</u></p> <p><u>※平成29年4月1日から、全ての大学において、上記三つの方針の策定及び公表が義務付けられている（学校教育法施行規則第165条の2）。</u></p> <p>このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判断する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することにならないよう配慮する。</p> <p>なお、専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、これらに加え、「専門職大学設置基準」（平成29年文部科学省令第33号）、「専門職短期大学設置基準」（平成29年文部科学省令第34号）及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」（平成29年9月21日付け29文科高第542号文部科学事務次官通知）を踏まえ実施するものとする。</p> <p>能力・意欲・適性等の評価・判断に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。</p> <p>① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）                  ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）                  ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度</p>	<p><b>第1 基本方針</b></p> <p>大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、大学への入段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判断することを役割とするものである。</p> <p>※平成29年4月1日から、全ての大学において、上記三つの方針の策定及び公表が義務付けられている（学校教育法施行規則第165条の2）。</p> <p>このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判断する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することにならないよう配慮する。</p> <p>なお、専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、これらに加え、「専門職大学設置基準」（平成29年文部科学省令第33号）、「専門職短期大学設置基準」（平成29年文部科学省令第34号）及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」（平成29年9月21日付け29文科高第542号文部科学事務次官通知）を踏まえ実施するものとする。</p> <p>能力・意欲・適性等の評価・判断に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。</p> <p>① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）                  ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）                  ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度</p>	<p><u>文言の整理。</u></p>
<p><b>第2 アドミッション・ポリシー</b></p> <p>アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。</p> <p>このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学</p>	<p><b>第2 アドミッション・ポリシー</b></p> <p>アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。</p> <p>このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学</p>	

令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。</p> <p>さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけでなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判断するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判断方法及び要素ごとの評価・判断の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判断するよう努める。</p> <p>あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んでほしいか」をできる限り具体的に記述する。</p> <p>また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとす。</p> <p>なお、各大学におけるアドミッション・ポリシーの策定・公表に当たっては、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」及び「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）も参考にされたい。</p>	<p>生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。</p> <p>さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけでなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判断するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判断方法及び要素ごとの評価・判断の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判断するよう努める。</p> <p>あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んでほしいか」をできる限り具体的に記述する。</p> <p>また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとす。</p> <p>なお、各大学におけるアドミッション・ポリシーの策定・公表に当たっては、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」及び「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）も参考にされたい。</p>	<p><u>文言の適正化。</u></p>
<p><b>第3 入試方法</b></p> <p>1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（平成29年7月）」（以下「見直しに係る予告」という。）で示した入学志願者本人の記載する資料等*により、面接、集団討論、プレゼンテーションその他の能力・適性等に関する検査、活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判断する入試方法（以下「一般入試」という。）による。</p> <p>*入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等。</p> <p>2 一般入試のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。</p> <p>(1) <u>アドミッション・オフィス入試総合型選抜</u></p> <p>詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等とを組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判断する入試方法。</p> <p>この方法による場合は、以下の点に留意する。</p> <p>① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という<u>性格に鑑み、「見直しに係る予告」で示した入学志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。</u></p> <p>*入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。</p> <p>② <u>アドミッション・オフィス入試総合型選抜の趣旨に鑑み、知識・技能の修得状況に過度</u></p>	<p><b>第3 入試方法</b></p> <p>1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーションその他の能力・適性等に関する検査、活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判断する入試方法（以下「一般入試」という。）による。</p> <p>2 一般入試のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。</p> <p>(1) アドミッション・オフィス入試</p> <p>詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等とを組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判断する入試方法。</p> <p>この方法による場合は、以下の点に留意する。</p> <p>① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制とする。</p> <p>② アドミッション・オフィス入試の趣旨に鑑み、知識・技能の修得状況に過度</p>	<p><u>予告を踏まえた変更。</u></p>

令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>状況に過度に重点を置いた選抜基準とせず、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。</p> <p>③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等*又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し基礎学力の状況を把握するため、以下のア～エのうち少なくとも一つを行い、その旨を募集要項に記述する。</p> <p>*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。</p> <p>ア 各大学が実施する検査(筆記、実技、口頭試問等)による検査の成績を合否判定に用いる。</p> <p>イ 大学入試センター試験の成績を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。</p> <p>ウ 資格・検定試験等の成績等を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。</p> <p>エ 高等学校の教科の評定平均値を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。</p> <p>④ ③ア～ウを行う場合にあっては、③エと組み合わせるなど調査書を積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(2) 推薦入試学校推薦型選抜</p> <p>出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。</p> <p>この方法による場合は、以下の点に留意する。</p> <p>① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し高等学校の教科の評定平均値を出願要件(出願の目安)や合否判定に用い、その旨を募集要項に記述する。</p> <p>② 推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた第1に示す二つの要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求め、*調査書だけでは入学志願者の能力・意欲・適性等の評価・判定が困難な場合には、上記①④ア～ウの措置の少なくとも一つを講ずることが望ましい。</p> <p>(3) 専門学科・総合学科卒業生入試</p> <p>高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込みの入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績などにより評価・判定する入試方法。</p> <p>(4) 帰国生徒子女選抜入試・社会人入試</p>	<p>に重点を置いた選抜基準とせず、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。</p> <p>③ 大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、以下のア～エのうち少なくとも一つを行い、その旨を募集要項に記述する。</p> <p>ア 各大学が実施する検査(筆記、実技、口頭試問等)による検査の成績を合否判定に用いる。</p> <p>イ 大学入試センター試験の成績を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。</p> <p>ウ 資格・検定試験等の成績等を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。</p> <p>エ 高等学校の教科の評定平均値を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。</p> <p>④ ③ア～ウを行う場合にあっては、③エと組み合わせるなど調査書を積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(2) 推薦入試</p> <p>出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として評価・判定する入試方法。</p> <p>この方法による場合は、以下の点に留意する。</p> <p>① 高等学校の教科の評定平均値を出願要件(出願の目安)や合否判定に用い、その旨を募集要項に記述する。</p> <p>② 推薦書・調査書だけでは入学志願者の能力・意欲・適性等の評価・判定が困難な場合には、上記①④ア～ウの措置の少なくとも一つを講ずることが望ましい。</p> <p>(3) 専門学科・総合学科卒業生入試</p> <p>高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込みの入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績などにより評価・判定する入試方法。</p> <p>(4) 帰国子女入試・社会人入試</p>	<p>名称の適正化。予告を踏まえた変更。</p>

3

令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>帰国生徒子女(中国引揚者等生徒子女を含む。)又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異なる方法により評価・判定する入試方法。</p> <p>この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校卒業後の年月の経過などに鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせ評価・判定することが望ましい。</p> <p>3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。</p> <p>4 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めない。</p>	<p>帰国子女(中国引揚者等子女を含む。)又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異なる方法により評価・判定する入試方法。</p> <p>この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校卒業後の年月の経過などに鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせ評価・判定することが望ましい。</p> <p>3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。</p> <p>4 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めない。</p>	<p>記載箇所の変更。 (第13 その他注意事項へ)</p>
<p>第4 試験期日等</p> <p>1 大学入学共通テストの実施期日等は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 令和3年1月16日、17日</p> <p>(2) 令和3年1月30日、31日</p> <p>※(1)の追試験としても実施。</p> <p>(3) 特例追試験 令和3年2月13日、14日</p> <p>※(2)の追試験として実施。</p> <p>2 各大学で実施する一般選抜入試及び専門学科・総合学科卒業生選抜入試における学力検査の期日並びに総合型選抜アドミッション・オフィス入試及び学校推薦型選抜推薦入試において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。</p> <p>(1) 試験期日 令和3年2月1日から4月15日までの間</p> <p>なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和3年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。</p> <p>(3) 合格者の決定発表 令和3年3月4日31日までに</p> <p>3 総合型選抜、学校推薦型選抜アドミッション・オフィス入試、推薦入試等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>4 総合型選抜アドミッション・オフィス入試については、入学願書受付を令和2年9月15日以降とし、その判定結果を令和2年11月1日以降に発表する。とせず。</p> <p>5 学校推薦型選抜については、推薦入試による場合は、原則として入学願書受付を令和2年11月1日以降とし、その判定結果を令和2年12月1日以降で一般選抜入試の試験期日の10日以前まで(学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日)に発表する。</p>	<p>第4 試験期日等</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>1 各大学で実施する一般入試及び専門学科・総合学科卒業生入試における学力検査の期日並びにアドミッション・オフィス入試及び推薦入試において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。</p> <p>(1) 試験期日 令和2年2月1日から4月15日までの間</p> <p>(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。</p> <p>(3) 合格者の決定発表 令和2年4月20日まで</p> <p>2 アドミッション・オフィス入試、推薦入試等において学力検査を課さない場合は、上記1(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>3 アドミッション・オフィス入試については、入学願書受付を令和元年8月1日以降とする。</p> <p>4 推薦入試による場合は、原則として入学願書受付を令和元年11月1日以降とし、その判定結果を一般入試の試験期日の10日以前までに発表する。</p>	<p>高等学校等の臨時休業の実施等に配慮した設定。</p> <p>予告を踏まえた変更。</p> <p>高等学校等の臨時休業の実施等に配慮した設定。予告を踏まえた変更。予告を踏まえた変更。</p>



令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>6-5 帰国生徒選抜女子入試・社会人選抜入試については、上記2-4(1)によることを要しない。</p>	<p>5 帰国子女入試・社会人入試については、上記1(1)によることを要しない。</p>	
<p><b>第5 調査書</b></p> <p>1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。</p> <p>なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。</p> <p>各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。</p> <p>2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「<u>見直しに係る予告</u>」で示した調査書の活用<sup>の在り方を踏まえ</sup>、調査書を十分に活用する。</p> <p>なお、履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。</p> <p>3 各大学は、調査書の「7. 指導上参考となる諸事項」以外の多様な学習や履修等資格・検定試験の成績等のほか、<u>弁論大会やボランティア活動の実績、海外留学等の多様な経験等</u>を入学者選抜に用いる場合は、大学で評価・判定する内容をどのように調査書に盛り込むのかといった記載方法等について、募集要項にできる限り具体的に記述する。</p> <p>4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に㊸と標示するよう希望することができる。この場合には「備考」の欄にその理由を記載させる。</p> <p>5 各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記載するよう希望することができる。</p> <p>6 <u>過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また</u>、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、すべての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。</p> <p>7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。</p> <p>8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。</p> <p>(1) 高等専門学校第3学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高</p>	<p><b>第5 調査書</b></p> <p>1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。</p> <p>なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。</p> <p>各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。</p> <p>2 各大学は、入学者の選抜に当たり、調査書を十分に活用する。</p> <p>なお、履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。</p> <p>3 各大学は、資格・検定試験の成績等のほか、弁論大会やボランティア活動の実績、海外留学等の多様な経験等を入学者選抜に用いる場合は、大学で評価・判定する内容をどのように調査書に盛り込むのかといった記載方法等について、募集要項にできる限り具体的に記述する。</p> <p>4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に㊸と標示するよう希望することができる。この場合には「備考」の欄にその理由を記載させる。</p> <p>5 各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記載するよう希望することができる。</p> <p>6 指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、すべての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。</p> <p>7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。</p> <p>8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。</p> <p>(1) 高等専門学校第3学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高</p>	<p><u>予告を踏まえた変更。</u></p> <p><u>調査書様式の改訂に伴う配慮のため。</u></p>

令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式1の調査書に準じて作成し提出させる。</p> <p>(2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。</p>	<p>等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式の調査書に準じて作成し提出させる。</p> <p>(2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。</p>	
<p><b>第6 学力検査等</b></p> <p>1 個別学力検査</p> <p>(1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。</p> <p>(2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。</p> <p>なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫が努めることが望ましい。</p> <p>(3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させることが望ましい。</p> <p>(4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。</p> <p>(5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。</p> <p>① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。</p> <p>② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業生及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。</p> <p>(6) 個別学力検査における公正確保のため、入学志願者に関係者や親族がいる教職員は、試験問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験者の氏名や受験番号をマスキングすること、複数人で採点・点検することなど、</p>	<p><b>第6 学力検査等</b></p> <p>1 個別学力検査</p> <p>(1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。</p> <p>(2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。</p> <p>なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫が努めることが望ましい。</p> <p>(3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させることが望ましい。</p> <p>(4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。</p> <p>(5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。</p> <p>① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。</p> <p>② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業生及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。</p> <p>(6) 個別学力検査における公正確保のため、入学志願者に関係者や親族がいる教職員は、試験問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験者の氏名や受験番号をマスキングすること、複数人で採点・点検することなど、</p>	

令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>不正やミス防止するための方策を講ずる。</p> <p>2 <b>大学入学共通テスト大学入試センター試験</b>の利用 大学入学共通テスト大学入試センター試験を利用した選抜を実施する大学にあっては、「令和3平成32年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト大学入試センター試験実施大綱」（令和元平成30年6月4日付け元30-文科高第106487号文部科学省高等教育局長通知、令和2年1月29日一部改正）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。</p> <p>(1) 各大学が大学入学共通テスト大学入試センター試験において入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。</p> <p>(2) 各大学の個別学力検査において、大学入学共通テスト大学入試センター試験と同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入学共通テスト大学入試センター試験とは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。</p> <p>(3) 各大学は、総合型選抜、学校推薦型選抜アドミッション・オフィス入試、推薦入試においても大学入学共通テスト大学入試センター試験を利用することができる。</p> <p>(4) 各大学における大学入学共通テスト大学入試センター試験の成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。</p> <p>3 小論文、面接、実技検査等の活用 入学志願者の能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。 主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部については主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。 小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。</p> <p>4 資格・検定試験等の成績の活用 (1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。 ① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。 ② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国</p>	<p>不正やミス防止するための方策を講ずる。</p> <p>2 大学入試センター試験の利用 大学入試センター試験を利用した選抜を実施する大学にあっては、「平成32年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」（平成30年6月4日付け30文科高第187号文部科学省高等教育局長通知）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。</p> <p>(1) 各大学が大学入試センター試験において入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。</p> <p>(2) 各大学の個別学力検査において、大学入試センター試験と同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入試センター試験とは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。</p> <p>(3) 各大学は、アドミッション・オフィス入試、推薦入試においても大学入試センター試験を利用することができる。</p> <p>(4) 各大学における大学入試センター試験の成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。</p> <p>3 小論文、面接、実技検査等の活用 入学志願者の能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。 主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部については主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。 小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。</p> <p>4 資格・検定試験等の成績の活用 (1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。 ① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。 ② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国</p>	<p>名称変更及び時期更新。</p> <p>予告を踏まえた変更。 名称変更。</p>

令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>際科学オリンピック等の結果を活用する。</p> <p>③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。</p> <p>(2) 資格・検定試験等の成績の活用に関しては、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておく。</p> <p>5 志願者本人が記載する資料等の活用 活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、「見直しに係る予告」で示した内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。</p>	<p>際科学オリンピック等の結果を活用する。</p> <p>③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。</p> <p>(2) 資格・検定試験等の成績の活用に関しては、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておく。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>予告を踏まえた変更。</p>
<p>第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表</p> <p>1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題や面接の実施等）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和2元年6月19日から7月31日までに発表するものとする。</p> <p>2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。</p> <p>3 個別学力検査及び大学入学共通テスト大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。</p>	<p>第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表</p> <p>1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題や面接の実施等）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和元年6月4日から7月31日までに発表するものとする。</p> <p>2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。</p> <p>3 個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。</p>	<p>時点更新。</p> <p>名称変更。</p>
<p>第8 募集人員</p> <p>1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。 なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。</p> <p>2 大学における学校推薦型選抜推薦入試の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。 短期大学における学校推薦型選抜推薦入試の募集人員は、上記にかかわらず、学校推薦型選抜推薦入試以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。</p> <p>3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きく化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい。</p> <p>4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準</p>	<p>第8 募集人員</p> <p>1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。 なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。</p> <p>2 大学における推薦入試の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。 短期大学における推薦入試の募集人員は、上記にかかわらず、推薦入試以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。</p> <p>3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きく化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい。</p> <p>4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準</p>	<p>予告を踏まえた変更。</p>

令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
備をするよう努める。	備をするよう努める。	
<b>第9 出願資格</b> 大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。	<b>第9 出願資格</b> 大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。	
<b>第10 募集要項等</b> 1 募集要項 (1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和2元年12月15日までに発表する。 (2) <u>各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。</u> (32) 第3の2(1)から(4)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとにその内容や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。 (49) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないよう、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」(平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知)を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行ってないことなどを記述する。 (54) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学者志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。 2 入学手続 (1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。 (2) 入学料以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」(昭和50年9月1日付け文管振第251号文部省管理局長・文部省大学局長通知)の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避ける。 (3) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」(平成18年12月28日付け文科高第536号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知)の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集	<b>第10 募集要項等</b> 1 募集要項 (1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和元年12月15日までに発表する。 <u>&lt;新設&gt;</u> (2) 第3の2(1)から(4)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとにその内容や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。 (3) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないよう、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」(平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知)を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行ってないことなどを記述する。 (4) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学者志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。 2 入学手続 (1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。 (2) 入学料以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」(昭和50年9月1日付け文管振第251号文部省管理局長・文部省大学局長通知)の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避ける。 (3) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」(平成18年12月28日付け文科高第536号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知)の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集	<u>時点更新。</u> <u>予告を踏まえた変更。</u>

9

令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
要項、入学手続要項等に記述するなどにより、明確にする。 ① 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者(専願又は <u>学校推薦型選抜推薦入学試験</u> (これに類する入学試験を含む。))に合格して大学等と在学契約を締結した受験者を除く。については、原則として、受験者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じる。 ② ①にかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記述している場合には、入学式の日までに受験者が明示的に又は黙示的に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じる。	要項、入学手続要項等に記述するなどにより、明確にする。 ① 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者(専願又は推薦入学試験(これに類する入学試験を含む。))に合格して大学等と在学契約を締結した受験者を除く。については、原則として、受験者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じる。 ② ①にかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記述している場合には、入学式の日までに受験者が明示的に又は黙示的に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じる。	
<b>第11 国立大学の入学者選抜</b> 国立大学の入学者選抜の日程等は、国立大学協会の定める実施要領及び実施細目に基づき実施される。	<b>第11 国立大学の入学者選抜</b> 国立大学の入学者選抜の日程等は、国立大学協会の定める実施要領及び実施細目に基づき実施される。	<u>実態に即した記載に修正。</u>
<b>第12 公立大学の入学者選抜</b> 公立大学の入学者選抜の日程等は、公立大学協会の定める実施要領及び実施細目に基づき実施される。	<b>第12 公立大学の入学者選抜</b> 公立大学の入学者選抜の日程等は、公立大学協会の定める実施要領及び実施細目に基づき実施される。	<u>実態に即した記載に修正。</u>
<b>第13 その他注意事項</b> 1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮 (1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないものとする。 (2) 障害のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。 その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」(平成29年3月29日付け28文科高第1229号文部科学省高等教育局長通知)や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」(平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知)にも十分留意する。 ① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成など ② 特定試験場の設定、試験会場への乗用車での入構、座席指定の工夫など	<b>第13 その他注意事項</b> 1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮 (1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないものとする。 (2) 障害のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。 その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」(平成29年3月29日付け28文科高第1229号文部科学省高等教育局長通知)や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」(平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知)にも十分留意する。 ① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成など ② 特定試験場の設定、試験会場への乗用車での入構、座席指定の工夫など	



令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など</p> <p>また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。</p> <p>(3) 各大学は、障害等のある入学者志願者に対し、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要事項の伝達においても、合理的配慮を行うものとする。</p> <p>また、入試における配慮の内容や受入れ実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開するとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ事前相談体制の構築・充実に努める。</p> <p>2 入試情報の取扱い</p> <p>(1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学者志願者が学習上参考ができるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>① 試験問題については、原則として公表するものとする。</p> <p>② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。</p> <p>なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。</p> <p>(2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。</p> <p>(3) <u>入学者志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学者志願者に求めないこととする</u>とともに、合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要に応じた入学後の学籍管理、学習指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。</p> <p>3 入学者選抜の実施に係るミスの防止</p> <p>各大学は、受験者に影響を与えることがないよう、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるものとする。</p> <p>(1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェ</p>	<p>③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など</p> <p>また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。</p> <p>(3) 各大学は、障害等のある入学者志願者に対し、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要事項の伝達においても、合理的配慮を行うものとする。</p> <p>また、入試における配慮の内容や受入れ実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開するとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ事前相談体制の構築・充実に努める。</p> <p>2 入試情報の取扱い</p> <p>(1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学者志願者が学習上参考ができるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>① 試験問題については、原則として公表するものとする。</p> <p>② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。</p> <p>なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。</p> <p>(2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。</p> <p>(3) 合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要に応じた入学後の学籍管理、学習指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。</p> <p>3 入学者選抜の実施に係るミスの防止</p> <p>各大学は、受験者に影響を与えることがないよう、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるものとする。</p> <p>(1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェ</p>	<p>記載箇所の変更。 (第3 入試方法より)</p>

令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>ック体制を確立する。</p> <p>また、チェック体制を不断に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。</p> <p>(2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけでなく、試験実施中、実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。</p> <p>また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけでなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。</p> <p>(3) 試験の実施においては、教員、事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。</p> <p>(4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、点検・確認する。その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。</p> <p>また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。</p> <p>(5) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。</p> <p>(6) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める。</p> <p>4 入学者選抜の公正確保</p> <p>(1) 入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実に努める。</p> <p>また、入学者選抜の適正性を確保するため、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。</p> <p>(2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性の観点から十分慎重に対応する。</p> <p>(3) 受験者の不正行為を未然に防止するため、受験者の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験者の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努める。</p> <p>(4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ決めておく。</p>	<p>ック体制を確立する。</p> <p>また、チェック体制を不断に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。</p> <p>(2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけでなく、試験実施中、実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。</p> <p>また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけでなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。</p> <p>(3) 試験の実施においては、教員、事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。</p> <p>(4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、点検・確認する。その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。</p> <p>また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。</p> <p>(5) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。</p> <p>(6) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める。</p> <p>4 入学者選抜の公正確保</p> <p>(1) 入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実に努める。</p> <p>また、入学者選抜の適正性を確保するため、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。</p> <p>(2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性の観点から十分慎重に対応する。</p> <p>(3) 受験者の不正行為を未然に防止するため、受験者の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験者の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努める。</p> <p>(4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ決めておく。</p>	<p>文言の適正化。</p>

令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>(5) 次のような公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。</p> <p>① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること</p> <p>② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること</p> <p>これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。</p> <p>(6) 大学が受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに合格を確約するものと誤解されることのないよう留意する。</p> <p>(7) 合格発表前に個別に受験者の保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公正性を損なうような行為は厳に慎み、万一、特定の受験者に対する特別な優遇や配慮を求める外部からの働きかけや申出等があった場合には、大学として入学者選抜の公正性を損なうことのないよう毅然と対応する。</p> <p>5 国際連携学科の入学者選抜</p> <p>(1) 外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する1以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）との二重在籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。</p> <p>(2) 国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。特に、入学者選抜の実施方法等については、入学者選抜の観点から可能な限り早期の周知に努める。</p> <p>6 外国人を対象とした入試</p> <p>(1) 私費外国人留學生の入試に当たっては、「外国人留學生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和2平成31年4月9日付30高学留第72号文部科学省高等教育局学生・留學生課長通知。）に基づき、入学者志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性を有しているかを適切に判定すること。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。</p> <p>(2) 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の6ヶ月以上前に行うとともに、募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。</p> <p>(3) 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア（フランス共和国）資格取得者及びジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者について、これらの資格を国</p>	<p>(5) 次のような公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。</p> <p>① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること</p> <p>② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること</p> <p>これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。</p> <p>(6) 大学が受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに合格を確約するものと誤解されることのないよう留意する。</p> <p>(7) 合格発表前に個別に受験者の保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公正性を損なうような行為は厳に慎み、万一、特定の受験者に対する特別な優遇や配慮を求める外部からの働きかけや申出等があった場合には、大学として入学者選抜の公正性を損なうことのないよう毅然と対応する。</p> <p>5 国際連携学科の入学者選抜</p> <p>(1) 外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する1以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）との二重在籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。</p> <p>(2) 国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。特に、入学者選抜の実施方法等については、入学者選抜の観点から可能な限り早期の周知に努める。</p> <p>6 外国人を対象とした入試</p> <p>(1) 私費外国人留學生の入試に当たっては、「外国人留學生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（平成31年3月29日付30高学留第72号文部科学省高等教育局学生・留學生課長通知。）に基づき、入学者志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性を有しているかを適切に判定すること。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。</p> <p>(2) 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の6ヶ月以上前に行うとともに、募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。</p> <p>(3) 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア（フランス共和国）資格取得者及びジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者について、これらの資格を国</p>	<p>時点更新。</p>

13

令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。</p> <p>7 災害等の不測の事態への対応</p> <p>各大学は、入学者志願者の進学の機会を確保する観点から、自然災害や人為災害等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学者志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 各大学は、入試に関する研究委員会を設け、入学者の追跡調査等により、選抜の妥当性・信頼性の検証を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。</p> <p>(2) <u>学校推薦型選抜推薦入試等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみにならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設等の出身者等についても対象とするよう配慮する。</u></p> <p>(3) 各大学は、入学手続きをとった者に対し、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の<u>学習のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。特に12月以前に入学手続きをとった者に対しては、積極的に当該措置を講ずることとする。</u> <u>また、学校推薦型選抜の場合、高等学校による推薦段階だけではなく、合格決定後も、推薦を行った高等学校の指導の下に、例えば、入学予定者に対して大学入学までの学習計画を立てさせ、その取組状況等を、高等学校を通じて大学に報告させるなど、高大連携した取組を行うことが望ましい。</u> なお、当該措置を講じる場合は、その旨を募集要項に記述する。その際、アドミッション・ポリシーとの関連に留意する。</p> <p>(4) 秋季入学等、4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施については、本要項を踏まえ、それぞれの大学において適切に判断する。</p>	<p>内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。</p> <p>7 災害等の不測の事態への対応</p> <p>各大学は、入学者志願者の進学の機会を確保する観点から、自然災害や人為災害等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学者志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 各大学は、入試に関する研究委員会を設け、入学者の追跡調査等により、選抜の妥当性・信頼性の検証を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。</p> <p>(2) 推薦入試等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみにならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設等の出身者等についても対象とするよう配慮する。</p> <p>(3) 各大学は、入学手続きをとった者に対し、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。 なお、当該措置を講じる場合は、その旨を募集要項に記述する。その際、アドミッション・ポリシーとの関連に留意する。</p> <p>(4) 秋季入学等、4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施については、本要項を踏まえ、それぞれの大学において適切に判断する。</p>	<p>予告を踏まえた変更。</p>
<p>第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等</p> <p>1 試験期日等</p> <p>(1) 大学入学共通テスト</p> <p>① 入学者志願者が新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れ（以下この項において「学業の遅れ」という。）や同感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、下記②のとおり、日程を設定することとする。（ii）については、学業の遅れを理由に当該日程を選択する者を対象とするとともに、（i）を疾病等の理由で受験できなかった者の追試験として実施することとし、<u>全都道府県に試験場を設置する。</u> <u>上記の措置に加えて、学業の遅れを理由に（ii）を選択した入学者志願者が疾病等を理由に受験できなかった場合に備え、別途、特別追試験を実施する。</u></p> <p>② その上で試験期日等は以下のとおりとする（第4 再掲）。</p>	<p>&lt;新規&gt;</p>	<p>高等学校等の臨時休業の実施等に配慮した設定。</p>

令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>(i) 令和3年1月16日、17日 (ii) 令和3年1月30日、31日 ※(i)の追試験としても実施。 (iii) 特別追試験 令和3年2月13日、14日 ※(ii)の追試験として実施。</p> <p>③ 各大学は、上記(iii)の受験者が当該大学の大学入学共通テストを利用する選抜に出願できるよう配慮する。</p> <p>④ 学校推薦型選抜で(iii)の成績を活用する場合の判定結果の発表は、第4の5の規定にかかわらず、一般選抜の試験期日の前日までにを行うことを要しないものとする。</p> <p>(2) 個別学力検査</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、各大学は次のいずれか一つの方策を必ず講ずることとする。文部科学省は、各大学の講じた措置を同省のホームページにおいて周知する。</p> <p>(ア) 追試験の設定 (イ) 追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替</p> <p>② その上で、各大学は、各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を実施する場合の期日については、次により適宜定める(第4 再掲)。</p> <p>(ア) 個別学力検査の試験期日 令和3年2月1日から3月25日までの間 なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和3年2月1日よりも前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>(イ) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める (ウ) 合格者の決定発表 令和3年3月31日まで</p> <p>(3) 総合型選抜については、新型コロナウイルス感染症に伴う高等学校の臨時休業期間に配慮し、入学願書受付を令和2年9月15日以降に遅らせる。なお、その判定結果は令和2年11月1日以降に発表する(第4 再掲)。</p> <p>(4) 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和2年11月1日以降とし、その判定結果を令和2年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで(学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日)に発表する(第4 再掲)。</p> <p>(5) 中止・延期等となった大会や資格・検定試験等への対応</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の発生により、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、その結果を高等学校等における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績として記載できない場合において、そのことをもって入学志願者が不利益を被ることがないようにする。</p>		

15

令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>② 特に、総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、以下のような選抜の工夫に配慮する。</p> <p>(ア) 評価の方法や重み付け等に配慮し、この間の個々の入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価するものとする。このため、各大学は、入学志願者の実情に配慮した丁寧な選抜を行う観点から、推薦書、志願者本人が記載する資料においてこれらの努力のプロセス等について記載を求めるといった評価方法を定め、その内容を募集要項等で周知するものとする。</p> <p>(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しつつ、例えば、ICTを活用したオンラインによる個別面接やプレゼンテーション、大学の授業へのオンライン参加とレポートの作成、実技動画の提出、小論文等や入学後の学修計画書、大学入学希望理由書等の提出などを取り入れた選抜を行う。</p> <p>なお、ICTの活用当たっては、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、代替措置などの配慮を行うこととする。</p> <p>(6) 外国人留学生在が、実施されないこととなった日本留学試験等の成績を入学試験出願時に提出できないことによって受験の機会を失うことがないように配慮を行う。</p> <p>2 出題範囲等</p> <p>各大学は、大学入学共通テストの科目指定に関し、第7の3に示す2年程度前の予告・公表の例外として、各大学のアドミッション・ポリシーを踏まえ、例えば、高等学校第3学年でも履修することの多い地理歴史、公民、理科の2科目指定を1科目に減じることや、指定科目以外の科目への変更を認めるなどの配慮を行うよう努めるものとする。</p> <p>また、各大学の個別学力検査の出題範囲等に関し、高等学校第3学年でも履修することの多い科目(数学Ⅲ、物理、化学、生物、地学、世界史B、日本史B、地理B、倫理、政治・経済など)の個別学力検査において、入学志願者が解答する問題を選択できる出題方法とするなどの配慮を行うことや、教科書において「発展的な学習内容」として記載されている内容から出題しない、あるいは出題する場合においても、設問中に補足事項等を記載するなど、特定の入学志願者が不利にならない設問とすることなどの工夫を行うものとする。</p> <p>各大学が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れに配慮する観点から行う上記の内容は、第7の1に示す入学者選抜に関する基本的事項を公表する期日である7月31日までに決定し、公表するものとし、文部科学省は、各大学の講じた措置を同省のホームページにおいて周知する。</p> <p>3 調査書</p> <p>(1) コロナウイルス感染症の影響による、高等学校における臨時休業や大会、資格・検定試験の中止等を踏まえ、第3学年の評定、特別活動の記録や指導上参考となる諸事項の記載の取扱は以下によることができる(別紙様式1調査書記入上の注意事項等について17 再掲)。</p>		

令和3年度大学入学者選抜実施要項	令和2年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>① 第3学年の評定欄の記載方法 総合型選抜及び学校推薦型選抜の出願に当たり、臨時休業により第3学年の評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とすること（例：「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業のため記載不可。」）。</p> <p>② 特別活動及び指導上参考となる諸事項の欄の記載 臨時休業や大会、資格・検定試験等の中止等により、記載できない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載すること（例：「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）。</p> <p>(2) 各大学は、上記(1)の記載不可や、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時休業により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入学志願者への情報提供・周知</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症への対応として、従来の方法と異なる選抜方法を検討している場合には、入学志願者が安心して準備できるように、その検討状況等について大学のホームページ等を通じて、随時情報を発信するとともに、変更については早期に決定し、周知する。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、募集要項に記載されている選抜方法とは異なる方法で選抜を実施することがあり得る場合には、その旨を明記するとともに、変更については早期に決定し、周知する。 なお、上記のいずれの場合でも、今般の新型コロナウイルス感染症対策という特別の事情に鑑み、2年程度前に予告・公表した学力検査の教科・科目等を見直すことは可能であるが、その場合であっても、入学志願者への影響を十分考慮した上で変更するものとする。</p> <p>(2) 試験実施のガイドラインの策定 大学入学共通テスト、個別学力検査等の実施に当たっては、別添の「新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和2年6月19日付け大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定）に基づき、感染予防対策等を行うものとする。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス等の今後の状況に対応した本要項の見直し 試験実施時期の感染拡大の状況によっては試験期日を改めて検討することとしている。また、秋以降に臨時休業が実施される状況が生じ、高等学校の卒業及び大学入学の時期が4月以降となる場合には、それに応じて試験期日等も見直すこととする。</p>	<p>第14 備考</p> <p>この要項は、令和元年度に実施する令和2年度大学入学者選抜に適用する。 なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。</p>	<p>時点更新。</p>
<p>第15 備考</p> <p>この要項は、令和2元年度に実施する令和3年度大学入学者選抜に適用する。 なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。</p>	<p>第14 備考</p> <p>この要項は、令和元年度に実施する令和2年度大学入学者選抜に適用する。 なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。</p>	<p>時点更新。</p>



**5. 令和3年度大学入学者選抜に係る  
新型コロナウイルス感染症に対応した  
試験実施のガイドラインの一部改正に  
ついて（通知）**

令和3年度大学入学者選抜において、感染症の専門家の意見等をもとに、一定の要件を満たした場合には無症状の濃厚接触者の受験を認めることができることなどについて見直したことから、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」を一部改正し、通知するものです。

2 文科高第 6 9 4 号  
令和 2 年 1 0 月 2 9 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄 殿  
する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項  
の認定を受けた各地方公共団体の長  
各国公私立大学長（大学院大学を除く）  
独立行政法人大学入試センター理事長

文部科学省高等教育局長  
伯 井 美 徳

(印影印刷)

令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した  
試験実施のガイドラインの一部改正について（通知）

標記について、10月15日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会において、令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの感染症予防対策について審議されたところです。

この審議結果を踏まえ、大学入学者選抜方法の改善に関する協議において「令和3年度大学入学者選抜実施要項」（令和2年6月19日付け2文科高第281号高等教育局長通知）の別添「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定）について検討を行い、別紙のとおり改正しましたので通知します。

今回の改正では、無症状の濃厚接触者の受験の取り扱い等について、感染症の専門家の意見等をもとに、必要な見直しを行っています。

については、本改正の趣旨を十分ご留意頂き、必要に応じて各大学における感染症対策を見直

していただくとともに、引き続き受験生が安心して受験に臨めるよう、試験場における衛生管理体制等を構築していただくようお願いいたします。

また、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあつては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあつては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

なお、大学入学共通テストを実施するための新型コロナウイルス感染症予防対策については、別途、独立行政法人大学入試センターより、本ガイドラインに基づき策定し、参加大学に後日周知する予定です。

（添付資料）

- 別紙1 「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（溶け込み版）
- 別紙2 「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（見え消し版）
- 別紙3 新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回） 配布資料4

**【本件担当】**

高等教育局大学振興課

大学入試室入試第一係 薄葉，上田

TEL：03-5253-4111（内線2469）

FAX：03-6734-3392

E-mail：gaknyusi@mext.go.jp

## 令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン

令和2年6月19日決定

令和2年10月29日改定

大学入学者選抜方法の改善に関する協議

### 1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（3月19日）においては、まん延防止のために、「三つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集している、③互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）を徹底的に回避することなどが必要とされている。令和3年度大学入学者選抜においても、試験の実施に関して、広く社会的な理解を得ておくことが重要である。

試験の実施の特徴としては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、感染拡大の防止策をあらかじめ講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは比較的低位に分類されるものであるとも言える。

受験生にとっての大学入試が持つ意義について考えた場合、入試はそれぞれの将来の進路を実現させるためのステップであり、これまでの努力の成果を試す重要な機会である。入試時期に全国的に混乱をきたすような爆発的な感染拡大が生じているような場合は別として、基本的には、十分な対策を講じた上で試験を実施し、受験機会の確保を図ることが重要であると考えられる。

5月25日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「基本的対処方針」においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として、「感染拡大の防止と社会経済活動の両立を持続的に可能としていく」とされており、こうしたことを踏まえ、受験生や試験監督等の入試に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に、各試験場においていかにして新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供できるかという視点に立って、試験実施体制を整えることが必要である。

本ガイドラインは以上のような考え方に立って、感染症に関する専門家からの意見を踏まえながら、各大学が試験場の衛生管理体制を構築するに当たり、

その望ましい内容・方法等について整理したものである。また、大学入試センターにおいては、本ガイドラインに基づき、大学入学共通テストを実施するための新型コロナウイルス感染症予防対策について別途策定し、参加大学に周知するものとする。

なお、今後、新たな感染の拡大や科学的知見の発見があった場合には、「新型コロナウイルスに対応した大学入試ワーキンググループ」において、改めて本ガイドラインの内容について検討し、必要な更新・修正等の対応を行うこととする。

## **2. 試験場の衛生管理体制等の構築**

大学入試センター及び各大学は、試験場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、試験当日、試験終了後の3つの時点ごとに分類し、それぞれの時点で実施することが必要な事項として、例えば、以下のようなことが考えられる。

### **(1) 事前の準備**

#### **① 試験室の確保**

可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいが、もともと不正防止等の観点から②で示す座席間の距離が確保されており、本ガイドラインで示すその他の様々な感染対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であること。

#### **②試験室の座席間の距離の確保**

試験場ごとに、教室の数や大きさ、受験者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保すること。

#### **③マスク、速乾性アルコール製剤の準備**

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

#### **④試験監督者等の体調管理等**

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

#### ⑤医師、看護師等の配置

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、大学等の実情に応じ、医師、看護師等の配置に努めること。

#### ⑥別室の確保

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、大学等の実情に応じ、可能であれば医師、看護師等の待機場所から近い方が望ましいこと。

なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生のための別室とは別に確保すること（別室の設定については、2.（2）①の※及び④iv）の※も参照すること）。

#### ⑦試験室の机、椅子の消毒

試験前日に消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。また、試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

試験開始前の72時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること（消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる）。

#### ⑧面接試験、実技試験の実施

感染拡大の防止に留意し、各大学においては、ICTを活用したオンライン面接や実技動画の提出を取り入れた多様な選抜方法の工夫を行うことが考えられるが、対面での実施が必要と判断する場合には、面接試験については、受験生同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保し、常時ドアを開放しておくこと。また、実技試験については、剣道、柔道などのコンタクトスポーツや、発声を伴う歌唱などについては実施を控えること。

#### ⑨試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることなどにより、試験開始までの時間に余裕を持たせたり、受験番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口、門を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）など、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

#### ⑩トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）とともに

に、入口において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。大学等の実情に応じ、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保すること。また、トイレ内については換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に該当する受験生に対し別室での受験を認める場合は、試験運営上、可能な限り、トイレを別に確保することが望ましい。

#### ⑪試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）などの工夫を行うこと。

#### ⑫保護者控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者控室については原則設置しないことが望ましいこと。ただし、受験生への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。

#### ⑬試験監督者等に対する感染対策の要請

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

#### ⑭関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、試験場ごとの受験者リストを域内の保健所等に共有する必要があるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

#### ⑮新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置

各大学において、例えば、専用電話や専用ホームページの開設などを検討すること。（大学入試センターにおいても、ホームページにおいて、各試験場、試験室において共通の対応となることなどを整理したQ&Aの掲載など、受験生に対して大学入学共通テストにおける対応を周知するとともに、受験生からの問合せに対して適切に対応することとしている。）

### (2) 試験当日の対応



### ①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付けること。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

### ②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。試験監督者等についても同様であること。

### ③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、診療室で対応することを案内しつつ、追試験による対応等を提示すること。ただし、追試験を受験することなどが難しいなど特別な事情がある場合には、別室での受験を提示することができること。

### ④無症状の濃厚接触者\*への対応

\*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受験生や試験監督者に感染するおそれは極めて少ない（日常生活を送る上で感染する可能性と同等）ことから、各大学の実情等を勘案の上、無症状の濃厚接触者の受験を認めることができること。当日受験させないこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。

i) 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検査）の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験させること。

ii) 受験当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやPCR検査の結果が陰性であることを文書等で証明することはないため、入学志願者から無症状の濃厚接触者であることの申告をあらかじめ受け、上記i)及びii)の要件を満たすことを確認した上で受験を認めること（保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者が本項の対象であり、単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの

受験をさせること)。

iii) 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

※該当者に対し、あらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

#### ⑤無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染対策

④の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じること。

i) 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確保すること

※完全に動線を別に設ける必要はなく、受験生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染対策上は問題ない。

ii) 別室では受験生の座席間隔を2メートル以上確保すること

iii) 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上(答案回収等の際にはこの限りではない)確保すること

iv) 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

※試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられておれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない(日常生活を送る上での感染する可能性と同等)。

#### ⑥体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

#### ⑦換気の実施

試験室の大きさやそれに対する受験生の数、出題科目ごとの試験時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の日安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、少なくとも1科目終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。

### ⑧ 昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等を行わず、受験生には昼食持参と自席での食事を要請すること。通常、試験室での飲食を禁止している大学等においては、試験日については自席での飲食を認めること。また、試験場内では感染拡大防止の観点からマスクの着用を義務付けていることから、マスクを外すことになる昼食に際しては、あらかじめその時間を限定して設定すること。

### ⑨ 試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はないこと。ただし、試験場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。

### ⑩ 試験終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行うこと。

## (3) 試験終了後

### ① 試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

### ② 試験室の机、椅子の消毒

試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに消毒用アルコール(次亜塩素酸ナトリウム液(漂白剤)を希釈したものや界面活性剤でも可)を使用した拭き取りを行うこと。なお、試験終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物が無い限り、特に消毒は必要ないこと。

### ③ 保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、当該試験場の大学等は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

※単に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の通知を受けたのみの者は、感染者にも濃厚接触者にも該当するものではなく、本項で定める協力が

必要になるのは、保健所等の行政機関から要請を受けた場合であること。

### **3. 受験生に対する要請事項**

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理しておくことが必要である。例えば、以下のようなことが挙げられる。

#### **①自主検温**

試験日の7日程度前から、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

#### **②医療機関での受診**

試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

#### **③受験できない者**

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者は受験できないこと。発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記2. (2) ④⑤で示す条件のもと、各大学の判断により、受験できる場合があることから、受験予定の大学に問い合わせ受診の可否を確認すること。

#### **④受験の取り止め**

大学入試センターと各大学は、新型コロナウイルス対応の専用ホームページなどを通じて、追試験等の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、追試験等の受験を検討すること。

#### **⑤試験当日における対応**

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験等の受験を検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ受験する大学に相談すること）を持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。

#### **⑥試験当日の服装、昼食**

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験場で食堂の営業等は行わない

め、昼食を持参し、あらかじめ指示された時間内に自席で食事をとること。

#### ⑦予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

#### ⑧「新しい生活様式」等の実践

日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

#### ⑨新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード

「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、その後の検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができることから、これを活用することが望ましいこと。なお、通知を受けたことが直ちに濃厚接触者であることを意味するものではないことに留意すること。

## 令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン

~~（令和2年6月19日決定~~

令和2年10月29日改定

~~「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定~~

### 1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（3月19日）においては、まん延防止のために、「三つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集している、③互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）を徹底的に回避することなどが必要とされている。令和3年度大学入学者選抜においても、試験の実施に関して、広く社会的な理解を得ておくことが重要である。

試験の実施の特徴としては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、感染拡大の防止策をあらかじめ講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは比較的低位に分類されるものであるとも言える。

受験生にとっての大学入試が持つ意義について考えた場合、入試はそれぞれの将来の進路を実現させるためのステップであり、これまでの努力の成果を試す重要な機会である。入試時期に全国的に混乱をきたすような爆発的な感染拡大が生じているような場合は別として、基本的には、十分な対策を講じた上で試験を実施し、受験機会の確保を図ることが重要であると考えている。

5月25日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「基本的対処方針」においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として、「感染拡大の防止と社会経済活動の両立を持続的に可能としていく」とされており、こうしたことを踏まえ、受験生や試験監督等の入試に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に、各試験場においていかにして新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供できるかという視点に立って、試験実施体制を整えることが必要である。

本ガイドラインは以上のような考え方に立って、感染症に関する専門家からの意見を踏まえながら、各大学が試験場の衛生管理体制をの構築するに当た

り、その望ましい内容・方法等について整理したものである。また、大学入試センターにおいては、本ガイドラインに基づき、大学入学共通テストを実施するための新型コロナウイルス感染症予防対策について別途策定し、参加大学に周知するものとする。

なお、今後、新たな感染の拡大や科学的知見の発見があった場合には、「新型コロナウイルスに対応した大学入試ワーキンググループ」において、改めて本ガイドラインの内容について検討し、必要な更新・修正等の対応を行うこととする。

## 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

大学入試センター及び各大学は、試験場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、試験当日、試験終了後の3つの時点ごとに分類し、それぞれの時点で実施することが必要な事項として、例えば、以下のようなことが考えられる。

### (1) 事前の準備

#### ① ①試験室の確保

~~政府が定める「基本的対処方針」では、「催物（イベント等）の開催」に関し、「段階的に規模要件（人数上限）を緩和する」際には、「屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すこと」とされている。こうした方針を踏まえれば、試験室においても、可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいがこと。もともと不正防止等の観点から②で示す座席間の距離が確保されており、この要件を満たせば本ガイドラインで示すその他の様々な感染対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であること。ている場合は追加的な対応は不要であるが、受験生の人数が通常使用時の収容定員の半分程度を超える試験室がある場合は、当初予定していた試験室数の増設を検討すること。~~

#### ②試験室の座席間の距離の確保

試験場ごとに、教室の数や大きさ、受験者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保すること。

#### ③マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製

剤を配置すること。

#### ④試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

#### ⑤医師、看護師等の配置

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、大学等の実情に応じ、医師、看護師等の配置に努めること。

#### ⑥別室の確保

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者体調不良者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、大学等の実情に応じ、可能であれば医師、看護師等の待機場所から近い方が望ましいこと。

なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等障害のある受験生のための別室とは別に確保すること（別室の設定については、2. (2) ①の※及び④iv)の※も参照すること）。

#### ⑦試験室の机、椅子の消毒

試験前日に消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。また、試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

試験開始前の72時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること（消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる）。

#### ⑧面接試験、実技試験の実施

感染拡大の防止に留意し、各大学においては、ICTを活用したオンライン面接や実技動画の提出を取り入れた多様な選抜方法の工夫を行うことが考えられるが、対面での実施が必要と判断する場合には、面接試験については、受験生同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保し、常時ドアを開放しておくこと。また、実技試験については、剣道、柔道などのコンタクトスポーツや、発声を伴う歌唱などについては実施を控えること。

#### ⑨試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることなどにより、試験開始までの時間に余裕を持たせたり、受験番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、



複数の入口、門を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）など、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

#### ⑩トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、トイレ入口に導線動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）とともに、入口において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。大学等の実情に応じ、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保すること。また、ハンドドライヤーのあるトイレはその利用を停止し、トイレ内については換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に該当する受験生に対し別室での受験を認める場合は、試験運営上、可能な限り、トイレを別に確保することが望ましい。

#### ⑪試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）などの工夫を行うこと。

#### ⑫保護者控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者控室については原則設置しないことが望ましいこと。ただし、受験生への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。

#### ⑬試験監督者等に対する感染対策の要請

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種インフルエンザワクチンその他の定期接種を受けておくことが望ましいこと。

#### ⑭関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、試験場ごとの受験者リストを域内の保健所等に共有する必要が生ずるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

#### ⑮新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置

各大学において、例えば、専用電話や専用ホームページの開設などを検討すること。（大学入試センターにおいても、ホームページにおいて、各試験場、試験室において共通の対応となることなどを整理したQ&Aの掲載など、受験生に対して大学入学共通テストにおける対応を周知するとともに、受験生からの問合せに対して適切に対応することとしている。）

## （２）試験当日の対応

### ①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付づけること。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

### ②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付づけること。試験監督者等についても同様であること。

### ③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、診療室で対応することを案内しつつ、追試験による対応等を提示すること。ただし、追試験を受験することなどが難しいなど特別な事情がある場合には、別室での受験を提示することができること。

### ④無症状の濃厚接触者\*への対応

\*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受験生や試験監督者に感染するおそれは極めて少ない（日常生活を送る上で感染する可能性と同等）ことから、各大学の実情等を勘案の上、無症状の濃厚接触者の受験を認めることができること。当日受験させないこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。

i) 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検査）の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験させ

ること。

ii) 受験当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやPCR検査の結果が陰性であることを文書等で証明することはないため、入学志願者から無症状の濃厚接触者であることの申告をあらかじめ受け、上記 i) 及び ii) の要件を満たすことを確認した上で受験を認めること(単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受験をさせること)。

iii) 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

※該当者に対し、あらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

**⑤無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染対策**

④の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じること。

i) 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確認すること

※完全に動線を別に設ける必要はなく、受験生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染対策上は問題ない。

ii) 別室では受験生の座席間隔を2メートル以上確保すること

iii) 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上(答案回収等の際にはこの限りではない)確保すること

iv) 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

※試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられておれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない(日常生活を送る上での感染する可能性と同等)。

**⑥④体調不良を訴えた試験監督者等への対応**

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

### ⑦⑤換気の実施

試験室の大きさやそれに対する受験生の数、出題科目ごとの試験時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の日安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、少なくとも1科目終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。

### ⑧⑥昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等を行わず、受験生には昼食持参と自席での食事を要請すること。通常、試験室での飲食を禁止している大学等においては、試験日については自席での飲食を認めること。また、試験場内では感染拡大防止の観点からマスクの着用を義務付けていることから、マスクを外すことになる昼食に際しては、あらかじめその時間を限定して設定すること。

### ⑨⑦試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はないこと。ただし、試験場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。

### ⑩⑧試験終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行うこと。

## (3) 試験終了後

### ①試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

### ②試験室の机、椅子の消毒

試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。なお、試験終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒は必要ないこと。

### ③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、当該試験場の大学等は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

※単に新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の通知を受けたのみの者は、感染者にも濃厚接触者にも該当するものではなく、本項で定める協力が必要になるのは、保健所等の行政機関から要請を受けた場合であること。

## 3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理しておくことが必要である。例えば、以下のようなことが挙げられる。

### ①自主検温

試験日の7日程度前から、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

### ②④医療機関での受診

試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

### ③②受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日までに入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の医師が治癒したと診断していない者や、試験日直前に保健所等から濃厚接触者に該当するとされた者は受験できないこと。発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記2.（2）④⑤で示す条件のもと、各大学の判断により、受験できる場合があることから、受験予定の大学に問い合わせて受験の可否を確認すること。

### ④③受験の取り止め

大学入試センターと各大学は、新型コロナウイルス対応の専用ホームページなどを通じて、追試験等の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、追試験等の受験を検討すること。

### ⑤④試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験等の受験を検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。



症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ受験する大学に相談すること）を持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。

#### **⑥⑤試験当日の服装、昼食**

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験会場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、あらかじめ指示された時間内に自席で食事をとること。

#### **⑦⑥ワクチンの予防接種**

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断においてインフルエンザワクチンその他の予防接種を受けておくことが望ましいこと。

#### **⑧⑦「新しい生活様式」等の実践**

日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

#### **⑨新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード**

「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）」は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、その後の検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができることから、これを活用することが望ましいこと。なお、通知を受けたことが直ちに濃厚接触者であることを意味するものではないことに留意すること。

【目的】

大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的として、大学が共同して実施。センター試験の後継。

【令和3年度試験時間割】

※出題教科科目数 6教科30科目

期 日	出題教科・科目	試験時間
1 日目	地理歴史 公民	「世界史A」「世界史B」 「日本史A」「日本史B」 「地理A」「地理B」 「現代社会」「倫理」 「政治・経済」「倫理、政治・経済」 2科目受験 9:30～11:40 1科目受験 10:40～11:40
	国 語	「国語」 13:00～14:20
	外国語	「英語」「ドイツ語」「フランス語」 「中国語」「韓国語」 「英語」【リーディング】 「ドイツ語」「フランス語」 「中国語」「韓国語」【筆記】 15:10～16:30 「英語」【リスニング】 17:10～18:10
2 日目	理科①	「物理基礎」「化学基礎」 「生物基礎」「地学基礎」 9:30～10:30
	数学①	「数学I」「数学I・数学A」 11:20～12:30
	数学②	「数学II」「数学II・数学B」 「簿記・会計」「情報関係基礎」 13:50～14:50
	理科②	「物理」「化学」 「生物」「地学」 2科目受験 15:40～17:50 1科目受験 16:50～17:50

【試験期日】

・共通テスト(1):令和3年1月16日(土)、17日(日)

・共通テスト(2):令和3年1月30日(土)、31日(日)

※共通テスト(1)の追試験としても実施

試験会場は全都道府県に設置

・特例追試験:令和3年2月13日(土)、14日(日)

※共通テスト(2)の追試験として実施

試験会場は原則として全国2地区会場

【参考:令和2年度センター試験の利用状況等】

・志願者数:557,699人

[対前年度▲19,131人]

・受験者数:527,072人

[対前年度▲19,126人]

・試験場数:689試験場

[対前年度▲4試験場]

・利用大学数:706大学(国立82、公立91、私立533)

[対前年度+3大学]

152短期大学 (公立13、私立139)

[対前年度+3短期大学]

大学入学者選抜方法の改善に関する協議

位置付け

大学関係者及び高等学校関係者等の連携協力のもとに、大学入学者選抜の実施方法、大学入学共通テスト等に関する事項について協議を行う会議体(文部科学省高等教育局長決定)

協力者

- 石崎 規生 全国高等学校長協会大学入試対策委員会委員長
- 圓月 勝博 日本私立大学連盟教育研究委員会委員長
- 大林 誠 全国商業高等学校長協会常務理事
- 岡 正朗 国立大学協会入試委員会委員長
- 沖 清豪 早稲田大学文学学術院・教授
- 川嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授
- 河野 茂 国立大学協会入試委員会副委員長
- 柴田 洋三郎 公立大学協会指名理事・第2委員会副委員長
- 島田 康行 筑波大学人文社会系教授
- 清水 一彦 山梨県立大学理事長・学長
- 高田 直芳 埼玉県教育委員会教育長
- 田中 厚一 日本私立短期大学協会副会長
- 長塚 篤夫 日本私立中学高等学校連合会常任理事
- 萩原 聡 全国高等学校長協会会長
- 牧田 和樹 全国高等学校PTA連合会長
- 安井 利一 日本私立大学協会推薦
- 山本 廣基 独立行政法人大学入試センター理事長

(臨時協力者)

- 鈴木 基 国立感染症研究所感染症疫学センター長
- 柳元 伸太郎 東京大学保健・健康推進本部・教授
- 和田 耕治 国際医療福祉大学医学部公衆衛生学・教授

令和2年度協議状況

第1回 令和2年6月11日(木)

- 令和3年度大学入学者選抜における試験期日及び試験実施の際の配慮事項について
- 新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインについて

等

第2回 令和2年6月17日(水)

- 令和3年度大学入学者選抜における試験期日及び試験実施の際の配慮事項について
- 新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインについて

等

# 令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和2年6月19日「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定）【概要】

## 1. 基本的な考え方

本ガイドラインは、各試験場において新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供する視点に立って、大学入試センター及び各大学が試験実施体制を整えるに当たっての望ましい内容や方法等を提示するもの

## 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

大学入試センター及び各大学は、試験場において、以下に示す3つの時点ごとに新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置をとること

### (1) 事前の準備

- ☑ 試験室数や、試験室の座席間の距離の確保（なるべく1m程度）
- ☑ マスク、速乾性アルコール製剤の準備、試験室の机、椅子の消毒
- ☑ 医師、看護師等の配置
- ☑ 発熱・咳等の体調不良者のための別室の確保
- ☑ 試験会場への入場方法及び退出方法の検討（密状態の回避）
- ☑ 新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置 等

### (2) 試験当日の対応

- ☑ マスク着用、試験室ごとの手指消毒の義務付け
- ☑ 換気の実施（少なくとも1科目終了後ごと）
- ☑ 発熱・咳等の症状のある受験生への対応（追試験や別室での受験を提示）
- ☑ 昼食時の対応（自席での食事を要請） 等

### (3) 試験終了後

- ☑ 試験監督者等の健康観察
- ☑ 保健所等の行政機関への協力（仮に感染者がいた場合の対応） 等

## 3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理

- ☑ 医療機関の事前受診（発熱・咳等の症状のある者）
- ☑ 体調不良の場合、追試験等の受験を検討
- ☑ 試験当日の各自検温、発熱・咳等の症状の申出、マスクの持参等
- ☑ 「新しい生活様式」等の実践 等

※今後、新たな感染拡大や科学的知見の発見があった場合には、改めて本ガイドラインの内容を検討

## 大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策（案）【概要①】

本予防対策は、令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和2年6月19日「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定）をベースに、大学入学共通テスト実施に当たって各大学が対応する内容を整理したもの。

### 1. 試験室の設定等

- ☑ 試験室の座席間の距離（1メートル程度）の確保
- ☑ 休養室に医師等を配置
- ☑ 保護者等の控室は原則設置しない 等

### 2. 各種感染防止策

- ☑ 昼食時を除きマスクの常時着用を義務付け（未所持者にはマスクを提供）
- ☑ 速乾性アルコール製剤等を配置し、入退室を行うごとに手指消毒を義務付け
- ☑ 1科目終了ごとに少なくとも10分程度以上換気
- ☑ 昼食時は学生食堂等の開放は行わず、他者との会話等を極力控えつつ、自席での食事を指示
- ☑ トイレ入口に導線を示し、混雑を避けた利用を促すとともに、必要に応じ試験開始時間を繰り下げ
- ☑ 試験前日に机・椅子等のアルコール消毒実施
- ☑ 主任監督者の口頭指示による飛沫対策のため、主任監督者と受験者との距離を2メートル以上確保 等

### 3. 試験場入場時等の対応

- ☑ 入場時の混雑を避けるため、各試験場ごとに、入場開始時間の前倒しや、一定間隔の確保、複数の入口・門の使用などの工夫を行い、大学のホームページ等で周知
- ☑ 発熱・咳等の症状のある受験者は申し出るよう、試験場入口に案内を掲示し、注意喚起  
※サーモグラフィなどによる検温について（別紙）
- ☑ 一斉退出による混雑を避けるため、退室の順番や、試験場からの退出方法を監督者から指示 等

### 4. 発熱・咳等の症状を申し出た受験者への対応

- ☑ 各試験の開始前ごとに、発熱・咳等の症状の有無を監督者が確認し、症状のある者は、休養室で対応
- ☑ 休養室では医師等がチェックリスト（次頁参照）に基づき受験者の症状について確認。
- ☑ チェックリストの確認項目に該当した者は、追試験を案内  
※当日の受験は認めない。
- ☑ チェックリストの確認項目に該当せず、継続受験を希望する場合は別室受験 等  
※別室の座席間隔は概ね2メートル以上とする。



## 5. 保健所等の行政機関への協力

- ☑ 試験終了後、感染が判明した受験者・監督者等がいた場合、保健所等行政機関が行う調査に協力

## 6. 監督者等への周知事項等

- ☑ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践
- ☑ 試験前7日間を目安に継続して体温測定を実施  
※試験当日の監督者等の体調不良に備え、大学は代替要員を確保する。
- ☑ 監督等の業務従事後、体温測定や体調観察を実施 等

## 7. 受験者に対する周知

- ☑ 試験の前から継続して発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行うこと
- ☑ 新型コロナウイルス罹患中の者は受験できないこと
- ☑ 試験当日は自主検温を行い、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験の受験を検討すること
- ☑ 37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある者は、その旨監督者等に申し出ること
- ☑ 「新しい生活様式」を実践するとともに、体調管理に心がけること
- ☑ **新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAのダウンロードが望ましいこと** 等

## 【参考】

### ●発熱・咳等を申し出た受験者用チェックリスト

※A欄で1項目以上、又はB欄で2項目以上、本チェックリストに該当する場合は、追試験を案内  
※チェックリスト該当者には医療機関への受診を勧める

	確認項目
A	発熱の症状がある（37.5度以上）
	息苦しさ（呼吸困難）がある
	強いだるさ（倦怠感）がある
B	味を感じない（味覚障害がある）
	臭いを感じない（嗅覚障害がある）
	咳の症状が続いている
	咽頭痛が続いている
	下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く）
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる
	過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触がある

5

## 試験場において入場時の検温を実施しないことについて（案）

別紙

### 大学入試の特性

（基本的特性）

- 1つの会場に集合して実施するものの、受験者は体調管理に心がけている特定された者であり、試験中は解答に集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、ガイドラインに沿った感染防止策を講じておけば、感染のリスクは低い。

（大学入学共通テストの特性）

- 大学入学共通テストにおいては、体調不良者の事前の特定や試験場での隔離について、十分な対策を講じることとしている。

大学入学共通テストのガイドライン（案）

【受験者に対する周知】

- (i) 試験当日は自主検温を行い、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験の受験を検討すること
- (ii) 37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある者は、その旨監督者等に申し出ること

【当日申し出た受験者への対応】

休養室で医師等による症状の確認が行われ、追試験あるいは別室での受験

### 他のイベント等における検温との関係

- 入国やイベント会場等への入場の前に、サーモグラフィや非接触型体温計などによる検温を実施することは、不特定多数の者のうち、感染している可能性のある者を選別するための一つの有用な手段。

➡ 一方、自主検温も行い、これまでの努力の成果を試す重要な機会に際し、万全の体調で臨んでくるであろう受験者については、入場時の検温を実施することによって、かえって無用の不安感や動揺を与えるおそれ。

（不安・動揺を与える要素）

- ・ 当日の気温や服装、検温器の精度などにより、**104**体温が左右される
- ・ 個々人の適正体温の違い など

6

# 無症状の濃厚接触者\*の大学受験について（案）

\*過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。

## 背景

- 保健所から濃厚接触者に該当するとされた者で、14日間の健康観察期間中に受験日が重なる場合は、無症状でも受験を断念しなければならない。

## 大学入学共通テストにおける対応

- 無症状の濃厚接触者については、以下の要件をクリアしていれば受験を認めることとする。

- ☑ 初期スクリーニング（自治体等によるPCR等検査）の結果、陰性であること  
※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験
- ☑ 受験当日も無症状であること
- ☑ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
- ☑ 終日、別室で受験すること

- 併せて、試験場においては、以下の感染対策を講じることとする。

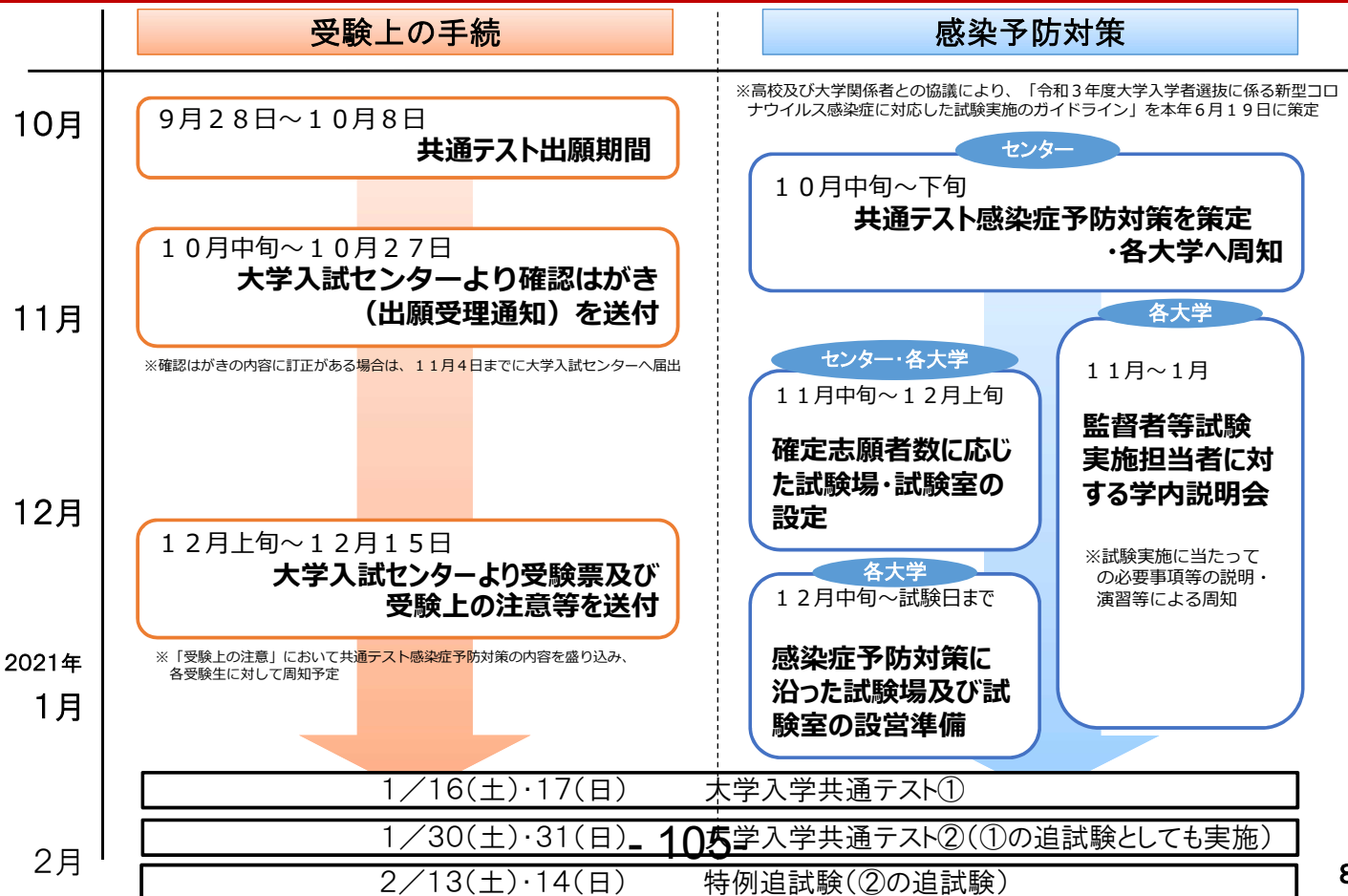
- ☑ 別室まで他の受験者と接触しない導線が確保されていること
- ☑ 別室では受験者の座席間隔が2メートル以上空いていること
- ☑ 監督中は受験者との距離を2メートル以上確保すること
- ☑ 監督者の感染対策が講じられていること

## 各大学の入学者選抜における対応

- 共通テストにおける対応も参考にしつつ、各大学の実情や志願者の地理的条件を勘案し、各大学において判断。

7

## 大学入学共通テストに関する今後のスケジュール



8

**6. 令和3年度大学入学者選抜に係る  
大学入学共通テスト新型コロナウイルス  
感染症予防対策等について**

## 令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト 新型コロナウイルス感染症予防対策等について

〔 令和2年11月6日入試セ事一第132号  
独立行政法人大学入試センター理事長通知 〕

令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項（令和2年6月30日付け入試セ事一第22号独立行政法人大学入試センター理事長通知）の18に基づき、令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和2年6月19日付け大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定、令和2年10月29日改定）（以下「ガイドライン」という。）、「令和3年度大学入学者選抜実施要項（令和2年6月19日）に関するQ&A」（令和2年8月3日付け、令和2年9月17日更新 文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室）、及び10月15日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）の審議結果を踏まえ、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）の実施に当たっての新型コロナウイルス感染症予防対策等を次のとおり定める。

なお、感染症予防対策等については、ガイドラインのうち共通テストを実施する上で必要な箇所を抜粋し（枠囲み）、そこに共通テスト固有の感染症予防対策等を追記している。

### 1. 試験室の設定等

#### (1) 試験室の確保【ガイドライン2(1)①・②関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (1) 事前の準備

##### ①試験室の確保

可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいが、もともと不正防止等の観点から②で示す座席間の距離が確保されており、本ガイドラインで示すその他の様々な感染対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であること。

##### ②試験室の座席間の距離の確保

試験場ごとに、教室の数や大きさ、受験者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保すること。

- 共通テストの試験室の設定に関し、受験者の座席について、ガイドラインではなるべく1メートル程度の間隔が確保され、マスク着用の義務付け等、ガイドラインで示された様々な感染対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であることとされていることから、従来の大学入試センター試験における試験室の

設定の考え方は変更しないものとする。

## (2) 別室の確保【ガイドライン2(1)⑥, (2)①・④関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (1) 事前の準備

##### ⑥別室の確保

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、大学等の実情に応じ、可能であれば医師、看護師等の待機場所から近い方が望ましいこと。

なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生のための別室とは別に確保すること（別室の設定については、2.(2)①の※及び④iv)の※も参照すること）。

#### (2) 試験当日の対応

##### ①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付けること。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

##### ④無症状の濃厚接触者\*への対応

##### iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

- ガイドラインを踏まえ、対応すること。
- 共通テストにおいては、感覚過敏等によりマスクの着用が困難な者は、「医師の診断書」を提出して受験上の配慮申請を行い、別室での受験を申請すること（「受験案内」40ページ参照。）。なお、マスクを着用することが困難である旨あらかじめ申出がない受験者については、追試験（令和3年1月30日(土)及び31日(日)に実施する試験の場合は特例追試験。以下同じ。）の受験申請を案内することとし、受験は認めないこと。

### (3) 医師、看護師等の配置【ガイドライン2(1)⑤関係】

## 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

### (1) 事前の準備

#### ⑤医師、看護師等の配置

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、大学等の実情に応じ、医師、看護師等の配置に努めること。

- 受験者の体調不良に適切に対応するため、実施要領のとおり、休養室又は医務室等（以下「休養室等」という。）に医師を配置（医師の配置が困難な場合には看護師等を配置）すること。
- 体調不良者に対応するための休養室等についても、「2. 各種感染防止策」に示すような試験室と同等の感染防止策を講じること。
- 体調不良者を検温するため、休養室等には体温計を準備すること。

### (4) 受験者等の控室の設置【ガイドライン2(1)⑫関係】

## 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

### (1) 事前の準備

#### ⑫保護者控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者控室については原則設置しないことが望ましいこと。ただし、受験生への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。

- 受験者の控室を設置する場合、座席については、なるべく1メートル程度の間隔を確保し、マスク着用の義務付け、換気の実施等、「2. 各種感染防止策」に示すような感染防止策を講じた上で、受験者同士の会話、交流、接触を極力控えるよう、掲示等で注意喚起を行うこと。
- 保護者等の控室は原則設置しないこととし、受験者以外の入場は、受験上の配慮として付添者の同伴を許可している場合など限定的に行うこと。
- 同伴を許可している場合には、付添者の氏名、連絡先等を確認すること。また、付添者の控室等についても、試験室と同等の感染予防等を実施すること。

## 2. 各種感染防止策

(1) 受験者のマスク着用の義務付け等【ガイドライン2(1)③, 2(2)①関係】

**2. 試験場の衛生管理体制等の構築**

(1) 事前の準備

③マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

(2) 試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付けること。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

- 試験当日、マスクを着用していない受験者がいた場合には、あらかじめ各試験場で準備したマスクを試験場の入口等で配付し、試験場では常に着用させること。
- 休憩時間や昼食時等の他者との会話、交流、接触を極力控えるよう、掲示等で注意喚起を行うこと。

(2) 試験室ごとの手指消毒の実施・速乾性アルコール製剤等の準備【ガイドライン2(1)③, 2(2)②関係】

**2. 試験場の衛生管理体制等の構築**

(1) 事前の準備

③マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

(2) 試験当日の対応

②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。試験監督者等についても同様であること。

- 試験室の出入り口付近に速乾性アルコール製剤等を置き、入退室を行うごとに手指消毒を行うよう、掲示等で周知すること。

- 試験室以外にも、建物入り口や受験者控室など受験者が出入りする場所及び予備の試験室の入り口にも設置すること。

### (3) 換気の実施【ガイドライン2(2)⑦関係】

#### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

##### (2) 試験当日の対応

###### ⑦換気の実施

試験室の大きさやそれに対する受験生の数、出題科目ごとの試験時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の目安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、少なくとも1科目終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。

- 1科目終了ごとにできるだけ全ての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。なお、「地理歴史、公民」及び「理科②」の2科目受験者試験室の中間時間については、可能な範囲で実施すること。
- 寒冷地の試験場については、当日の気温や気候状況等により、10分程度以上連続して開放することが困難な場合には、温度・湿度が適切に維持されるよう、例えば、暖房設備を稼働させつつ、よりこまめに短時間の換気を繰り返し実施するなどの工夫を行うこと。

### (4) 昼食時の対応【ガイドライン2(2)⑧関係】

#### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

##### (2) 試験当日の対応

###### ⑧昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等を行わず、受験生には昼食持参と自席での食事を要請すること。通常、試験室での飲食を禁止している大学等においては、試験日については自席での飲食を認めること。また、試験場内では感染拡大防止の観点からマスクの着用を義務付けていることから、マスクを外すことになる昼食に際しては、あらかじめその時間を限定して設定すること。

- 試験室の自席で食事をするよう、監督者から指示をすること。
- 共通テストの昼食については、1日目は「国語」の入室終了時刻の15分前までに、2日目は「数学②」の入室終了時刻の15分前までに終わらせるよう、監督者から指示をすること。



○ また、昼食中は会話を控えることや、食事をとり終えた後は速やかにマスクを着用することを併せて監督者から指示をすること。

※ 受験上の配慮を許可されている者については、症状等に応じて適切に対応すること。

#### (5) トイレの使用【ガイドライン2(1)⑩関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (1) 事前の準備

##### ⑩トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）とともに、入口において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。大学等の実情に応じ、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保すること。また、トイレ内については換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に該当する受験生に対し別室での受験を認める場合は、試験運営上、可能な限り、トイレを別に確保することが望ましい。

○ 受験者が混雑を避けてトイレを利用したことにより、次の試験時間の受験者入室終了時刻までに間に合わない場合には、その状況等により、適宜、試験開始時刻を繰り下げるなどの対応をとること。

#### (6) 試験室の机、椅子の消毒【ガイドライン2(1)⑦, 2(3)②関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (1) 事前の準備

##### ⑦試験室の机、椅子の消毒

試験前日に消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。また、試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

試験開始前の72時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること（消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる）。

#### (3) 試験終了後

##### ②試験室の机、椅子の消毒

試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。なお、試験終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒は必要ないこと。

- 試験開始前72時間以上使用していない机，椅子については，試験前日の消毒用アルコール等による拭き取りは行うことを要しないこと。
- 原則として，受験者は2日間同じ座席であるため，1日目終了後に消毒用アルコール等で拭き取りを行うことは必要ないが，何らかの理由で座席を移動することに備え，各試験室に消毒用アルコール等を準備し，座席利用者が変わる場合には，消毒用アルコール等で拭き取りを行うこと。

また，体調不良等を申し出た受験者の座席について，当該試験時間終了後に，当該受験者が使用していた座席の拭き取りを行うとともに，移動後の座席についても，当該受験者のその日の受験科目終了後に拭き取りを行うこと。

- 試験室（試験実施本部含む。）等として利用した教室等について，共通テストの全日程終了後の翌日に授業を行うなど利用する機会がある場合には，試験終了後，消毒用アルコール等を使用した拭き取りを行うこと。

## (7) その他

- 各試験室において主任監督者が受験者に口頭で指示することを考慮し，マスクの着用に加え，主任監督者と受験者との距離を2メートル以上確保し，飛沫対策を講じること。なお，試験室の構造上，主任監督者と受験者との距離を2メートル以上確保できない場合は，ビニールカーテンを設置するなどの代替措置を講じること。

## 3. 試験場入場時等の対応

### (1) 試験場への入場方法の検討【ガイドライン2(1)⑨関係】

#### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

##### (1) 事前の準備

##### ⑨試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることなどにより，試験開始までの時間に余裕を持たせたり，受験番号ごとに入場時間を割り振る，一定間隔を空けて入場させる，複数の入口，門を使用する，入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーカー等により1メートル以上の間隔をとる）など，入場時の混雑を避けるため

の工夫を行うこと。

- ガイドラインを踏まえ、入場時の混雑を避けるための工夫を検討し、大学のホームページ等であらかじめ周知すること。

## (2) 試験場入場前の対応【ガイドライン2(2)⑨関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (2) 試験当日の対応

##### ⑨試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はないこと。ただし、試験場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。

- 試験場の入り口には、発熱・咳等の症状のある体調不良の受験者は申し出るよう案内を掲示し、注意喚起を行うこと。また、実際に体調不良の申出があった場合は、当該受験者を休養室等へ移動させ、その後の対応は「4. 発熱・咳等の症状や、その他体調不良を申し出た受験者への対応」のとおりとすること。
- 共通テストにおいては、どの試験場も、試験場入場時におけるサーモグラフィ等による受験者の検温を行わないこと。その理由については、別添「新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）配布資料4」を参照すること。

## (3) 試験終了時の試験室からの退室方法の検討【ガイドライン2(1)⑩関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (1) 事前の準備

##### ⑩試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）などの工夫を行うこと。

- 試験終了後の一斉退出による混雑を避けるため、監督者から他の人と一定間隔を空けるよう、指示を行うこととしているが、このほかに、各大学の試験室の態様及び座席配置状況等を踏まえ、あらかじめ退室の順番や、試験場からの退出方法等を検討

し、監督者から必要な指示をすること。

#### 4. 発熱・咳等の症状や、その他体調不良を申し出た受験者への対応【ガイドライン2(2)③ 関係】

(別紙1「発熱・咳等の症状や、その他体調不良を申し出た受験者の休養室等での対応」  
参照)

#### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

##### (2) 試験当日の対応

##### ③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、診療室で対応することを案内しつつ、追試験による対応等を提示すること。ただし、追試験を受験することなどが難しいなど特別な事情がある場合には、別室での受験を提示することができること。

- 監督者から各試験時間の受験者入室終了後の指示事項において、発熱・咳等の症状のある受験者は申し出るよう指示することとしており、申出があった場合は、連絡員等が受験者を休養室等へ移動させるとともに、監督者は試験場本部に連絡すること。また、試験時間中に、発熱・咳等の症状を申し出た場合についても、同様の対応とすること。
- 休養室等では医師等により、別紙2「令和3年度大学入学共通テスト 健康状態チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)に基づき、受験者の症状について確認を行い、必要に応じて処置等を講じること。また、当該受験者の氏名、受験番号、症状等を控えておくこと。
- 共通テストにおいては、どの試験場も、チェックリストの項目に該当した受験者については、追試験の受験申請を案内することとし、特別な事情の有無にかかわらず、例外なく、それ以降の受験は認めないこと。
- チェックリストの項目に該当しない受験者について、継続受験を希望する場合には別室での受験とし、受験者間は概ね2メートル以上の間隔での座席配置とすること(当初の試験室で受験できる状況の場合には、当初の試験室に戻して受験させても差し支えない)。なお、継続受験を希望しない場合には、追試験の受験申請を案内すること。
- 受験者から発熱・咳等の症状の申出がない場合でも、明らかに激しい咳を何度もしていることなど、監督者において、当該受験者の症状が他の受験者に影響があると判断できる場合には、試験場本部に連絡した上で、当該受験者の受験を中断し、申し出た場合と同様に対応すること。

○ これらの対応を踏まえ、追試験の受験申請に関し、従来、1日目又は2日目において、一つの教科・科目でも受験した者については、当該試験日を追試験の対象としな  
いこととしていたが、令和3年度共通テストにおいては、一つの教科・科目でも受験  
した者についても、当該試験日に体調不良を申し出た場合（明らかに激しい咳を何度  
もしていることなど、監督者において、当該受験者の症状が他の受験者に影響がある  
と判断し、受験を中断した場合を含む。）、体調不良の申出があった時点で終了してい  
ない試験時間以降の教科・科目を対象として追試験の受験申請ができることとする  
こと。

なお、チェックリストの項目に該当した受験者が1日目に追試験の受験申請をし  
た場合、併せて2日目についても、追試験の受験申請をさせること。

## 5. 無症状の濃厚接触者への対応【ガイドライン2(2)④・⑤関係】

(別添「新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）配布資料4」参照)

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (2) 試験当日の対応

##### ④無症状の濃厚接触者\*への対応

\*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほ  
か、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日  
本に入国した者を含む。

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられている  
場合には、無症状の濃厚接触者から他の受験生や試験監督者に感染するおそれは極  
めて少ない（日常生活を送る上で感染する可能性と同等）ことから、各大学の実情等  
を勘案の上、無症状の濃厚接触者の受験を認めることができること。当日受験させな  
いこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。

i) 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検  
査）の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験させ  
ること。

ii) 受験当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやPCR検査の結果が陰性であること  
を文書等で証明することはないため、入学志願者から無症状の濃厚接触者であ  
ることの申告をあらかじめ受け、上記i)及びii)の要件を満たすことを確認  
した上で受験を認めること（保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者  
が本項の対象であり、単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの  
受験をさせること）。

iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

※該当者に対し、あらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

#### ⑤無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染対策

④の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じること。

i) 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確保すること

※完全に動線を別に設ける必要はなく、受験生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染対策上は問題ない。

ii) 別室では受験生の座席間隔を2メートル以上確保すること

iii) 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではない）確保すること

iv) 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

※試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられておれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない（日常生活を送る上での感染する可能性と同等）。

○ 共通テストにおいては、どの試験場も、受験希望の申出があった無症状の濃厚接触者がガイドライン2(2)④のi)～iv)のいずれの要件も満たしている場合は、受験を認めることとすること。

○ 無症状の濃厚接触者からの受験希望の申出は、試験前日の午前10時まで受け付けることとし、申出があった場合には、以下の事項について自署した書面をFAX等で提出させた上で、ガイドラインに基づき対応すること。

(申出時に報告が必要な事項)

- ・受験番号
- ・試験場コード
- ・氏名及び緊急連絡先

- ・濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称
- ・保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日
- ・保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
- ・保健所によるPCR検査の結果又は検疫所による抗原定量検査の結果（一般のクリニック等での検査では受験要件を満たさないこと。）

## 6. 保健所等の行政機関への協力【ガイドライン2(3)③関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (3) 試験終了後

##### ③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、当該試験場の大学等は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

※単に新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の通知を受けたのみの者は、感染者にも濃厚接触者にも該当するものではなく、本項で定める協力が必要になるのは、保健所等の行政機関から要請を受けた場合であること。

- 試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験者や監督者等がいた場合には、濃厚接触者の特定を行うため、「入学志願者名簿」や試験実施関係者の名簿等を準備し、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うとともに、大学入試センターにもその旨連絡をすること。

## 7. 監督者等への周知事項等

試験実施本部において、次の事項を定め、監督者等にあらかじめ周知すること。

### 【事前準備】

#### (1) 監督者等に対する感染対策の要請等【ガイドライン2(1)⑬関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (1) 事前の準備

##### ⑬試験監督者等に対する感染対策の要請

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断



において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

- ガイドラインを踏まえ、対応すること。

## (2) 監督者等の体調管理等【ガイドライン2(1)④関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (1) 事前の準備

##### ④試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

- ガイドラインを踏まえ、対応すること。
- また、今後、地区により感染が拡大した場合においても、受験者が安心して受験できる環境を確保するため、監督者への試験前2週間程度の健康管理の要請はもとより、その家族などの関係者自身の健康管理の協力要請について、あらかじめ周知を行うこと。

#### 【試験当日の対応】

## (3) 監督者等への周知事項【ガイドライン2(2)①・②関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (2) 試験当日の対応

##### ①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付けること。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

##### ②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。試験監督者等についても同様であること。

- 試験場本部や試験室の入退室を行うごとに、速乾性アルコール製剤等で手指消毒を行うこと。また、無症状の濃厚接触者である受験者のいる別室においては、特にマ

スクの着用や手指消毒等の基本的な感染対策を徹底すること。

- 主任監督者は、マスクを着用したまま指示事項等の発言を行うこと。そのため、発言内容について受験者がしっかり聞き取れるように発言すること。

また、他の監督者は、試験室内の主任監督者から離れた位置でも発言内容が聞き取れるかどうか必ず確認し、聞き取れない場合は、直ちに主任監督者に知らせ、試験の進行に支障が生じないようにすること。

#### (4) 受験者から体調不良の申出があった場合の対応

- 受験者から体調不良の申出があった場合には、その内容や申出時間等の必要事項を確認の上、監督要領及び「4. 発熱・咳等の症状や、その他体調不良を申し出た受験者への対応」のとおり対応すること。
- なお、受験者から発熱・咳等の症状の申出がない場合でも、明らかに激しい咳を何度もしていることなど、監督者において、当該受験者の症状が他の受験者に影響があると判断できる場合には、試験場本部に連絡した上で、当該受験者の受験を中断し、申し出た場合と同様に対応すること。

#### 【試験終了後の対応】

#### (5) 監督者等の健康観察【ガイドライン2(3)①関係】

### 2. 試験場の衛生管理体制等の構築

#### (3) 試験終了後

##### ①試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

- ガイドラインを踏まえ、対応すること。

#### 8. その他【ガイドライン3関係】

### 3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理しておくことが必要である。例えば、以下のようなことが挙げられる。

##### ①自主検温

試験日の7日程度前から、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

②医療機関での受診

試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

③受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者は受験できないこと。発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記2.(2)④⑤で示す条件のもと、各大学の判断により、受験できる場合があることから、受験予定の大学に問い合わせる受験の可否を確認すること。

④受験の取り止め

大学入試センターと各大学は、新型コロナウイルス対応の専用ホームページなどを通じて、追試験等の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、追試験等の受験を検討すること。

⑤試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験等の受験を検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ受験する大学に相談すること）を持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑥試験当日の服装、昼食

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、あらかじめ指示された時間内に自席で食事をとること。

⑦予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑧「新しい生活様式」等の実践

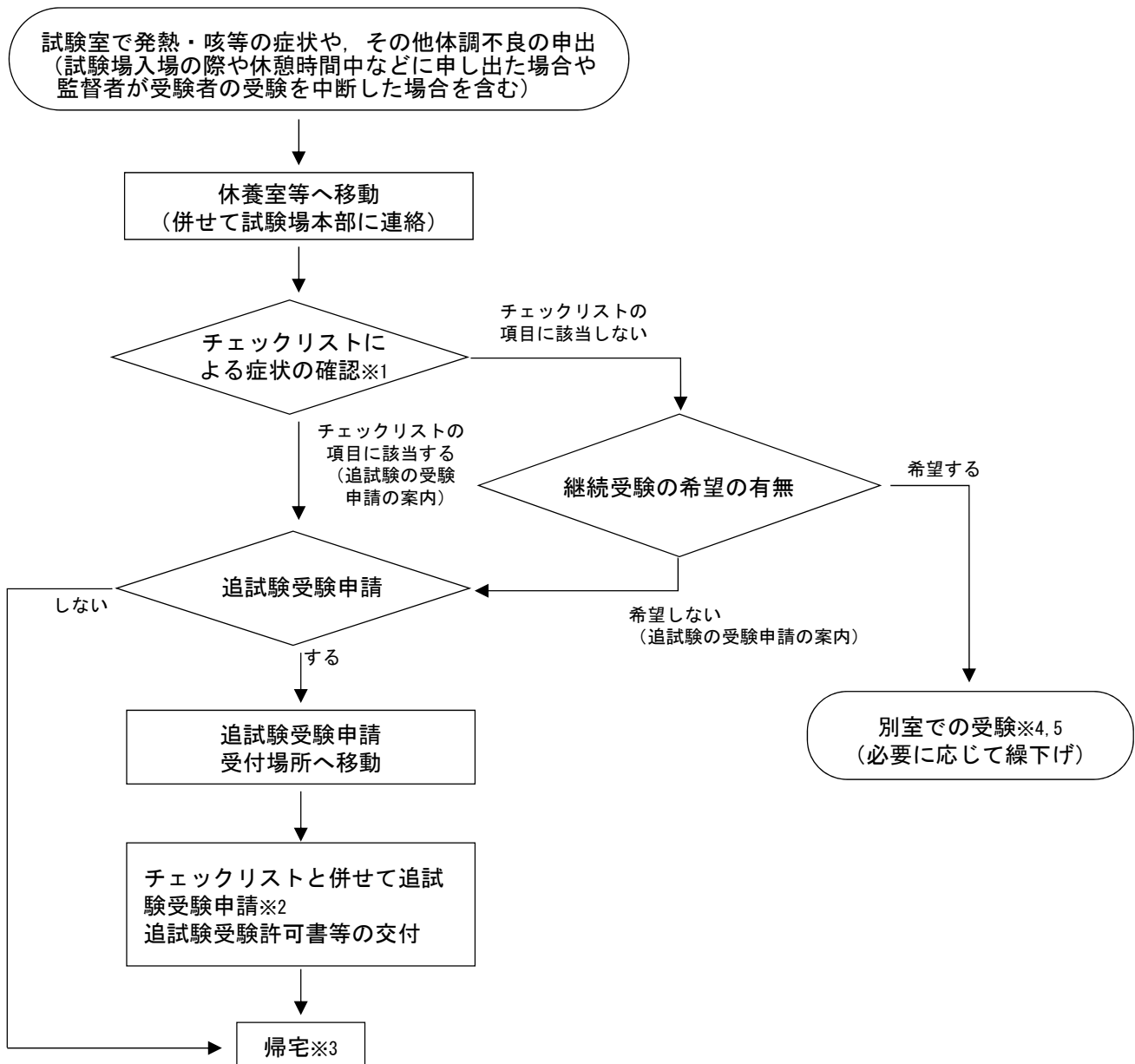
日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

⑨新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード

「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA:COVID-19 Contact Confirming Application)は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、その後の検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができることから、これを活用することが望ましいこと。なお、通知を受けたことが直ちに濃厚接触者であることを意味するものではないことに留意すること。

- 試験場における感染拡大を防止し、受験者自身が安心して受験できる環境を確保していくため、試験場では常にマスクを着用することなどの試験場における適切な行動や、発熱・咳等の症状がある場合の対応など、あらかじめ受験者に要請しておくべき事項については、大学入試センターから受験票とともに送付する「受験上の注意」やホームページにおいて、あらかじめ周知を行う。
- また、今後、地区により感染が拡大した場合においても、受験者が安心して受験できる環境を確保していくため、受験者への試験前2週間程度の健康管理の要請はもとより、その家族や高等学校の教員などの関係者自身の健康管理の協力要請について、ホームページにおいて、あらかじめ周知を行う。
- 保健所から濃厚接触者に該当するとされた受験者のうち、無症状の者については、以下のいずれの要件も満たしている場合には、受験が認められることから、受験を希望する場合には、試験前日の午前10時までに受験を予定している試験場の大学に申し出ること。
  - i) 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査又は検疫所における抗原定量検査）の結果（一般のクリニック等での検査では受験要件を満たさないこと。）、陰性であること
    - ※ 検査結果が判明するまでは受験はできないため、その場合は追試験の受験申請をすること。
  - ii) 受験当日も無症状であること
  - iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
  - iv) 終日、別室で受験すること

発熱・咳等の症状や、その他体調不良を申し出た受験者の  
休養室等での対応



※1 休養室等では、医師等により、当該受験者の氏名、受験番号、新型コロナウイルス感染症の疑いの有無をチェックリストにより確認、必要に応じて処置等の実施

※2 発熱・咳等の症状を申し出た試験時間又は監督者が当該受験者の受験を中断した試験時間を含め、当該試験時間以降の教科・科目を対象として追試験を受験申請できることとするため、試験場本部要員が当日の受験済み科目の確認

※3 試験時間中に申出があった場合や、監督者において受験者の症状が他の受験者に影響があると判断し、当該受験者の受験を中断させた場合は、当該試験時間が終了するまで休養室等で一時休養させ、当該試験時間終了後に帰宅させること

※4 当該別室は体調不良者のために設置する予備の試験室（受験者間は概ね2メートル以上の間隔での座席配置）

※5 当初の試験室で受験できる状況の場合には、当初の試験室に戻して受験させても差し支えない

令和3年度大学入学共通テスト 健康状態チェックリスト

実施大学記入欄

令和3年 月 日 時 分

大 学 名	
試 験 場 名	
試験場コード	

受験番号		氏 名	
------	--	-----	--

【確認結果のチェック欄は、受験者本人が記入しても構いませんが、必ず医師又は看護師が確認してください。】

	確認項目	確認結果	
A	発熱の症状がある（37.5度以上） 〔 度〕※検温結果を記入してください。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	息苦しさ（呼吸困難）がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	強いだるさ（倦怠感）がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
B	味を感じない（味覚障害がある）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	臭いを感じない（嗅覚障害がある）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	咳の症状が続いている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	咽頭痛が続いている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く）	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる、又は、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触（1m程度以内で15分以上接触）がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ



・ A欄で1項目以上、又は、B欄で2項目以上該当する場合は、当該受験者だけではなく他の受験者や試験監督者等の安全確保のため、本日の試験を受けることはできません。追試験の受験申請をすることになります。  
 ・ 該当しない場合で、体調回復後、受験者が希望する場合は、本日の試験を引き続き受けることができます。

（その他の症状）※上記の確認項目以外の症状を記入してください。

確認者名（自署）：

※必ず医師又は看護師のご署名をお願いします。

注)本紙は、追試験の受験申請をする場合に必要資料として取り扱います。

試験場本部 記入欄	追試験受験申請(帰宅)		継続受験	
	あり	なし	別室	当初試験室

**7. 「令和4年度大学入学者選抜に係る  
大学入学共通テスト実施大綱」について  
(通知)**

2文科高第 280 号  
令和 2 年 6 月 1 9 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
殿  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄  
する構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
各国公私立大学長（大学院大学を除く）  
独立行政法人大学入試センター理事長

文部科学省高等教育局長  
伯 井 美 徳

(印影印刷)

「令和 4 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」について（通知）

標記の大綱について、国公私立大学関係者及び高等学校関係者等の審議を踏まえ、別紙のとおり定めましたので通知します。

各国公私立大学におかれては、令和 4 年度以降の大学入学者選抜における、個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の設定並びに入学志願者への予告・公表について、遺漏のないようお取り計らい願います。

また、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

**【本件担当】**

高等教育局大学振興課入試第三係 岡，甲山  
T E L : 03-5253-4111 (内線4902)  
F A X : 03-6734-3392  
E-mail : gaknyusi@mext. go. jp



## 令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱

(令和2年6月19日付け 2文科高第280号 文部科学省高等教育局長通知)

令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト（以下「令和4年度大学入学共通テスト」という。）の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

### 第1 実施の趣旨

大学入学共通テストは、大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）への入学志願者を対象に、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的として、これを利用する各大学（以下「各大学」という。）が共同して実施するものである。

大学入学共通テストでは、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等も重視して評価を行うものとする。各大学は、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定することに資するため、それぞれの判断と創意工夫に基づき、これを適切に利用するものとする。

各大学は、大学入学共通テストが、各大学が共同して実施する試験であることを踏まえ、独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）との緊密な連絡体制の下に、試験問題の作成を担当する大学教員の派遣や実際の試験実施業務の遂行等に責任を持って取り組むものとする。

### 第2 出題教科・科目等

大学入学共通テストの出題教科・科目等は、別表1のとおりとする。

### 第3 各大学における利用

- 1 各大学は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、大学入学共通テストの利用方法を定めるものとする。

なお、入学志願者が高等学校で学んだ多様な成果を評価できるよう、できるだけ多くの教科・科目を指定することが望ましい。

- 2 各大学において、教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合には、入学志願者が複数の大学を志願し得るように配慮するとともに、高等学校の

専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないように配慮し、特定の1出題科目のみに限定しないようにすることが望ましい。

- 3 各大学は、大学入試センター試験の成績について、平成31年度及び令和2年度入学者選抜分を、大学入学共通テストの成績について、令和3年度大学入学者選抜分を、令和4年度の大学入学者選抜に利用することができる。

#### 第4 利用に係る通知等

- 1 令和4年度大学入学共通テストから新たに利用しようとする大学や学部（短期大学においては学科。以下同じ。）について、別表2の1の（1）又は（2）に該当する場合、各大学は、大学入学共通テストの出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目名等を、令和3年2月28日までに、別紙様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

令和3年度大学入学共通テストを利用した大学や学部が、令和4年度大学入学共通テストを利用しないこととする場合（一部の学部で利用しなくなる場合を含む。）は、自らの所属する連絡会議（第5の「連絡会議」）に対しあらかじめ通知した上で、令和3年2月28日までに、その旨を任意の様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

- 2 上記1のほか、令和3年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学が、大学の改組等により、令和4年4月に新設しようとする大学や学部において令和4年度大学入学共通テストを利用しようとする場合で、別表2の2の（1）～（3）のいずれかに該当し、同表の2に記載の要件を満たす場合には、令和4年度大学入学共通テストの出願期間初日の前日までに、別紙様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知することにより、大学入学共通テストを利用することができる。

- 3 令和3年度大学入学共通テストを利用した後に、大学や学部の名称の変更を行った場合で、引き続き令和4年度大学入学共通テストを利用する場合は、各大学は、名称の変更が決定した後速やかに、任意の様式により変更内容について、大学入試センターへその旨通知するものとする。

- 4 各大学は、上記1～3の通知を行った後、その内容について各大学のホームページに掲載する等の方法により、広く一般への情報の提供に努めるものとする。

## 第5 実施期日等

- 1 大学入学共通テストの実施期日については、1月13日以降の最初の土曜日及び翌日の日曜日とし、令和4年度大学入学共通テストの実施期日は、令和4年1月15日（土）及び16日（日）とする。
- 2 各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに各大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、各大学が共同して大学入学共通テストの円滑な実施を図るものとする。

## 第6 実施上の配慮事項等

- 1 大学入学共通テストの試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。
- 2 障害等のある入学志願者に対しては、障害等の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験室の設営、ICT機器の活用等について適切な配慮を行うとともに、障害等のある入学志願者の個々の困難の程度に応じた柔軟な対応に努めるものとする。
- 3 天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

## 第7 実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この大綱に定めるもののほか、実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供、経費等に関する要項を定め、令和3年6月30日までに公表するものとする。

(別表1)

出題教科・科目

1 出題教科・科目

教科	出題科目
国語	『国語』
地理歴史	「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」
公民	「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、『倫理、政治・経済』
数学	「数学Ⅰ」、『数学Ⅰ・数学A』、「数学Ⅱ」、『数学Ⅱ・数学B』、 『簿記・会計』、『情報関係基礎』
理科	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、 「生物」、「地学」
外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』

(注1) 「 」 『 』 内記載のものを1出題科目とする。

(注2) 「 」 で記載されている科目は、高等学校学習指導要領上設定されている科目を表し、『 』 はそれ以外の科目を表す。

(注3) 外国語『英語』は、リーディング及びリスニングで構成する。

2 出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教科	グループ	出題科目	試験時間
国語		『国語』	80分
地理歴史		「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間120分)
公民		「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、 『倫理、政治・経済』	
数学	①	「数学Ⅰ」、『数学Ⅰ・数学A』	70分
	②	「数学Ⅱ」、『数学Ⅱ・数学B』、 『簿記・会計』、『情報関係基礎』	60分
理科	①	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」	2科目選択 60分
	②	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間120分)

外国語		『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』	『英語』 【リーディング】80分 【リスニング】60分 (うち解答時間 30分)  『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』 【筆記】80分
-----	--	---------------------------------	---

(注1) 国語及び外国語(『英語』を除く。)は、各教科について1試験時間とし、地理歴史及び公民については、合わせて1試験時間とする。数学及び理科は、①及び②の出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとする。外国語『英語』は、リーディングとリスニングに試験時間を分けるものとする。

(注2) 国語以外の教科(教科内にグループが設定されている場合は、グループ)については、入学志願者は各大学の指定に従い、以下のとおり解答する。

1. 地理歴史及び公民については、1又は2の出題科目を選択。なお、同一名称を含む科目の組合せを2科目として選択することはできない。
2. 理科については、①及び②のうちから最大3出題科目を選択することとし、具体的には次のとおりとする。
  - A 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択
  - B 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択
  - C 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択、並びに「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択
  - D 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから2出題科目を選択
3. 上記以外の教科については、1出題科目を選択

(注3) 外国語において『英語』を選択する入学志願者は、原則として、リーディングとリスニングの双方を解答する。

(別表2)

令和4年度大学入学共通テスト（令和4年1月実施）を  
新たに利用する場合に備えるべき要件及び通知の期限等

1 令和2年4月までに開設している大学や学部又は令和3年4月に新設する大学や学部の場合 ※具体的には、以下に該当する場合は通知が必要。	
<p>(1) 令和3年度大学入学共通テスト（令和3年1月実施）を利用することとなっている大学の場合</p> <p>① 令和2年4月までに開設している学部について、令和4年度大学入学共通テストから新たに利用する場合</p> <p>② 令和3年4月に名称変更を行う学部について、令和4年度大学入学共通テストから新たに利用する場合</p> <p>③ 令和3年4月に新設する学部について、令和4年度大学入学共通テストから利用する場合</p> <p>※上記①～③に関し、当該学部に属する一部の学科（短期大学においては専攻課程。以下同じ。）で、令和4年度大学入学共通テストから新たに利用する場合を含む。</p>	<p><b>【通知の期限】</b> 令和3年2月28日までに通知すること。</p>
(2) 令和3年度大学入学共通テストを利用することとなっていない大学の場合	
2 令和4年4月に新設する大学や学部の場合 ※令和4年度大学入学共通テストを利用するためには、下記の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、下の【要件】の(ア)～(エ)の全てを満たす（「設置認可申請」の場合は(ウ)を除く。）ものであることが必要。 ※下記の(1)～(3)に該当しない場合、令和4年度大学入学共通テストを利用することはできず、最速でも令和5年度大学入学共通テスト（令和5年1月実施）からの利用となる。	
<p>(1) 令和3年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学が、令和4年4月に新設する学部について、令和4年度大学入学共通テストから利用する場合（「設置認可」され、又は「設置届出」を行っている場合に限る。）</p> <p>※当該学部に関し、一部の学科について、令和4年度大学入学共通テストから新たに利用する場合を含む。</p>	<p><b>【通知の期限】</b> 令和4年度大学入学共通テストの出願期間初日の前日までに通知すること。</p>
(2) 令和3年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学を廃止し、令和4年4月に大学を新設する場合で、令和4年度大学入学共通テストから利用する場合	
(3) 令和3年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学が、令和4年4月に他大学と統合する場合で、令和4年度大学入学共通テストから利用する場合	

**【要件】**

- (ア)：令和3年7月31日までに「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」のPR活動についての記載事項に沿ってPRを行っていること。ただし、PRの内容には大学入学共通テストの利用方法及び審査継続による保留等で大学入学共通テストの利用ができなかった場合の対応も含むこと。
- (イ)：第5により設置された自らの所属する連絡会議に対し、上記(1)～(3)のいずれかの事由による大学入学共通テストの利用を予定している旨を通知していること。
- (ウ)：令和4年度大学入学共通テストの出願期間初日の前々日までに、「設置届出」があった日から60日が経過していること。
- (エ)：令和4年度大学入学共通テストの出願期間初日の前々日までに、文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に対し、上記(ア)～(ウ)を満たしていることを任意の様式により通知していること。

(注) この表における認可及び届出は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条に定める認可及び届出をいう。

別紙様式

令和4年度大学入学共通テストの教科・科目等の利用方法について（大学入学共通テストを新たに利用する大学及び利用する学部の通知）

大学名 (所在地)	〔記入例〕 ○○大学 (○○県○○市)
利用する学部・学科（課程、専攻等）名 (総入学定員)	○○学部○○学科（○○人）
利用する選抜の対象	一般選抜の定員の一部について利用 前期 ○○学科(○○人) 後期 ○○学科(○○人)
入学志願者に解答させる教科・科目名	・国、地歴（世A、世B、日A、日B、地理A、地理Bから1）、公民（現社、倫、政経、倫・政経から1）、理（基礎を付した科目から2、物、化、生、地学から1）から2 ・数（数Ⅰ・数Aと数Ⅱ・数B、簿、情報から1） ・外（英）
備考	・「国語」「地歴」「公民」「理科」について3教科・科目以上受験した場合は高得点の科目を合否判定に使用。 ・「理科」について基礎を付した科目は2科目の合計点を1科目の得点とみなす。

記入上の注意

- 「利用する学部・学科（課程、専攻等）名」の欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。なお、入学定員の人数については、当該学部・学科の総入学定員の人数を記入すること。
- 「利用する選抜の対象」の欄には、大学入学共通テストの利用について、例えば「一般選抜の定員の一部について利用」、「総合型選抜について利用」、「学校推薦型選抜、専



門高校・総合学科卒業生入試について利用」、「第2次募集による選抜について利用」等、大学入学共通テストを課す選抜の対象及び募集人員を記入すること。

3. 「入学志願者に解答させる教科・科目名」の欄には、当該学部・学科（課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国、地歴（世A、世B、日A、日B、地理A、地理B）、公民（現社、倫、政経、倫・政経）、数（数I、数I・数A、数II、数II・数B、簿、情報）、理（物基、化基、生基、地学基、物、化、生、地学）、外（英、独、仏、中、韓）のように略して記入すること。

なお、専門教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。

## 8. 大学入学共通テストの利用に係る手続について

# 令和4年度大学入学共通テスト（R4.1実施）の利用に係る手続について

大学が共通テストを利用する場合、「大学入学共通テスト実施大綱」に基づき、期限までに必ず**文部科学省及び大学入試センターへの通知**が必要。



○ 過去、大学の手続き漏れや不備などによりセンター試験を利用できないケースが発生。

手続上の漏れや不備などにより、共通テストが利用できなくなると、受験生への影響だけでなく、大学での募集にも影響が及ぶため、十分な注意が必要です。

少しでも不明な点があれば、随時、文部科学省大学入試室へお問合せください。

## 【過去にあった手続き漏れの事例】

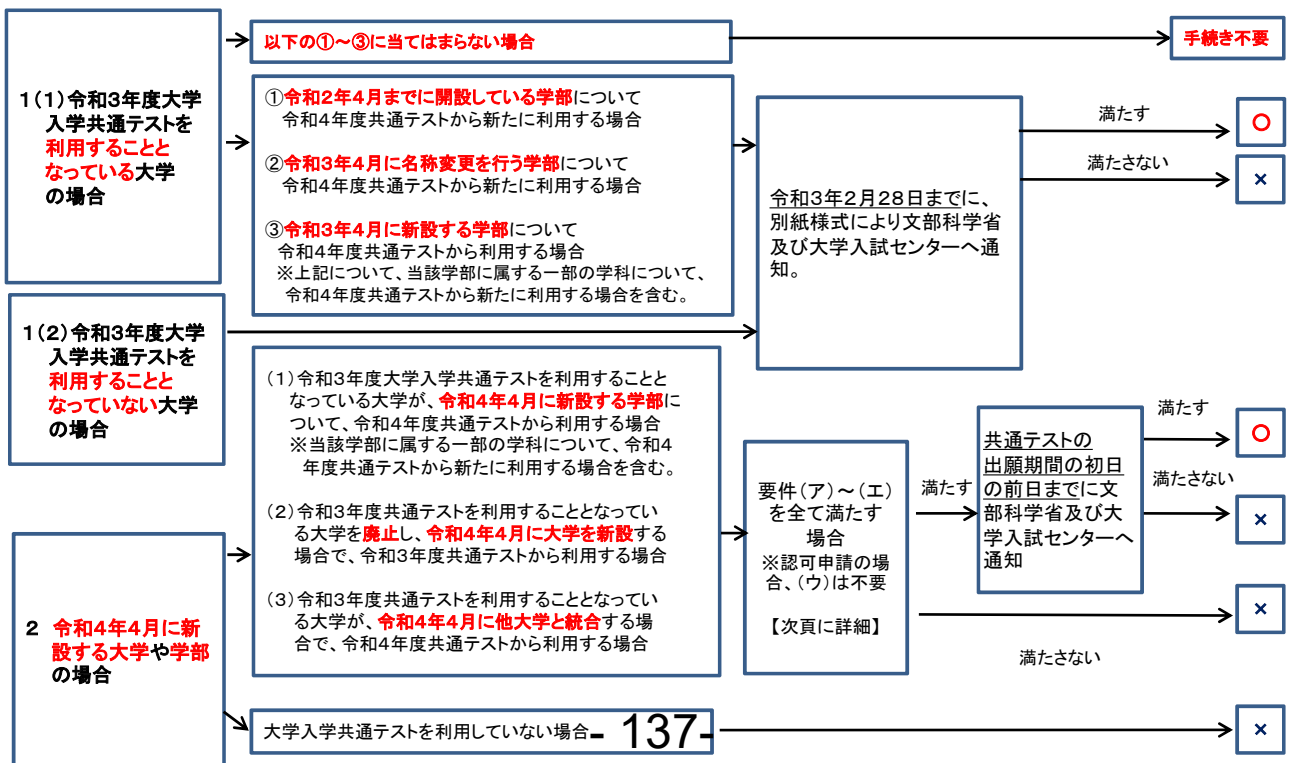
- 手続きの失念や不認知。(担当者の異動等により手続きが引き継がれていなかった等)
- 通知等の提出期限の誤認。
- 短期大学は手続きが不要と誤認していた。

1

## 令和4年度大学入学共通テスト（R4.1実施）の利用に係る手続について①

### 手続きのフローイメージ

※このフローイメージは、共通テストの利用手続きをイメージしやすいよう作成したものです。確認する際は、必ず大学入学共通テスト実施大綱を見ながら確認するようにしてください。  
※学部・大学の場合は学部、短期大学の場合は学科のことを指す。



2

## 令和4年度大学入学共通テスト（R4.1実施）の利用に係る手続について②

令和4年4月に新設する大学又は学部（短期大学においては学科）が、令和4年度共通テスト（R4年1月実施）から利用する場合の要件

（※以下（ア）～（エ）の要件をすべて満たすことが必要。）

（ア）：令和3年7月31日までに、「設置の手引き」によりPR活動を実施していること。ただし、PRの内容には、「共通テストの利用方法」及び「審査継続による保留等で共通テストの利用ができなかった場合の対応」も含む内容となっていること。

（イ）：所属する地域の連絡会議に対し、共通テストを利用予定である旨を報告していること。

（ウ）：令和4年度共通テストの出願期間初日の前々日までに、設置届出を行った日から60日が経過していること。（設置認可申請の場合は、本要件は該当しない）

（エ）：令和4年度大学共通テストの出願期間初日の前々日までに、文部科学省及び大学入試センターに、（ア）～（ウ）を満たしていることを任意様式により報告していること。（共通テストの利用に係る別紙様式を文部科学省及び大学入試センターへ通知する必要があることに注意。）

## **9. 令和3年度大学入学者選抜に係る 大学入学共通テスト実施要項（通知）**

# 令和3年度大学入学者選抜に係る 大学入学共通テスト実施要項

〔 令和2年6月30日入試セ事一第22号  
独立行政法人大学入試センター理事長通知 〕

「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（令和元年6月4日付け元文科高第106号文部科学省高等教育局長通知、令和2年1月29日一部改正）の第7に基づく要項については、次に定めるところによるものとする。

なお、試験実施期日等については、「令和3年度大学入学者選抜実施要項」（令和2年6月19日付け2文科高第281号文部科学省高等教育局長通知）の第4に基づき定めるものとする。

## 1 実施の趣旨等

- (1) 大学入学共通テストは、大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）への入学志願者を対象に、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的として、これを利用する各大学（大学の一部の学部等が利用する大学を含む。以下「各大学」という。）が独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）と協力して同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施するものとする。
- (2) 大学入学共通テストでは、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等も重視して評価を行うものとする。各大学は、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定することに資するため、それぞれの判断と創意工夫に基づき、これを適切に利用するものとする。

## 2 実施に当たっての業務分担等

- (1) 大学入学共通テストは、中立・公正を旨とし、試験の実施に当たっては、試験問題の漏洩や不正行為の発生など大学入学共通テストの信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、試験問題の作成、答案の採点その他の業務を適切かつ厳正に行うものとする。  
また、試験を適切かつ円滑に実施するため、各種マニュアルの作成、大学入試センターと各大学間の連絡体制の構築、その他試験実施方法等について周到な準備に努めるとともに、受験者の不正行為を未然に防止するため、受験者の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験者の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努めるものとする。
- (2) 大学入学共通テストの実施に当たっての業務は、上記(1)を踏まえ、大学入試センターと各大学が次のとおり分担し、それぞれ責任を持って行うものとする。
  - ① 大学入試センター  
試験問題等の作成・印刷及び輸送、受験案内等の作成、出願の受付、受験票等の送付、実施等に関する各種マニュアルの作成、各大学への実施方法等の周知、試験場の指定、答案の採点・集計、試験成績その他資料の各大学への提供、その他関連する業務
  - ② 各大学  
試験問題作成に携わる者の派遣、受験案内の配付、試験場の設定、試験監督者等の選出及び実施方法等の周知、受領試験問題等の保管・管理及び設定した試験場への輸送、試験の実施、答案の整理・返送、試験成績の請求、その他関連する業務
- (3) 各大学は、大学入試センターと協力して、原則として都道府県ごとに、各大学の入学者選抜の実施責任者等による連絡会議を組織し、試験場の設定等試験実施上の具体的取扱いについて協議する

ものとする。

なお、連絡会議を組織するに当たっては、この会議の取りまとめや当該地域内の大学間の連絡調整等を行う世話大学を置き、大学入学共通テストの円滑な実施を図るものとする。

### 3 出題教科・科目等

- (1) 大学入学共通テストの出題は、高等学校学習指導要領に準拠して行う。
- (2) 大学入学共通テストの出題教科・科目等は、別紙1のとおりとする。
- (3) 大学入学共通テストは、主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し、解答はマーク方式とする。

### 4 受験案内の配付

大学入試センターは、出願の具体的手続、大学入学共通テストの実施に関する細目等を記載した受験案内を作成し、各大学及び大学入試センターが指定する発送代行業者において、これを希望者に令和2年9月1日（火）から配付する。

### 5 出願資格

大学入学共通テストに出願することができる者は、各大学へ入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）であって、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和3年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和3年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和3年3月31日までにこれに該当する見込みの者

### 6 出 願

大学入学共通テストの出願は、次のとおりとする。

- (1) 出願の期間は、令和2年9月28日（月）から10月8日（木）までとする。
- (2) 出願の方法は、次のとおりとする。
  - ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は中等教育学校を令和3年3月卒業見込みの者は、志願票に検定料受付証明書を添えて、在学する学校の校長を経由して、大学入試センターに郵送により提出するものとする。
  - ② ①以外の者は、志願票に検定料受付証明書及び出願資格を証明する書類を添えて、直接、大学入試センターに郵送により提出するものとする。
  - ③ 入学志願者は、受験教科名及び科目数等について、次の事項を出願時に申し出るものとする。
    - ア 受験する教科名（地理歴史及び公民については、そのいずれか又は両教科を受験する場合であっても、出願登録上は1教科として取り扱う。）
    - イ 地理歴史及び公民の試験時間において1又は2科目を選択する場合のそれぞれの受験科目数
    - ウ 理科については、科目選択の方法（別紙1を参照。）
    - エ 数学のグループ②の各科目のうち『簿記・会計』又は『情報関係基礎』のいずれかの科目の受験希望の有無及び外国語の各科目のうち『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』又は『韓国語』のいずれかの科目の受験希望の有無
  - ④ 大学入学共通テストの成績の通知を希望する入学志願者は、出願時に併せて申し出るものとする。

## 7 検定料

(1) 大学入学共通テストの検定料は、次のとおりとする。

区 分	金 額
3 教科以上を受験する場合	18,000 円
2 教科以下を受験する場合	12,000 円

(注) 検定料の算定において、地理歴史及び公民については、受験する教科数にかかわらず、受験教科数は「1」として取り扱うものとする。

(2) 検定料の払込期間は、令和2年9月1日（火）から10月8日（木）までとする。

## 8 確認はがきの送付等

大学入試センターは、出願を受理した入学志願者に対し、令和2年10月下旬までに確認はがきを送付し、志願票記入事項の登録内容についての確認を求める。

なお、入学志願者は、受験教科等の訂正が必要な場合には、大学入試センターに届け出るものとする。

## 9 受験票等の送付

大学入試センターは、出願を受理した入学志願者に対し、受験番号、試験場等を記載した受験票及び志願する各大学に提出するための大学入学共通テスト成績請求票等を、令和2年12月中旬までに送付する。

## 10 試験場の指定

(1) 大学入学共通テストの試験場は、原則として都道府県を単位とする試験地区を設け、この試験地区内に所在する各大学が、当該試験地区内の入学志願者を収容できるよう、設定するものとする。

(2) 大学入試センターは、出願を受理した入学志願者に対し、原則として次により試験場を指定する。

- ① 高等学校又は中等教育学校を令和3年3月卒業見込みの者（通信制の課程によるものを除く。）については、在学する学校が所在する試験地区内の各大学が設定する試験場
- ② ①以外の者については、居住する試験地区内の各大学が設定する試験場

## 11 試験実施期日等

(1) 大学入学共通テストの実施期日は、入学志願者が新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れ（以下「学業の遅れ」という。）に対応できる選択肢を確保するため、次のとおりとする。

- ① 令和3年1月16日（土）及び17日（日）
- ② 令和3年1月30日（土）及び31日（日）

(2) 大学入学共通テストの時間割は、次のとおりとする。



試験日	出題教科・科目		試験時間
第1日	地理歴史 公民	「世界史 A」「世界史 B」 「日本史 A」「日本史 B」 「地理 A」「地理 B」 「現代社会」「倫理」 「政治・経済」『倫理, 政治・経済』	2科目選択 9:30～11:40 (注 1) 1科目選択 10:40～11:40
	国語	『国語』	13:00～14:20
	外国語	『英語』『ドイツ語』『フランス語』 『中国語』『韓国語』	『英語』【リーディング】 『ドイツ語』『フランス語』 『中国語』『韓国語』 【筆記】 15:10～16:30
			『英語』【リスニング】 17:10～18:10 (注 2)
第2日	理科①	「物理基礎」「化学基礎」 「生物基礎」「地学基礎」	9:30～10:30 (注 3)
	数学①	「数学 I」『数学 I・数学 A』	11:20～12:30
	数学②	「数学 II」『数学 II・数学 B』 『簿記・会計』 『情報関係基礎』	13:50～14:50
	理科②	「物理」「化学」 「生物」「地学」	2科目選択 15:40～17:50 (注 1) 1科目選択 16:50～17:50

(注 1) 地理歴史及び公民並びに理科のグループ②の試験時間において 2 科目を選択する場合は、解答順に第 1 解答科目及び第 2 解答科目に区分し各 60 分間で解答を行うが、第 1 解答科目及び第 2 解答科目の間に答案回収等を行うために必要な時間を加え、試験時間は 130 分とする。

(注 2) リスニングは、音声問題を用い 30 分間で解答を行うが、解答開始前に受験者に配付した IC プレーヤーの作動確認・音量調節を受験者本人が行うために必要な時間を加え、試験時間は 60 分とする。

(注 3) 理科のグループ①については、2 科目を受験するものとし、1 科目のみの受験は認めない。

(3) 令和 3 年 1 月 30 日 (土) 及び 31 日 (日) に実施する試験については、原則、「5 出願資格」に該当する者で令和 3 年 3 月に卒業 (修了) 見込みの者のうち、「学業の遅れ」のため当該日程で受験することが適当であると在学する学校長に認められた者を対象に、文部科学省、大学入試センター及び大学等が協力して、全都道府県に試験場を設定して実施する。

(4) 令和 3 年 1 月 16 日 (土) 及び 17 日 (日) に実施する試験を疾病、負傷等やむを得ない事情により、受験できない者を対象として、次のとおり追試験を実施する。

① 実施期日は、令和 3 年 1 月 30 日 (土) 及び 31 日 (日) とする。

② 試験場は、全都道府県に設定する。

③ 追試験の受験については、所定の基準により、各大学において申請事由を審査し、許可するものとする。

(5) 令和 3 年 1 月 16 日 (土) 及び 17 日 (日) に実施する試験を雪・地震等による災害その他特別

の事情により、実施できず又は完了しなかった場合には、実施できなかった試験分について、再試験を実施する。実施期日は、令和3年1月30日（土）及び31日（日）とし、当日の実施が不可能な場合は、この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

- (6) 令和3年1月30日（土）及び31日（日）に実施する試験を疾病、負傷等やむを得ない事情により、受験できない者を対象として、次のとおり特例追試験を実施する。
- ① 実施期日は、令和3年2月13日（土）及び14日（日）とする。
  - ② 試験場は、原則として全国を2地区に分け、地区ごとに1か所を設定する。
  - ③ 特例追試験の受験については、所定の基準により、各大学において申請事由を審査し、許可するものとする。
  - ④ 特例追試験は、「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針」（令和2年6月30日一部変更）によらないものとする。
  - ⑤ 特例追試験の出題教科・科目の出題方法及び時間割は、別紙2のとおりとする。

## 12 得点の調整

- (1) 大学入試センターは、令和3年1月16日（土）及び17日（日）に実施する試験並びに令和3年1月30日（土）及び31日（日）に実施する試験それぞれにおいて、次の各科目間で、原則として、20点以上の平均点差が生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には、得点調整を行う。

ただし、受験者数が1万人未満であった科目は得点調整の対象としない。

- ① 地理歴史の「世界史B」，「日本史B」，「地理B」の間
- ② 公民の「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」の間
- ③ 理科のグループ②の「物理」，「化学」，「生物」，「地学」の間

また、得点調整の実施の有無は、令和3年1月16日（土）及び17日（日）に実施する試験については令和3年1月22日（金）（予定）に、令和3年1月30日（土）及び31日（日）に実施する試験については令和3年2月4日（木）（予定）にそれぞれ発表する。

- (2) 令和3年1月16日（土）及び17日（日）に実施する試験と令和3年1月30日（土）及び31日（日）に実施する試験の間では、得点の調整は行わない。

## 13 資料の発表

- (1) 大学入試センターは、大学入学共通テストの試験問題、正解・配点を試験実施後速やかに発表する。
- (2) 大学入試センターは、大学入学共通テストの受験者数、平均点、最高点、最低点、標準偏差等を次のとおり発表する。
- ① 中間発表は、令和3年1月16日（土）及び17日（日）に実施する試験については、令和3年1月20日（水）（予定）に、令和3年1月30日（土）及び31日（日）に実施する試験については、令和3年2月3日（水）（予定）に発表する。
  - ② 最終発表は、令和3年2月18日（木）（予定）に発表する。

## 14 成績の請求及び提供等

- (1) 各大学は、当該大学の入学志願者から提出された大学入学共通テスト成績請求票に基づき、入学志願者の大学入学共通テストの成績を大学入試センターに請求するものとする。
- (2) 大学入試センターは、各大学からの請求に基づき、当該大学の入学志願者の試験成績を速やかに提供する。
- (3) 大学入試センターが、各大学に提供する成績等の内容は、次のとおりとする。
- ① 個人別の科目別得点（『国語』については、大学が特定の分野の利用を指定した場合は、科

目別得点及び分野別得点\*。『英語』については、リーディング、リスニング別の得点。)及びその合計点

なお、地理歴史及び公民並びに理科については、次のとおりとする。

ア 地理歴史及び公民で2科目を受験した者又は理科のグループ②で2科目を受験した者については、大学からの請求に基づき、第1解答科目、第2解答科目別の得点及びその合計点、又は第1解答科目の得点を提供する。

イ 理科のグループ①を受験した者については、選択した科目別の得点及びその合計点を提供する。

② ①で提供する個人別の科目別得点における段階表示

なお、国語、英語、地理歴史及び公民並びに理科については、上記(3)①に基づき、次のとおりとする。

ア 『国語』については、分野別得点の段階表示は提供しない。

イ 『英語』については、リーディング、リスニング別得点の段階表示を提供する。

ウ 地理歴史及び公民で2科目を受験した者又は理科のグループ②で2科目を受験した者については、第1解答科目、第2解答科目の合計点の段階表示は提供しない。

エ 理科のグループ①を受験した者については、合計点の段階表示も提供する。

③ 全受験者の科目別（『英語』については、リーディング、リスニング別）の平均点、標準偏差、段階表示における段階ごとの割合等

なお、理科のグループ①については、合計点の平均点、標準偏差及び段階表示における段階ごとの割合は提供しない。

④ 過年度（平成30年度大学入学者選抜から令和2年度大学入学者選抜）の大学入試センター試験に係る個人別の科目別得点及びその合計点等

なお、個人別の科目別得点における段階表示は提供しない。

(4) 大学入学共通テストの成績提供の日程は、次のとおりとする。

① 令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの成績  
令和3年2月8日（月）以降に行う。

ただし、特例追試験については、令和3年2月18日（木）以降に行う。

② 過年度（平成30年度大学入学者選抜から令和2年度大学入学者選抜）の大学入試センター試験に係る成績

令和2年6月1日（月）から令和3年3月31日（水）まで行う。

ただし、令和2年9月28日（月）から11月30日（月）まで、及び令和3年1月15日（金）から2月7日（日）までの期間を除く。

(5) 各大学は、大学入試センターから大学入学共通テスト及び過年度の大学入試センター試験の成績の提供を受けるに当たっては、入学志願者1人1回につき、750円の成績提供手数料を大学入試センターへ納付するものとする。

(6) 各大学は、提供された大学入学共通テスト及び過年度の大学入試センター試験の個人別成績を、当該大学の判断により受験者本人に開示することは差し支えないこととするが、その保管・管理等に十分配慮するものとする。

なお、開示時期は、令和3年4月1日（木）以降とするものとする。

---

\* 分野別得点の詳細は、大問別に近代以降の文章（2問100点）、古典（古文（1問50点）、漢文（1問50点））とする。

## 15 障害等のある入学志願者に対する受験上の配慮

大学入学共通テストの実施に当たっては、障害等のある入学志願者に対し、障害等の種類・程度に応じ、申請に基づき審査の上、次のような配慮をする。

- (1) 点字による出題・解答，拡大文字による出題，試験時間の延長，マーク方式によらない文字又はチェックによる解答，代筆による解答，手話通訳者の配置，介助者の配置，特定試験室の指定，パソコンの利用等
- (2) 重度難聴者などリスニングを受験することが困難な者については，リスニングの受験を免除

## 16 試験の実施経費

- (1) 大学入試センターは，別に定める基準に基づき，予算の範囲内において，各大学が分担する試験実施業務に係る経費を支出する。
- (2) 大学入試センターは，(1)の支出に当たり，各大学と所要の取決めを行う。

## 17 成績の本人通知

- (1) 大学入試センターは，大学入学共通テスト出願時の入学志願者本人からの希望の申出に基づき，成績を通知する。
- (2) 成績通知は，令和3年4月1日（木）以降に行う。
- (3) 成績通知手数料は800円とし，成績通知を希望する入学志願者は，検定料と併せて納付するものとする。

## 18 その他

前各項に定めるもののほか，大学入学共通テストの実施に関する細目のうち，一括して処理することが適当と認められるものについては，大学入試センターが別に定める。

また，大学入学共通テスト実施に当たっての新型コロナウイルス感染予防対策等については，「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和2年6月19日付け大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定）等に基づき，大学入試センターが別に定める。

別紙 1

令和 3 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト出題教科・科目の出題方法等

教科	グループ	出題科目	出題方法等	科目選択の方法等	試験時間(配点)
国語		『国語』	「国語総合」の内容を出題範囲とし、近代以降の文章、古典(古文、漢文)を出題する。		80分(200点)
地理歴史		「世界史A」 「世界史B」 「日本史A」 「日本史B」 「地理A」 「地理B」	『倫理、政治・経済』は、「倫理」と「政治・経済」を総合した出題範囲とする。	左記出題科目の10科目のうちから最大2科目を選択し、解答する。 ただし、同一名称を含む科目の組合せで2科目を選択することはできない。 なお、受験する科目数は出願時に申し出ること。	1科目選択 60分(100点) 2科目選択 130分(うち解答時間120分) (200点)
公民		「現代社会」 「倫理」 「政治・経済」 『倫理、政治・経済』			
数 学	①	「数学Ⅰ」 『数学Ⅰ・数学A』	『数学Ⅰ・数学A』は、「数学Ⅰ」と「数学A」を総合した出題範囲とする。 ただし、次に記す「数学A」の3項目の内容のうち、2項目以上を学習した者に対応した出題とし、問題を選択解答させる。 〔場合の数と確率、整数の性質、図形の性質〕	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し、解答する。	70分(100点)
	②	「数学Ⅱ」 『数学Ⅱ・数学B』 『簿記・会計』 『情報関係基礎』	『数学Ⅱ・数学B』は、「数学Ⅱ」と「数学B」を総合した出題範囲とする。 ただし、次に記す「数学B」の3項目の内容のうち、2項目以上を学習した者に対応した出題とし、問題を選択解答させる。 〔数列、ベクトル、確率分布と統計的な推測〕  『簿記・会計』は、「簿記」及び「財務会計Ⅰ」を総合した出題範囲とし、「財務会計Ⅰ」については、株式会社の会計の基礎的事項を含め、財務会計の基礎を出題範囲とする。 『情報関係基礎』は、専門教育を主とする農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報及び福祉の8教科に設定されている情報に関する基礎的科目を出題範囲とする。	左記出題科目の4科目のうちから1科目を選択し、解答する。 ただし、科目選択に当たり、『簿記・会計』及び『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望する場合は、出願時に申し出ること。	60分(100点)
理 科	①	「物理基礎」 「化学基礎」 「生物基礎」 「地学基礎」		左記出題科目の8科目のうちから下記のいずれかの選択方法により科目を選択し、解答する。	【理科①】 2科目選択 60分(100点)
	②	「物理」 「化学」 「生物」 「地学」		A 理科①から2科目 B 理科②から1科目 C 理科①から2科目及び理科②から1科目 D 理科②から2科目  なお、受験する科目の選択方法は出願時に申し出ること。	【理科②】 1科目選択 60分(100点) 2科目選択 130分(うち解答時間120分) (200点)

外国語	『英語』 『ドイツ語』 『フランス語』 『中国語』 『韓国語』	『英語』は、「コミュニケーション英語Ⅰ」に加えて「コミュニケーション英語Ⅱ」及び「英語表現Ⅰ」を出題範囲とし、【リーディング】と【リスニング】を出題する。 なお、【リスニング】の問題音声の流れる回数は、1回読みのもと2回読みのもとで構成する。	左記出題科目の5科目のうちから1科目を選択し、解答する。 ただし、科目選択に当たり、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』及び『韓国語』の問題冊子の配付を希望する場合は、出願時に申し出ること。	『英語』 【リーディング】 80分(100点) 【リスニング】 60分(うち解答時間30分) (100点) 『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』 【筆記】 80分(200点)
-----	---	--	--	--

備考 1 「 」で記載されている科目は、高等学校学習指導要領上設定されている科目を表し、『 』はそれ以外の科目を表す。

- 2 地理歴史及び公民の「科目選択の方法等」欄中の「同一名称を含む科目の組合せ」とは、「世界史A」と「世界史B」, 「日本史A」と「日本史B」, 「地理A」と「地理B」, 「倫理」と『倫理, 政治・経済』及び「政治・経済」と『倫理, 政治・経済』の組合せをいう。
- 3 地理歴史及び公民並びに理科②の試験時間において2科目を選択する場合は、解答順に第1解答科目及び第2解答科目に区分し各60分間で解答を行うが、第1解答科目及び第2解答科目の間に答案回収等を行うために必要な時間を加えた時間を試験時間とする。
- 4 理科①については、1科目のみの受験は認めない。
- 5 外国語において『英語』を選択する受験者は、原則として、リーディングとリスニングの双方を解答する。
- 6 リスニングは、音声問題を用い30分間で解答を行うが、解答開始前に受験者に配付したICプレーヤーの作動確認・音量調節を受験者本人が行うために必要な時間を加えた時間を試験時間とする。

## 特例追試験 出題教科・科目の出題方法等

教科	グループ	出題科目	出題方法等	科目選択の方法等	試験時間(配点)
国語		『国語』	「国語総合」の内容を出題範囲とし、近代以降の文章、古典(古文、漢文)を出題する。		80分(200点)
地理歴史		「世界史A」 「世界史B」 「日本史A」 「日本史B」 「地理A」 「地理B」	『倫理、政治・経済』は、「倫理」と「政治・経済」を総合した出題範囲とする。	左記出題科目の10科目のうちから最大2科目を選択し、解答する。 ただし、同一名称を含む科目の組合せで2科目を選択することはできない。 なお、受験する科目数は出願時に申し出ること。	1科目選択 60分(100点) 2科目選択 130分(うち解答時間120分) (200点)
公民		「現代社会」 「倫理」 「政治・経済」 『倫理、政治・経済』			
数学	①	「数学Ⅰ」 『数学Ⅰ・数学A』	『数学Ⅰ・数学A』は、「数学Ⅰ」と「数学A」を総合した出題範囲とする。 ただし、次に記す「数学A」の3項目の内容のうち、2項目以上を学習した者に対応した出題とし、問題を選択解答させる。 〔場合の数と確率、整数の性質、図形の性質〕	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し、解答する。	60分(100点)
	②	「数学Ⅱ」 『数学Ⅱ・数学B』	『数学Ⅱ・数学B』は、「数学Ⅱ」と「数学B」を総合した出題範囲とする。 ただし、次に記す「数学B」の3項目の内容のうち、2項目以上を学習した者に対応した出題とし、問題を選択解答させる。 〔数列、ベクトル、確率分布と統計的な推測〕	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し、解答する。	60分(100点)
理科	①	「物理基礎」 「化学基礎」 「生物基礎」 「地学基礎」		左記出題科目の8科目のうちから下記のいずれかの選択方法により科目を選択し、解答する。	【理科①】 2科目選択 60分(100点)
	②	「物理」 「化学」 「生物」 「地学」	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」には、一部に選択問題を配置する。	A 理科①から2科目 B 理科②から1科目 C 理科①から2科目及び理科②から1科目 D 理科②から2科目  なお、受験する科目の選択方法は出願時に申し出ること。	【理科②】 1科目選択 60分(100点) 2科目選択 130分(うち解答時間120分) (200点)
外国語		『英語』	「コミュニケーション英語Ⅰ」に加えて「コミュニケーション英語Ⅱ」及び「英語表現Ⅰ」を出題範囲とする。 【筆記】として、発音、アクセント、語句整序などを単独で問う問題も出題する。 【リスニング】の聞き取る音声は、全ての問題において2回流すものとする。		【筆記】 80分(200点) 【リスニング】 60分(うち解答時間30分) (50点)

- 備考 1 国語は、教科について1試験時間とし、地理歴史及び公民については、合わせて1試験時間とする。数学及び理科は、①及び②の出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとする。  
 外国語『英語』は、筆記とリスニングに試験時間を分けるものとする。
- 2 「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項」の14の(3)にいう『国語』の特定の分野は、「出題方法等」欄中の「近代以降の文章(2問100点)、古典(古文(1問50点)、漢文(1問50点))」とする。
- 3 数学②は「数学Ⅱ」及び『数学Ⅱ・数学B』を、外国語は『英語』のみを出題科目とする。
- 4 地理歴史及び公民の「科目選択の方法等」欄中の「同一名称を含む科目の組合せ」とは、「世界史A」と「世界史B」、「日本史A」と「日本史B」、「地理A」と「地理B」、「倫理」と『倫理、政治・経済』及び「政治・経済」と『倫理、政治・経済』の組合せをいう。
- 5 地理歴史及び公民並びに理科②の試験時間において2科目を選択する場合は、解答順に第1解答科目及び第2解答科目に区分し各60分間で解答を行うが、第1解答科目及び第2解答科目の間に答案回収等を行うために必要な時間を加えた時間を試験時間とする。
- 6 理科①については、1科目のみの受験は認めない。
- 7 外国語『英語』は、原則として、筆記とリスニングの双方を解答する。
- 8 リスニングは、音声問題を用い30分間で解答を行うが、解答開始前に受験者に配付したICプレーヤーの作動確認・音量調節を受験者本人が行うために必要な時間を加えた時間を試験時間とする。

### 特例追試験の時間割

試験日	出題教科・科目		試験時間
第1日	地理歴史 公民	「世界史A」「世界史B」 「日本史A」「日本史B」 「地理A」「地理B」 「現代社会」「倫理」 「政治・経済」『倫理、政治・経済』	2科目選択 9:30～11:40(注1) 1科目選択 10:40～11:40
	国語	『国語』	13:00～14:20
	外国語	『英語』	【筆記】 15:10～16:30 ----- 【リスニング】 17:10～18:10(注2)
第2日	理科①	「物理基礎」「化学基礎」 「生物基礎」「地学基礎」	9:30～10:30(注3)
	数学①	「数学Ⅰ」『数学Ⅰ・数学A』	11:20～12:20
	数学②	「数学Ⅱ」『数学Ⅱ・数学B』	13:40～14:40
	理科②	「物理」「化学」 「生物」「地学」	2科目選択 15:30～17:40(注1) 1科目選択 16:40～17:40

(注1) 地理歴史及び公民並びに理科のグループ②の試験時間において2科目を選択する場合は、解答順に第1解答科目及び第2解答科目に区分し各60分間で解答を行うが、第1解答科目及び第2解答科目の間に答案回収等を行うために必要な時間を加え、試験時間は130分とする。

(注2) リスニングは、音声問題を用い30分間で解答を行うが、解答開始前に受験者に配付したICプレーヤーの作動確認・音量調節を受験者本人が行うために必要な時間を加え、試験時間は60分とする。

(注3) 理科のグループ①については、2科目を受験するものとし、1科目のみの受験は認めない。